

平成19年 6月 1日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(28名)

1番	佐藤 博	2番	武田 正樹
3番	小坂井 実	4番	佐藤 高清
5番	立松 新治	6番	山本 芳照
7番	村井 邦彦	8番	新田 達也
10番	伊藤 正信	11番	栗田 和昌
13番	炭竈 ふく代	14番	三浦 義美
15番	浅井 葉子	16番	中山 金一
17番	前田 勝幸	18番	安井 光子
19番	佐藤 良行	20番	高橋 和夫
22番	水野 博	23番	高橋 清春
24番	木下 道郎	25番	宇佐美 肇
26番	久保 文哉	27番	黒宮 喜四美
28番	四方 利男	29番	大原 功
31番	原沢 久志	32番	三宮 十五郎

2. 欠席議員は次のとおりである(3名)

9番	渡邊 昶	12番	杉浦 敏
21番	立松 一彦		

3. 会議録署名議員

13番	炭竈 ふく代	14番	三浦 義美
-----	--------	-----	-------

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市長	服部 彰文	副市長	加藤 恒夫
教育長	池田 俊弘	総務部長	北岡 勤
民生部長兼 福祉事務所長	大木 博雄	開発部長	横井 昌明
十四山総合福祉 センター所長	平野 雄二	会計管理者 兼会計課長	村上 勝美
十四山支所長	平野 瞳	十四山スポーツ センター館長	平野 茂雄
総務部次長 兼税務課長	佐藤 忠	民生部次長 兼市民課長	加藤 芳二

開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	服 部 昭 男
教 育 部 次 長 兼 函 書 館 長	高 橋 忠	監 査 委 員 長 事 務 局 長	加 藤 重 幸
総 務 課 長	佐 藤 勝 義	企 画 情 報 課 長	村 瀬 美 樹
管 財 課 長	渡 辺 安 彦	防 災 安 全 課 長	服 部 正 治
保 険 年 金 課 長	佐 野 隆	環 境 課 長	久 野 一 美
健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘	福 祉 課 長	横 井 貞 夫
介 護 高 齡 課 長	佐 野 隆	児 童 課 長	山 田 英 夫
商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司	土 木 課 長	三 輪 眞 士
都 市 計 画 課 長	伊 藤 敏 之	下 水 道 課 長	橋 村 正 則
教 育 課 長	前 野 幸 代	社 会 教 育 課 長	水 野 進

6 . 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	下 里 博 昭	書 記	柴 田 寿 文
書 記	岩 田 繁 樹		

7 . 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	議案第34号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正の件
日程第 5	議案第35号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件
日程第 6	議案第36号 平成19年度弥富市一般会計補正予算の件
日程第 7	議案第37号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
日程第 8	議案第38号 平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件

~~~~~  
午前10時10分 開会

議長（宇佐美 肇君） ただいまより平成19年第2回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。  
会議規則第81条の規定により、炭竈ふく代議員と三浦義美議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

議長（宇佐美 肇君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りいたします。

第2回弥富市議会定例会の会期を本日から22日までの22日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から22日までの22日間と決定しました。

~~~~~  
日程第3 諸般の報告

議長（宇佐美 肇君） 日程第3、諸般の報告をします。  
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、弥富市長から平成18年度農業集落排水事業特別会計及び平成18年度介護保険特別会計の繰り越しに関する書類が、海部津島土地開発公社から平成18年度事業決算に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。  
以上、諸般の報告を終わります。

~~~~~  
日程第4 議案第34号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正の件

日程第5 議案第35号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

日程第6 議案第36号 平成19年度弥富市一般会計補正予算の件

日程第7 議案第37号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件

日程第8 議案第38号 平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件

議長（宇佐美 肇君） この際、日程第4、議案第34号から日程第8、議案第38号まで、以上5件を一括議題といたします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

市長（服部彰文君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、平成19年第2回定例会の開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

皆さん、おはようございます。

今日は、議員各位におかれましては公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本定例会におきまして御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、条例議案2件、予算関係議案3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第34号弥富市児童厚生施設条例の一部改正につきましては、児童クラブの利用料を減免するため、条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第35号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、扶養親族についての補償基礎額の加算額を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第36号平成19年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,171万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億4,171万5,000円とするものであります。歳出の主な内容といたしましては、民生費におきましては国民健康保険特別会計への繰入金、衛生費におきましては妊婦健康診査費用補助の回数を5回に拡大するための委託料等でございます。商工費におきましては企業立地指定企業交付奨励金でありまして、固定資産税額が確定したことによるもの。教育費は、図書館空調機器の修繕等工事請負費であります。これに対し、主な歳入といたしましては、財政調整基金繰入金2,539万3,000円を計上するものであります。

次に、議案第37号平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億8,620万円とするものであります。歳出の主な内容といたしましては、一定要件のもと、前期高齢者に係る国民健康保険税を年金からの天引きによる特別徴収とする制度改正に伴い、電子計算処理システム構築に係る経費でございます。

次に、議案第38号平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ665万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億2,625万8,000円とするものであります。歳出の内容といたしましては、過年度分の精算に伴うものであります。

以上が御提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 議案は関係課長に説明させ、補正予算は朗読・説明を省略させます。

児童課長（山田英夫君） 議案第34号弥富市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、弥富市児童厚生施設条例の一部を改正する条例。弥富市児童厚生施設条例（平成6年弥富町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「使用料」の次に「又は利用料」を加える。

附則、この条例は平成19年7月1日から施行する。

防災安全課長（服部正治君） 議案第35号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（平成19年政令第80号）が平成19年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い改正するものであります。改正の背景としまして、給与法の改正により、非常勤消防団員等に係る損害補償は、配偶者以外の扶養親族のうち3人目以降の扶養親族に係る給付基礎額の加算額を2人目までの扶養親族に係る加算額と同額に引き上げるものであります。

附則第1項、これは施行期日を定める規定でありまして、平成19年4月1日から適用するものであります。

第2項、これは経過措置を定める規定で、適用関係について、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償、並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例によるものであります。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） お諮りします。

本案5件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は継続議会で審議することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~

午前10時20分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 三 浦 義 美

平成19年6月8日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(30名)

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高清
5番	立松新治	6番	山本芳照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
10番	伊藤正信	11番	栗田和昌
12番	杉浦敏	13番	炭竈ふく代
14番	三浦義美	15番	浅井葉子
16番	中山金一	17番	前田勝幸
18番	安井光子	19番	佐藤良行
20番	高橋和夫	21番	立松一彦
22番	水野博	23番	高橋清春
24番	木下道郎	25番	宇佐美肇
26番	久保文哉	27番	黒宮喜四美
28番	四方利男	29番	大原功
31番	原沢久志	32番	三宮十五郎

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

9番 渡邊昶

3. 会議録署名議員

15番 浅井葉子                      16番 中山金一

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市長	服部彰文	副市長	加藤恒夫
教育長	池田俊弘	総務部長	北岡勤
民生部長兼 福祉事務所長	大木博雄	開発部長	横井昌明
十四山総合福祉 センター所長	平野雄二	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
十四山支所長	平野瞳	十四山スポーツ センター館長	平野茂雄
総務部次長兼 税務課長	佐藤忠	民生部次長兼 市民課長	加藤芳二

開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	服 部 昭 男
教 育 部 次 長 兼 函 書 館 長	高 橋 忠	監 査 委 員 長 事 務 局 長	加 藤 重 幸
総 務 課 長	佐 藤 勝 義	企 画 情 報 課 長	村 瀬 美 樹
管 財 課 長	渡 辺 安 彦	防 災 安 全 課 長	服 部 正 治
保 険 年 金 課 長	佐 野 隆	環 境 課 長	久 野 一 美
健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘	福 祉 課 長	横 井 貞 夫
介 護 高 齡 課 長	佐 野 隆	児 童 課 長	山 田 英 夫
商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司	土 木 課 長	三 輪 眞 士
都 市 計 画 課 長	伊 藤 敏 之	下 水 道 課 長	橋 村 正 則
教 育 課 長	前 野 幸 代	社 会 教 育 課 長	水 野 進

6 . 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	下 里 博 昭	書 記	柴 田 寿 文
書 記	岩 田 繁 樹		

7 . 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第34号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正の件
日程第 3	議案第35号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件
日程第 4	議案第36号 平成19年度弥富市一般会計補正予算の件
日程第 5	議案第37号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
日程第 6	議案第38号 平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件

~~~~~  
午前10時08分 開議

議長（宇佐美 肇君） ただいまより平成19年第2回弥富市議会定例会継続議会を開議します。

これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、浅井葉子議員と中山金一議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 議案第34号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正の件

日程第3 議案第35号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

日程第4 議案第36号 平成19年度弥富市一般会計補正予算の件

日程第5 議案第37号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件

日程第6 議案第38号 平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件

議長（宇佐美 肇君） この際、日程第2、議案第34号から日程第6、議案第38号まで、以上5件を一括議題とします。

本案5件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず浅井葉子議員、お願いいたします。

15番（浅井葉子君） 議長の許可をいただきましたので、発言通告書に従いまして質疑をいたします。

最初に、議案第34号弥富市児童厚生施設条例の一部改正で児童クラブの利用料を減免するためとありますが、今現在、何名で、また何世帯の子供さんが利用されておりますか。そして、この改正によって何世帯に影響が出ますでしょうか。それと、利用料はどのように変化しますか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） 児童クラブの利用状況でございますが、6月1日現在で登録児童数は165名、世帯数は153世帯となっております。今回の減免による影響が出る世帯につきましては21世帯で、本年度につきましては約80万円の影響がございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 続いて、お尋ねをいたします。

165名、153世帯という御報告をいただきました。各所に児童クラブがあるかと思いますが、その内訳を教えてくださいと思います。それと最後の、利用料80万円ということなんで

すけど、内容の細分化でちょっとお尋ねをしたいと思います。例えば1件当たり幾らの減免になるか、そちらの方のお知らせをお願いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） 利用状況でございますが、登録児童数をお答えさせていただきます。

さくら児童クラブにつきましては50名、弥生児童クラブも50名、大藤児童クラブが13名、白鳥児童クラブが20名、栄南児童クラブが10名、西部児童クラブが10名、東部児童クラブが12名ということで165名ということでございます。

それから、対象者、減免額でございますが、これにつきましては厚生常任委員会で御説明申し上げる予定にしておりましたが、御質問がございましたのでお答えさせていただきます。

対象者につきましては児童厚生施設条例施行規則で規定しておりまして、また減免額につきましては弥富市の児童クラブの運営要綱で規定するというところでございまして、施行日は19年7月1日からを予定しております。対象者につきましては、生活保護法による被保護世帯の児童につきましては利用料の全額、それから前年度分の市民税の非課税世帯の児童につきましても利用料の全額免除ということです。それから、弥富市の遺児手当支給条例に基づく遺児手当の受給世帯の児童につきましては利用料の2分の1相当額ということで、平成19年の7月1日から施行するというところで計算をしますと、先ほど申し上げましたとおり、約80万円の減収ということかもしれませんが、影響があるということでございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） では、次の質問に移らせていただきます。

補正予算の教育費で中学校費の子ども食育推進事業委託料についてお尋ねをいたします。

今回、私は一般質問でも食育の質問を出しておりますが、この予算9万円は県からの支出金であると思います。愛知県は「あいち食育いきいきプラン」を策定し、食育に対する取り組みを行っております。今回の補正予算9万円の事業内容をお尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） 子ども食育推進事業委託料について御答弁申し上げます。

この事業は、県教育委員会の委託を受け、弥富北中学校で実施するものでございます。子供たちに食に対する正しい知識と能力と態度を身につけさせるため、食育の重要性を家庭や地域へ発信していくとともに、食に関する指導を進めていく事業でございます。弥富北中学校では、賢く食べてたくましく生きる生徒の育成、正しい食習慣を身につけ、感謝の心をはぐくむ生徒を目指す取り組みを実施します。生活習慣定着の一環としての食に関する授業の実践、家庭科学習に取り入れたTT授業、このTT授業は複数の教員による授業のことでございますが、このTT授業の実践、生徒への食生活に関する意識調査、学校栄養職員による

食に関する指導などを行います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 次に、炭竈ふく代議員。

13番（炭竈ふく代君） 通告に従いまして、1点お伺いをいたします。

議案第36号、一般会計補正予算で、かねてから要望させていただいておりました、また3月議会でも一般質問をいたしました妊婦健康診査の拡大が今回予算化をされ、本当にありがとうございます。今回、診断が5回に拡大されたということで、妊婦健康診査委託料として630万円が計上されておりますが、この予算額についてお伺いをいたします。

1点目に、対象人数は何名予定をされておりますか、お聞きします。

2点目は、時期的にはいつからの実施になるのか。

3点目は、これまでに引き続き、県外で受診をされた方もこの予算に含まれておりますでしょうか、まずお聞きします。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

最初の対象人数でございますが、補正予算を組むときに計算した対象人数総額においては388名を念頭に置いておりまして、その内訳としまして、県内の対象者数が350名、それで質問にもありました県外の対象者を38名としております。

続きまして開催時期につきましてですが、このところで議決していただくという流れの中で考えると、7月からの実施となります。それで、既に2回分の受診票を渡した妊婦の方にも追って郵送していくし、それから7月から母子手帳を渡すときにその5枚分を渡していくという形で対応をまいります。

それから、県外を受診者への対応につきましてですが、念頭に置いている38名の分については補助金が補正で組んでございますので、そのところで補助金の形で対応させていただきます。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございました。

妊婦さんにどのように周知徹底をされるのかということもちょっとお聞きしたかったんですけども、今、母子手帳とともにということでお聞きしました。

もう1点だけ、この先さらなる回数拡大のお考えはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） お答えいたします。

まず、5回という中で進めさせていただこうと思っております。それ以降については、ちょっとまだ今後の検討となると思います。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 次に、安井光子議員。

18番（安井光子君） 通告に従いまして議案の質疑をさせていただきます。

7月から、県は障害者自立支援法を後押しするために、ケアホームの事業者や授産施設の利用者に対する新たな助成制度を設けると言われております。これに対して、市の対応についてお尋ねをいたします。

新聞でも報道されていましたが、県は障害者自立支援を後押しするために、ケアホーム、グループホームの事業者や授産施設の利用者に対する新たな助成制度を設けます。7月から実施する方針で、6月の補正予算案に係る予算を盛り込んだということです。

まず、その内容の一つ目、障害者が地域で生活する場となるケアホーム、グループホームなど小規模事業者を対象に、経営安定や新規参入の促進のため、運営費を補助する市町村に助成するというものです。県と市が2分の1ずつ負担するということですが、今のところ、市では対象となる事業者はないそうでございます。

助成の二つ目の問題でございますが、就労移行支援事業や就労継続支援事業は通所授産施設利用者に対する助成制度です。補助基準額は日額175円、これを県と市が2分の1ずつ負担するということですが、日額算定の根拠を御説明ください。市として対象者は何名でしょうか、お答えをお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 福祉課長。

福祉課長（横井貞夫君） 安井議員の御質問にお答え申し上げます。

御指摘のように、6月の愛知県議会では障害者自立支援のための関係補正予算が提案されており、本市といたしましても、県の市町村助成にあわせて通所授産施設等利用者に対する助成を実施していく予定でございます。実施要綱は県が予定している7月からの施行とし、それに伴う予算につきましては、授産施設利用者への通所奨励金の支給は利用月の翌々月、ケアホーム及びグループホームへの補助金につきましては補助事業完了後となっておりますので、9月議会で補正をお願いする予定をしております。

御質問の通所授産施設に通ってみえる方の助成の内訳と175円の積算根拠でございますが、まず1日1回当たり175円の算出根拠につきましては、障害者自立支援法の福祉サービスを受けられる方の利用者負担の区分がございまして、その区分の低所得1という区分で社会福祉減免を受けられる方につきましては、上限額が1ヵ月3,750円でございます。この3,750円を1ヵ月当たりの通所日数22日で計算をさせていただき、3,750円割る22で170円何がしになるかと思いますが、175円を算定させていただいております。

次に、本市の対象となる方でございますが、現在10名の方が対象になるというふうに予想をさせていただいております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 県のこの助成制度に従って市でも9月議会に補正予算が計上され、要綱で定めて実施されるとのことでした。障害を持つ人たちの願いが一步前進したと、ともに喜びたいと思います。

日本共産党の議員団が以前から一般質問等で再三提案をして、要求してきたことではありませんが、弥富市の場合、中・軽度の障害を持ち、小規模授産所へ通える人は利用料の負担はありません。重度の障害者は受け入れてもらう施設が市内にないために、名古屋や八開など遠くまで通わなければなりませんし、基本的には親が送り迎えしなければならない現状でございます。重い障害を持つ人や家族の通所負担は大変なものです。近い将来、重度の人を受け入れる施設を市につくるべきではないでしょうか。もしそれができなければ、市が通所の支援をすべきではないでしょうか。市長の御見解をお尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 答弁させていただく前に、一言議長にお断りいたしましてごあいさつ申し上げます。

本日は、大変皆様お疲れさまでございます。大変お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

答弁させていただきます。

社会的な弱者に対する私ども市側の見解といたしましては、やはりしっかりとこれからも考えさせていただきながら、前向きな形で検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 続きまして、三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 私は、ただいま提案されております議案第36号、補正予算について市長にお尋ねをいたします。

まず、補正予算の歳入財源の考え方でございますが、今回は、最初の補正予算ということやいろいろございまして、金額としてはそう大した金額ではございませんが、この附属財源を基金繰入金によって賄うというふうにされております。もともと市町村の財政というのは、身の丈に合った行財政運営がされているということが、当然行政、あるいは議会、市民の皆さんにもよく御理解いただけるように、基本的にその年度の支出はその年度の収入で賄うと。さまざまな事情があって積立金を取り崩したり、あるいは借入金を起こすとか、そういうことについても適切に行うということが原則として定められております。したがって、本市の場合は、3月の議会のときにも私は申し上げましたが、そういう基準が大きく損なわれていると。新市長が実際には提案をされましたが、事実上、選挙との関係がありまして、新市長が編成されたものではないということも重々承知をしておりますが、やはり市民の皆さんの税金を無駄なく計画的に、有効に還元していくという市長のこの間の御発言、そういう

ものを信頼して、あるいは3月議会の質疑を通じて現在の市の財政運営のあり方を改善していきたいという御答弁もございまして、私どもとしては、あの状況ではなかなか賛成しがたいものでありますが、しかし市民の、市政を変えてほしい、あるいは市長も積極的にこたえていく、情報も本当に市民と共有できるように積極的に公開していくと、こういうお考えを信頼して賛成をするというふうにこの場所で述べたことは皆さんも御承知のとおりであります。

ところが、今回も、このわずかばかりの歳入財源の一番中心は基金繰入金の2,500万円余りです。それで、ことしの予算の基本というのは、弥中の建設というような大事業もございまして、基金の繰り入れと、それから一部土地開発基金の取り崩し等によりまして、約17億円という通常ではない積み立てを取り崩すということが行われております。さらに、少額とはいえ基金の取り崩しをして、この間の事業の大部分に充てていくと。こういう状態を見ますと、よく事情のわからない人は、弥富市の財政というのは全く大変だなあと。1年間の収入の10数%を積立金を取り崩さなきゃ、弥中の事業があるからということだと思えますが、身の丈に合った行財政運営、それから正確な市の財政状況を把握した行財政運営、効果的な税金の還元ということから考えると、やはり事実をきちんと行政として反映していない、あるいは議会や市民の皆さんにも伝えていないということが3月の私どもの見解で、そういう努力を市として、していくということが、少なくともこの補正予算を見ると考えられないんですよね。

実際に18年度には、例えば税收で申し上げますと、当初予算が58億円余りで、最終見込みは60億円余りでございましたが、実際の収入は約63億7,000万円になりまして、前年度から今年度に繰り越す繰越金は、これは市長の積極的な情報公開をしていくというお考えに基づいて私どもは教えていただいたわけですが、前年の繰越金の6億円余りに比べて約8億円も繰り越しをして、前年度のお金が余っている。こういう状態の中で補正予算を組むのに、お尋ねすると9月議会ではかなり直す事務もされておるようでございますが、そういう実態の中で、なおかつ17億近い積立金を取り崩すとか、積立金を取り崩さなきゃならん理由や根拠は全くないわけでもございまして、やはりこれは、市長や市の財政当局が、今の見直していきたいという気持ちはあっても、今期の補正予算の編成に当たってはそれが実際に生かされていない、あるいはそういう考え方が本当に大原則だということ、今までの弥富市のやり方の中で改めるということが真剣に検討されていない一つのあらわれではないかと思えますが、まずそのことについて、市長、また市長でもし十分でないときは予算編成の担当者から御説明をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答えをさせていただきます。

議員の、補正予算の歳入財源の考え方について少し不確定ではないかという御質問でございますが、私ども行政といたしましては、すべて確定数字の上において行政を推進してまいらなければなりません。そうした形の中において、例えば平成18年度の繰入金で8億円ぐらいになるんじゃないかという御指摘もございましたけれども、これはまだ決して確定をしている数字ではございませんので、御理解を賜りたいと思っております。また、今回補正を組ませていただいたのは5月中旬の補正予算の作成時点でございますので、繰越金は当初予算計上額の3億円を上回るというふうに見込まれましたので、その時点では確定したものではありませんので、決算が確定次第、財源の入れかえを行う方針でございますので、御理解賜りたいというふうに思います。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 多分、市の担当者からそういう説明を市長は受けられたと思いますが、実際には議会と執行部の関係は議決をして執行するということですよ。したがって、例えば最近の事例をちょっと申し上げますと、平成15年度は、これは弥富町時代ですが、議決をしたけれども、実際にいろんな事情があったりして使うことができなかった、使わなかった、不用額という言い方もしますし、執行残高という言い方もしますが、1億4,000万円余りでございました。ところが、16年度はこれが1億8,700万になって、17年度は2億7,000万、18年度は3億5,400万、あるいは予算を通さない税金を初めとした収入というのが年々どんどんふえて、実際の議決と予算や決算というのも大きく離れている。極端なことを申し上げますと、16年度からそういうことがどんどんひどくなって、17年度、18年度とさらにひどくなり、19年度はもっとひどくなりまして、先日、住民税と固定資産税の調定が基本的に終わりましたが、実際にどれだけことし税金をかけたかということがわかれば、弥富市のそれに対する収納率というのは大体一定していますから、事実上どれだけの収入が入るといえるのはもう確定ですよ。そうしますと、何と市民税は当初の見通しに比べて、当初の見通しは24億300万でございましたが27億円余り、実際の予算編成時に比べて114%を超える見込みの違っていることが明らかになります。固定資産税につきましても34億900万円の見通しであります、これが36億9,100万円程度の収入が見込め、8%以上ですね。これは、愛知県の予算なんていうのは、当初の見通しと最終補正予算とはほとんど変わらない。変わっても数%ですね。しかも、実際に議決した最終補正予算と決算額の差というのは0.何%というのが、予算を議決して執行するという議会と行政側の関係であります、弥富市では18年度の最終の市税の補正予算は60億6,290万でございましたが、実際の収入は63億6,990万円余りで、最終補正予算に比べて5%も違っている。予算を議決して執行するという、こういう市と議会の関係、あるいは市民との関係というのが本当に考えられないほど大きく崩れているんですよ。

確かに帳簿上の決算が確定するのは5月31日ですね。さらに、議会の承認を得るのは9月であります。実際には愛知県なんかは、新年度予算を決めるときに決算と0.何%しか変わらない収入見通しを明らかにする。市長がかねがねおっしゃられるように、計画的・効果的に市民の皆さんに税金をお返しすると言うなら、これは当然のことがあります。これほど変わっておることが、先ほど市長がおっしゃられたように、まだこれは確定ではないから、確定すれば直しますと。そうじゃないんです。予算を組む段階で、ほぼそれに近いものを示す。そして、その市が示した予算を議会が議決すれば、それに沿って執行すると。したがって、本当に計画的・効果的に市民の皆さんに税金をお返しする、あるいは本当に身の丈に合った行財政運営になっておるかどうかは、その年度の収入の中でどれほど賄われて、そして借り入れや積み立ての取り崩しによってどの程度の財源が賄われているかということを経えず市民に明らかにしていくことが、私は市長や行政の責任だというふうに思いますが、9月に直すということいろいろ御検討されておると思いますが、しかし一つの予算の編成に、そういう実態を市民に公開する、議会に公開する、身の丈に合った行財政運営がきちんとやられておる弥富市の行政力・財政力が皆さんに見えるような形で示していくということを考えると、大体出るお金を決めて予算を組むわけですから、今回は額が小さいから、大きいことはできないことは承知をしておりますが、それにしても、こういう今市長がお考えになったような御答弁をされるということは、その辺の基本について、やはり市長と財政担当の職員の皆さんの間で予算編成の基本についてきちんと突っ込んだ、本来あるべき姿の合意ができていないような気がします。その辺についてはどのようにお考えか、改めてお伺いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

予算に対する整合性、歳入歳出のバランスが崩れているんじゃないかという御指摘でございますが、私どもといたしましては、この予算に対する整合性を今後さらに努力させていただきまして、勉強させていただきます。そういった形の中で御理解を賜りたいというふうに思っております。また、行政マンといたしましても、歳入歳出に対する予算ということに対しても一生懸命勉強していくということでございます。よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） それでは、ひとつそういう御尽力をいただくということとをさらに強めていただいて、9月議会では、こうした今までの財政に対する議会との関係が直されるような補正予算の編成がされることを強く求めます。

次に、一部の臨海部等への企業立地に対する奨励金、固定資産税相当分が補正予算で組み立てられておりますが、この現在の制度によって、おおよそ現在の地域の企業立地が進むとすると、

全体としてどれほどの固定資産税と償却資産税等の減免がされるのか。全体と、あるいは最高時の年額がわかれば、ひとつお答えをいただきたいと思います。

この問題につきましては総務省も、実際の企業立地は補助金の大小ではなく、立地条件によるものが多いと。こういうかなり大型の減免が、必ずしも企業立地だとか、あるいはその地域の雇用に役立っていないと。例えば今は臨海部ですが、結局、先日も説明がありましたように、どうも大型航空機の工場ができるわけでありますが、ああいう港湾部という非常に独特なところでやる企業ですよ。しかも、それは港湾を整備するために多額の国費や県費が使われておりまして、そこへさらにそういう超優良企業が来る。だから、今、景気が回復したとか、そういうことがいろいろ言われておるわけでありますが、それは、本当にそうした支援を有効に受けられる企業はどんどんどんどん収益力が大きくなっていくと。だけど、そうじゃない中小零細企業、あるいは小さな商店というのは、本当に事業を継続していくこと自身もなかなかできなくなるような大変厳しい状況でありますし、また税制改正によりまして、市民に対しても本当に収入が減り続ける中で、ことしも大幅な、税源移譲だけじゃなくて、定率減税の廃止を初めとした税制の改正によって一般市民はたくさんの負担を負っておるわけございまして、こういう収益力の高い企業に高額の助成をずうっと今後も続けていくということについては考えなきゃならん時期に来ているのではないかというふうに思いますが、この問題についてもどういうふうにお考えになっているかお伺いをしたいと思います。まずこの2点について御答弁をいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

その前に、各議員にもお願いをしておくわけでございますけれども、変貌する臨海工業地帯に、また新たな局面等もございますので、ぜひまた足を運んでいただきたいというふうにも思います。

企業立地の促進に関する条例の適用を受ける指定企業の奨励交付金と固定資産税額の見込み額についてのお尋ねでございます。

御承知のとおり、平成18年度までに上野町を初めといたしまして3地区に17社の企業が誘致できました。このうち5社が平成18年までに操業を開始いたしまして、奨励金の交付のために年度当初と今回の補正により3,613万8,000円の予算措置をお願いしているところでございます。現在の状況で、すべての企業に対する奨励交付金や固定資産税額を想定するのは、建設される事業所の規模等も不明でございますので、算定をすることが厳しいものがありますが、誘致企業17社の敷地に対する奨励交付金を55.2ヘクタールで約9,200万円の想定をしております。そして、平成18年度、19年度の奨励金額から想定いたしますと、同程度の規模の事業所が今後建設されるということで考えていけば、年間約3億7,000万円の奨励金が予

想されます。このほかに、貸付地への誘致も含めまして約4億円の予想をしております。

御質問の2点目でございますが、奨励交付金の効果についてのお尋ねでございますけれども、優良企業であっても、新規事業を建設するということに対しては、初期投資額は非常に高額なものでございます。また、私どもの臨海工業地帯に対する地理的な条件ということからも、各事業所に対しては御負担いただいております。こういった相当な負担額になるというふうに見込まれております。名古屋港管理組合の当市企業立地促進条例の適用の有無に対する関心の高さや、条例制定後、約2年余りで55.2ヘクタールに17社の企業が進出していただいたと。その成果に対する効果は非常に大きいものがあるということでございます。今後も引き続き、その効果に期待をしまいたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 塩漬けの土地が条例制定によって利用されるようになった場合は私はそういう効果があると思うんですが、ここは基本的に工場用地として木材港の使わなくなった部分を埋め立てるだとか、あるいは西5区の方が新たに造成をされるとかということと、やはり名古屋港が貿易港として発展をする中で港湾を利用する企業が張りついてくる、こういう時期と重なった効果の方がより高いものであるというふうにきちんと見ていく必要があると思いますが、その辺ではいかがでしょうか。

それと、オランダ系の事業所が27ヘクタールの用地を買収したのは、そこの戦略で非常に交通の便のいい場所であるということで、恐らく東海・北陸の拠点として買収をしたと。要するに、こういう条例の制定をしたから企業が張りついたのではなくて、名古屋港と、それから道路交通網が整備されている、いずれも高額の国費や県費をつぎ込んだ、この立地条件が、ここの事業所が利用する最大のメリットがあるという、総務省自身もそういう見解をとっていますよね。補助制度があるから企業が来たなんていうふうに考えない方がいいんじゃないかということを経済省自身が最近繰り返し警告しておりますので、この条例ができたからなっておるんだというような見解をとると事実の判断を間違っておそれがありますので、その辺については今後よく御検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。まずそれが1点。

それからもう一つは、先ほどもお話がありましたように、1事業所については4年間に限ってであります。それにしましても、現在の事業所を対象に5年間の間に4年分を、そうすると16億近い税の減免を行うことになるわけですね。これは商工費として出されるわけですが、弥富市内の、特に地域の人たちの暮らしをさまざまな形で支え、雇用を支えている、こういう事業所の多くは本当に青息吐息で廃業するところも少なくなくて、かつては商工会、あるいは発展会ごとに街路灯だとか、そういうものを整備しておりましたが、結

局とどんどん事業者が減っていったって、かなりのものを設置したりしても、その負担を残った人たちがしなければならないと。旧弥富町でやっておりました水銀灯についても、電気代をその看板を出した事業者が負担をするということでやっておりましたが、もうかなりその電気代も負担をすることができなくなって、全部市が負担をする。こういうものが出てきております。こういう状況を考えると、一方でとんとんとん収益力の高い事業所には高額の支援をする。もう一方で、発展会でつくった街路灯の維持管理もままならんような実態がありますが、やっぱりまちの防犯だとか、安全だとか、あるいはその地域の人たちの暮らしを支える上でいいますと、そうした中小商店が果たしている役割というのは、また計り知れない大きなものがあるわけでございまして、実際に成り立たないような状態に追い込んで、次から次へと廃業ということではなくて、そういう業者の皆さんが極端に減って、一部の人たちで高額を負担をしているようなところにつきましては、市の全体の防犯や、いろんな観点からもやはり検討していただいて、必要な助成をしていただくということが差し迫った問題になっていると思いますが、この点についてどうお考えか、お伺いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

名古屋港臨海工業地帯の企業誘致に関しましては、議員も御承知のように、平成16年から開始をさせていただいておるわけでございます。その間、愛知県企業庁、あるいは名古屋港管理組合、そして私ども市の努力ということは、さまざまな企業から私ども市に対するいろんな問い合わせがございまして、三位一体で進めてまいっておる次第でございます。2年ほどが経過しております。あと2年ほどで、そういった形の中で大きな成果が得られるということを考えながらしっかりとやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、2点目の商工会の街路灯の維持についての御要望でございますけれども、防犯灯と同様の効果が見込まれますので、規格、規模等も考慮しながら助成金の見直しということも検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

3番（三宮十五郎君） 弥富市には都市計画税を課税していないということがありますよね。臨海部への立地につきましては、かなりそれが企業のメリットになるものでもありますし、同時に、私どもが調べた範囲では、名古屋市を初めとしてかなりのところで、こういう一定の企業には不均一課税で割り増し課税が行われても、立地条件さえよければとんとん企業が進出をしてきているわけでございますので、税金を安くしたから来ておるといふふうにもしお考えになるとしたら、一方の側面でそういうことが一切ないというふうに私は言いませんが、しかし実際に今企業が臨海部に立地する最大の理由は、ここに立地をすれば、港湾

や道路や、そういうこの持っている特殊な条件を生かして、さらに収益を上げることができるといふ企業の方の理由が大きいといふふうに私は思いますので、この面については今後よく御検討いただいて、必要な手だてをとり、バランスのある企業政策をとっていただく。そして、今市長がおっしゃられたように、本当に地元で市民の足となり、さまざまなまちづくりを支えている人たちが持っている力をさらに発展させる努力をしていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 以上をもちまして、議案第34号から第38号までの質疑の通告がありました方の質疑を終わります。

以上で質疑を終了します。

本案5件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~

午前10時58分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 浅井 葉子

同 議員 中山 金一

平成19年 6月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(29名)

1番	佐藤 博	2番	武田 正樹
3番	小坂井 実	4番	佐藤 高清
5番	立松 新治	6番	山本 芳照
7番	村井 邦彦	8番	新田 達也
10番	伊藤 正信	11番	栗田 和昌
12番	杉浦 敏	13番	炭竈 ふく代
14番	三浦 義美	15番	浅井 葉子
16番	中山 金一	17番	前田 勝幸
18番	安井 光子	19番	佐藤 良行
20番	高橋 和夫	22番	水野 博
23番	高橋 清春	24番	木下 道郎
25番	宇佐美 肇	26番	久保 文哉
27番	黒宮 喜四美	28番	四方 利男
29番	大原 功	31番	原沢 久志
32番	三宮 十五郎		

2. 欠席議員は次のとおりである(2名)

9番	渡邊 昶	21番	立松 一彦
----	------	-----	-------

3. 会議録署名議員

17番	前田 勝幸	18番	安井 光子
-----	-------	-----	-------

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市長	服部 彰文	副市長	加藤 恒夫
教育長	池田 俊弘	総務部長	北岡 勤
民生部長兼 福祉事務所長	大木 博雄	開発部長	横井 昌明
十四山総合福祉 センター所長	平野 雄二	会計管理者 兼会計課長	村上 勝美
十四山支所長	平野 瞳	十四山スポーツ センター館長	平野 茂雄
総務部次長 兼税務課長	佐藤 忠	民生部次長 兼市民課長	加藤 芳二

開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	服 部 昭 男
教 育 部 次 長 兼 函 書 館 長	高 橋 忠	監 査 委 員 長 事 務 局 長	加 藤 重 幸
総 務 課 長	佐 藤 勝 義	企 画 情 報 課 長	村 瀬 美 樹
管 財 課 長	渡 辺 安 彦	防 災 安 全 課 長	服 部 正 治
保 険 年 金 課 長	佐 野 隆	環 境 課 長	久 野 一 美
健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘	福 祉 課 長	横 井 貞 夫
介 護 高 齡 課 長	佐 野 隆	児 童 課 長	山 田 英 夫
商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司	土 木 課 長	三 輪 眞 士
都 市 計 画 課 長	伊 藤 敏 之	下 水 道 課 長	橋 村 正 則
教 育 課 長	前 野 幸 代	社 会 教 育 課 長	水 野 進

6 . 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

議 会 事 務 局 長	下 里 博 昭	書	記	柴 田 寿 文
書	記	岩 田 繁 樹		

7 . 議 事 日 程

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日 程 第 2 一 般 質 問

~~~~~

午前10時00分 開議

議長（宇佐美 肇君） ただいまより平成19年第2回弥富市議会定例会継続議会を開議します。

これより会議に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、前田勝幸議員と安井光子議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 一般質問

議長（宇佐美 肇君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず浅井葉子議員、お願いします。

15番（浅井葉子君） おはようございます。浅井でございます。

通告に従いまして3件質問いたします。

最初に、食育について質問いたします。

食育基本法は平成17年7月に施行され、この目的は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、食育を推進することにあります。数値目標を定めた食育基本計画も平成18年に策定され、単なる食生活の改善にとどまらず、伝統的な地域の特性を生かした食文化の継承なども求められております。しかし、近年、社会経済構造が大きく変化していく中であって、住民のライフスタイルや価値観、またニーズが高度化・多様化して、これに伴い食生活や、これを取り巻く環境が大きく変わってきております。日々の忙しい生活を送る中、人々は毎日の食の大切さに対する意識がどうしても希薄になってきております。生活のリズムとしての規則正しい食事、栄養面でのバランスのとれた食事、安全面へ配慮した食事、また生産者の皆さんが一生懸命つくっていただいた食品の食べ残しや廃棄という状況を改善することが今必要かと思えます。

家族が食卓を囲んだ楽しい食事という望ましい健全な食生活が失われつつあります。また、調理済み食品や総菜を利用する傾向が増大し、女性の雇用者の増加などの社会情勢の変化の中で調理や食事を家の外に依存する「食の外部化」が進展してきております。このような生活習慣の変化に伴い、子供を含めて肥満の増加が見られ、男性では30代から60代の3割に肥満が見られます。また、女性では60歳以上で3割に肥満が見られるというデータが出ております。生活習慣病も増加し、糖尿病については全人口の1割を超える方が「強く疑われる」

また「可能性が否定できない」というのに当てはまると報告されております。今話題になっておりますメタボリックシンドロームも、「強く疑われる」と「予備軍と考えられる」とを合わせた割合は、40歳から74歳の男性の場合は約2人に1人、女性の5人に1人の割合になると言われております。今、生活水準が向上していく中で人々は多様な食生活を楽しむことが可能となりましたが、反面、食の文化が失われつつあり、また食の安全性も問題となってきております。

先日、新聞に内閣府の調査で「食育消化不良」といた記事が載っておりました。関心はあっても、なかなか自分の身に照らし合わせて気をつけようと思うほど意識は変わっていないと書いてありました。このように食をめぐるさまざまな問題に対しまして、まずは市長として、食育に関する基本的な考えをお聞きいたします。よろしくお願いいいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

大変貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。

浅井議員御指摘のごとく、教育につきましては、現在さまざまな角度から検討をされていることとございます。単に学校教育のみならず、社会教育、あるいは家庭教育の重要性ということが現在叫ばれているわけとございます。そういった一環の中におきまして教育再生ということを図っていかなきゃいけないという形の中で、この食育基本法というのが御指摘のとおり2005年7月に施行されておるわけとございます。浅井議員もお述べになりましたが、その骨子は、食を通じて健康な体をつくる、そしてまた食を通じて豊かな心をはぐくむ、あるいは食を通じて環境に優しい暮らしを築いていく、そんなことではないかというふうに思っております。住民の皆さんが食育に対してその大切さを理解していただくと同時に、主体的に取り組んでいただくことが、また継続的に取り組んでいただくことがこういったことをより大事なこととしてやっていけるのではないかと考えております。

つい先日、愛知県におきましても、5月30日には第1回の食育推進会議が催されました。そして、先週6月7日には県民大会の実施が行われたわけとございます。こういった中で市町村、あるいは各種団体、企業等が積極的に取り組んでまいるといっていい形で、今現在その取り組みが考えられておるわけとございます。私ども市といたしましても、県の歩調と照らし合わせながらしっかりとした運動推進を持っていきたい。これは5年計画という形で県の方も言っておりますので、ことし19年度は、これは昨年12月にも炭竈議員の方から御指摘、御質問があったと思っておりますけれども、そういった形で既に学校教育の中で食育も少し取り入れております。しかし、平成20年度の取り組み運動として、しっかりした予算をつけながら展開をしてまいりたいというふうに思っております。

そして補足でございますけれども、弥富の市民憲章にもそういうようなことが書かれてお

りますので、現在、合併して以降、市民憲章が全戸に配布されてないという現状もございますので、早急に市民憲章を皆さんの御家庭に届けていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 市長の方から基本的な考えをお聞きいたしました。

先ほどから述べてみえるように、食育基本法の第10条の中に、地方公共団体は基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国と連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした実質的な施策を策定し、実施する責務を有するとあります。私も議案質疑のときに質問の中で述べましたように、愛知県はあいち食育いきいきプラン、愛知県食育推進計画を策定し、市町村に取り組みを促しながら食育を継続的な県民運動として推進するとあります。この食育基本法の第18条には、市町村は食育基本計画を基本とし、市町村の区域内における食育推進に関する施策についての計画を策定するように努めなければならないとあります。

食育に関して、先ほど予算をつけて行っていきたいという市長のお言葉をいただいたんですけど、今後弥富市としてどのような取り組みをされますでしょうか。例えば成人病予防、また食の安全性についての啓蒙活動など、今後どのように考えてみえるか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） それでは、保育所での食育の取り組みについてお答え申し上げます。

保育所では、食育基本法の趣旨に沿っていろいろな取り組みを既に実施しております。まず、保護者に対しましては、月1回の食事だよりや掲示板への食育だよりを作成して給食の実物展示を実施し、子供に食への大切さを伝えるようにしております。また、保育所の職員に対しましては、保育士の食育研修、調理員には安全で安心の給食調理をするための衛生面や点検方法などの研修を実施しております。また、子供たちには、野菜の栽培、野菜の収穫、給食のお手伝い、簡単な調理、ゲーム遊びなどを通して食べ物に関心を持たせ、食べる意欲や食べ物大切さや感謝の気持ちをはぐくむねらいで日々の保育を行っております。食育の推進につきましては、家庭、保育士、調理員がしっかりと連携をとって取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 第2問目にこれは突入していつてしまっているんですけども、学校教育とか保育所の方は2項目めに入っていますもんで、先ほど申し上げたように、成人病予防とか健康推進関係の課の方のお答えをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 大変申しわけございません。

成人病関係の御質問でございますけれども、私もそういった年齢に入っておるわけですが、高血圧であるとか、脳疾患であるとか、あるいは心臓病、糖尿病などといったような、一般にいわゆる成人病と呼ばれておるわけですが、これは加齢というか、むしろふだんの食生活、あるいは運動不足であるとかストレス、あるいはたばこだとか過度の飲酒だとか、そういったもので負担がかかって、生活習慣的な形で引き起こされるというようにも言われております。

また、御指摘のメタリックシンドロームにつきましては、内臓に脂肪が蓄積し、高脂血症であるとか糖尿病、高血圧の生活習慣病の原因になっているというふうに言われております。このような生活習慣病というのは、食事のバランスを崩す中から起きてくるもの、あるいは過度な運動、睡眠不足といったようなことから起きてくるものが原因とされております。こうしたことから、生活習慣病の予防の一つとして、食育というのは大きな要素があるというふうに思っております。そういったことで、この食育ということに対しては、単に子供さんだけではなくて、いわゆる私どもの年齢だとか、あるいは高齢に伴う形での食育というものも大事になってくるという形で、まさにフルエージ型の対応をしていかなきゃいかんというふうに思っております。

また、食の安全性につきましては議員御指摘のとおりでございます。さまざまな機会を通して私も啓蒙・啓発運動をしていきたいというふうに思っております。県の方では愛知県産業協議会というところが食の安全性につきましては検討しておりますので、先ほども推進会議という形でございましたけれども、非常に多くの団体がこういった推進会議の中には見えます。そういった形の中で、食の安全性につきましては、部会として産業協議会という部会がございますので、そちらの方の意見等もこれからは参考にしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） ありがとうございます。

順番がちょっと前後してしまいましたので、もう一度戻らせていただきます。

今市長が言われましたように、県と連携を保って推進会議等にも参加していただき、住民の健康、また心豊かな生活ができる、そんな環境を整えていただきたいと思います。

では、2番目の質問に移らせていただきます。

先ほど保育所の児童課長の方からもう答えが出てしまっておるんですけど、2項目めに入らせていただきます。

学校、保育所における食育の取り組みについてお尋ねをいたします。

次世代を担う子供たちの健やかな成長を支える食の環境について、最近、偏った栄養摂取による子供の生活習慣病の増大、また朝御飯を食べない子供たちがふえ、その結果、忍耐力を欠いた、いわゆる「すぐ切れる子供たち」の出現など、さまざまな社会問題が発生してきております。子供たちが将来にわたって健康な生活を送るためには、食を大切にする心と望ましい食習慣を身につけることが重要であり、この環境を整備することは私たち大人の責任であると考えております。食に関する指導は、給食の時間を初めとする総合的な学習の中で行うこととは思いますが、どのように取り組みを行ってまいりますか。

続いて申し上げます。

補正予算の質疑の中でもお聞きいたしました。今年度、弥富北中学校で食育推進事業が行われると答えていただきました。今年度行われるのは県からの委託事業のような形になっておるんですが、弥富市として、今後独自で小・中学校でモデル校を指定して食に関する教育を進める、そんな考えはお持ちでないか、お尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） それでは、学校での食育の取り組みについてお答えをいたします。

学校での食育の取り組みは、学校給食を生きた教材として活用しつつ、家庭科の授業や給食の時間を初め各教科や特別活動も含めた学校教育全体で食に関する指導を行っています。栄養士も積極的に授業に入って指導しています。また、食の大部分を担う家庭に対して、毎月の給食だよりの発行、給食試食会、料理講習会、授業参観における食の授業の実践などを通して、学校の食育への取り組みに対する理解を深めてもらうとともに、家庭での食育推進を促しています。

昨年、地元農業の大切さ、朝御飯の重要性を家族の話題としていただくよう、「早寝・早起き・朝御飯」を合い言葉に、「朝御飯を食べよう」習字・標語コンクールを行いました。さらに、子供の生活習慣と健康づくりパンフレットを配布し、生活習慣病予防の啓発も図っております。また、先ほど市長答弁にもありましたように、弥富市民憲章の中にも「進んで健康で、教養豊かな人となりましょう」と入っておりますが、子供たちだけではなく、大人もみんな健康について再認識するには、子供のころからの食育がいかに大切かを考えていかなければならないと考えております。

また、先ほど最後の御質問にございました弥富市の学校での食育の取り組みでございますが、まず今年度につきましては、県の方から食育の委託を受けておりますので、弥富北中学校の方で実施をさせていただきます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） ありがとうございます。

子供のころからの食育の大切さというのを教育課長もいろいろ考えておっていただくと  
思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

食育ということについては若干関連性は厳しいかと思いますが、食物アレルギー体質を持  
つてみえる方、とりわけ今回は子供さんのことについて質問をいたします。

現在、そのような食物に対するアレルギー体質の子供さんは、保育所、小学校、中学校、  
それぞれ何名くらいお見えでしょうか。そして、行政として、また今までそのような立場で  
どのように対応してみえたでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） アレルギー体質の関係でございますが、保育所・学校ともにこち  
らの方で御答弁させていただきます。

アレルギー体質の園児・児童・生徒に対する対応は、まず園児につきましては、入所の際  
に保護者よりアレルギー疾患の有無の聞き取りを実施し、除去食品の医師の意見書を提出し  
ていただいた方にはアレルギー源が何であるかお聞きし、それぞれの園児に対して除去食を  
提供しております。児童・生徒に対する対応は、保護者より申し出のある児童・生徒に対し  
て、保護者に給食に使われている食材をお知らせし、アレルギー物質の有無がわかる資料を  
提示しております。きめ細かな配慮を心がけ、料理内容によってはアレルギー食品を除去し  
たり、代替品を使用したりして給食を提供する場合があります。

また、各学校のアレルギー体質の児童・生徒でございますが、ない学校もありますし、あ  
る学校でも数名というふうに聞いております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） いろいろ除去食を作成して、頑張っていたとこの答えをいただ  
きました。どちらにしましても、アレルギーというものは人によっては生命が危険にさらさ  
れる場合もあります。十分注意をして対応していただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

米飯給食について質問いたします。

米飯給食は、伝統的な食生活の根幹である米飯に関する望ましい食習慣を子供たちに身に  
つけさせることや、日本文化としての稲作について理解をするなど、教育的にも意義がある  
と思います。十四山中学校はクラスごとにガスがまでお米を炊き、炊き立ての御飯を生徒に  
提供できる米飯給食が行われております。このような取り組みを弥富市各学校に普及される  
考えはありませんか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） 米飯給食につきましては、現在、週3回から4回、各学校で実施

をしております。海部南部地域で収穫される「あいちのかおり」という品種を使用しております。業者委託という方法で、御飯の形で学校に導入されますが、先ほど浅井議員さんがおっしゃいましたように、十四山地区におきましては給食室で炊飯した御飯を提供しております。子供たちは、地元産のお米の味を生産者の方々への感謝を込めつつ、おいしく味わっております。

また、各給食室で御飯を炊飯するというをほかの学校にもという御質問でございますが、現在まだそこまでは考えておりませんので、今までのとおりで当分は実施したいというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 十四山中学校の米飯給食の方法というのは、今課長が申されたとおりクラスごとに給食室で炊くんですけど、クラスごとのガスがまで炊いて、それを教室へ持って行ってみんなでつけ分けて食べるという、本当に家庭の中で行われておるそのままの体制がとられておると思います。同じ弥富市民の中学校であって、今後その方向にぜひとも向けていただきたい、そのように思います。今度新しい弥富中学校も建設される予定になっておりますので、まだまだ体制的には流動的なこともできるように思います。ぜひともその方向になることを期待いたします。

2点目の質問に入らせていただきます。

弥富市在住の外国籍住民の対応について質問をいたします。

近年、外国から多くの人々が日本を訪れるようになりました。多様な価値観や文化などを背景とした人々がともに暮らすようになってきております。在日外国人の長期滞在、また永住化傾向が高まる中で、教育、医療など外国籍住民にとって安心・安全が確保できる、お互いの文化や考え方を理解・尊重し、快適に暮らす地域社会づくりが必要となってきております。今、弥富市には何名の外国籍住民が見えますか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 市民課長。

民生部次長兼市民課長（加藤芳二君） それでは、浅井議員の御質問にお答えいたします。

弥富市在住の外国籍住民の人口についてでございますが、平成19年6月1日現在で1,384名でございます。16歳未満の人口は143名であります。平成14年4月1日には旧弥富・十四山合算で932名でございました。この5年間で452名、約50%の増加をしております。特に弥富市になってからのこの1年2ヵ月で180人の増加で、比類のない伸びを示しております。また、近隣市町村に比べても弥富市の外国人登録者数は極めて多く、近隣市町村の主のところでは、18年12月31日、県の統計でございますけれども、隣の愛西市で547名、津島市で773名、それから蟹江町で1,113名、甚目寺町で1,184名でございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 市民課の課長さんにお答えをいただきました。1,384名、それと16歳未満が143名。

次に、外国籍住民の児童・生徒の教育についてお尋ねをいたします。

その方たちの就学状況はどのようになっていますか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） 子供たちの就学状況についての御質問にお答えをいたします。

4月の時点で就学年齢に該当する外国籍の住民は67人です。そのうちの33%に当たる22人が市内の小・中学校に通っております。それ以外の子供さんにつきましては、四日市市や鈴鹿市にあるブラジル人学校に通っているのではないかとこのように思われます。教育課では外国人登録者をもとに、外国籍であっても義務教育就学適齢を迎えた子供に就学前の健康診断の案内を送ったり、入学式前に就学通知を送ったりして就学を進めております。また、転入等、途中からでも就学希望があれば入学許可を出しております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 今のお答えの中で33%、22名が通学してみえる。それで、入学の時期が来たらそういう案内を送るとか、いろいろやっておってくださるとは思うんですけど、あと四日市の方のブラジル人学校へ行っているのではないかとこのようにお答えをいただきました。実際に「ではないか」ではなく、やはり住民の方は同じですので、例えば弥富市に在住の日本人の方が「ではないか」というのでは終わらせないと思います。同じ住民でしたら、「ではないか」ではなく、しっかりと今後、就学状況改善に向けて、実際にそこのお宅へお邪魔してお話をするとか、しっかりと把握していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） お答えいたします。

実際に外国人の子供さんにつきましては、今22人が市内の小・中学校に通っているとこのようにお答えさせていただきました。そのほかにも御相談等があれば学校へ行っていただくように、また教育委員会からも、また学校の方からもそういうお話はさせていただいているときもありますが、今浅井議員さんがおっしゃいましたように、今後は外国人の登録してみえる子供さんに対しては皆さんに、日本人の子供さんと同じように就学の指導をしていかなければいけないというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 課長の前向きなお答えをいただきました。そのようによろしくお願いをいたします。

次に、外国籍住民とのコミュニケーションをどのように考えてみえるか、質問いたします。

5月31日の中日新聞の記事に、甚目寺町で外国人に対して日本語講座が行われているという記事が掲載されておりました。甚目寺町も、先ほど市民課長の方からお答えをいただきました約1,200名弱の外国人が生活してみえることから、外国人との共生を目指す甚目寺町がボランティアを募集して行われている。それで関係者は、予想以上に盛況、こんなに需要が高いとはと書かれておりました。先ほど伺いましたように、弥富市にも1,400名近い方が生活してみえます。弥富市として、今後例えば甚目寺町のような日本語教室、また日本の文化を紹介する教室などを計画される考えはありませんか、お尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 企画情報課長。

企画情報課長（村瀬美樹君） 御質問の外国籍住民とのコミュニケーションについてお答えをさせていただきます。

この問題につきましては、愛知県と連携をしながら多文化共生社会が実現できるよう一步一步歩んでまいりたいと考えております。報道でも御存じのとおり、イケアという外国の企業も進出をしておりますので、外国語の表記をふやすとともに、企業などと連携を図りながら対応を考えてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） ありがとうございます。

連携を図りながら考えていきたいということですけど、もう今、隣接の市町村ではいろいろなことが行われております。ぜひとも早い機会にそのようなことを市が率先して行っていただきたいと思っております。

次に、弥富市発行のいろんな文書、案内文書とかパンフレット、また広報等も、やはり外国籍住民用も必要かと思っております。同じ弥富市に生活する中において、資源ごみの回収とか、いろんな面で言葉がわからない、日本語が理解できないということでいろいろトラブルも発生してくるのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 市民課長。

民生部次長兼市民課長（加藤芳二君） それでは、弥富市発行のパンフレットについてお答えいたします。

現在のところ、民生関係でございますが、今御指摘の環境課の方でブラジル人向けのごみ分別用パンフ、これはポルトガル語でございます。それから、国民健康保険がポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ハングル語の5カ国の届けに関する愛知県の発行したパンフを窓口に置いてございます。今後は、外国人登録者の人口増に対してきめ細かい方策をさらに検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） ありがとうございます。

ぜひともよくわかるパンフレット等も、また広報もつくっていただきたいなあと思います。次に、外国籍住民用の相談窓口の開設について質問いたします。

江南市では、今年度から市の事業としまして、外国人生活支援員設置業務委託事業として150万円予算化されております。生活相談ですので、例えば新学期が始まり、学校に関すること、また子育てにまつわる相談等が多く寄せられていると聞きました。こちらも本当に需要が多く、支援の手が届いていない外国人が多く見えるということだと思います。弥富市として、今後このような取り組みは考えておみえでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 企画情報課長。

企画情報課長（村瀬美樹君） それでは、外国人の個別相談日を設けることなどの対応についての御質問についてお答えをさせていただきます。

弥富町の時代でございますけれども、平成15年度に1年間、ポルトガル語による個別相談日を開設しまして、事業を実施させていただきました。このときにつきましては、毎月1回、第3水曜日にこの相談日を開設しておったわけでございますけれども、利用者は年間を通じて延べ12人ございました。利用者が大変少なかった経緯もあり、相談日を設けることの事業は現在のところ考えておりませんが、個別に御相談がございましたら私ども企画情報課の方にお越しいただければ、愛知県国際交流協会へ電話による相談をお願いしてまいります。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） ポルトガル語による相談日を開設、12名利用と。

時代が変わってきております。市になりまして、今課長さんが申されたように、人数的にも急速な伸びを示しておる時が来ております、弥富市としても。やはり相談日を開設するに当たっても、周知がされてなかったらなかなか開設されているかどうかということもわからないのではないかと私は思います。ぜひとも再度、よく外国籍の住民の方に周知していただいて、一度開設された経緯があるもんですので、再度開設していただきたいなあと思います。同じ地域に住む住民として、お互いの文化や考え方を理解し、また尊重して、安心して快適に暮らす、そんな体制をつくっていただきたいと思います。

次の3点目の質問に入らせていただきます。

市役所の住民サービスについて質問いたします。市役所に総合案内の窓口を開設される考えはありませんか、お尋ねをいたします。

行政の事業内容も多様化・細分化し、各課の名称も、例えば児童課とか介護高齢課など、また税務課等も含めますが、そのものずばりの名称もありますが、市役所を利用される市民の皆様が効率的・効果的に窓口を利用することができ、また市民のわかりにくいということを解消して、気持ちよく市役所を利用していただくためにも総合受付の窓口が必要かと思

ますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 管財課長。

管財課長（渡辺安彦君） 総合案内の窓口についてお答えします。

総合案内係につきましては過去に設置をしたことがあります。設置場所についてなかなか適当な場所がなく、また利用される方がほとんどなかったため廃止をし、個々の職員の対応とした経緯があります。なお、現在玄関にあります案内図をわかりやすくしたり、案内図付近を明るくするため蛍光灯をつけたり、またカウンターに「こんにちは。気軽にお尋ねください」と記載した案内板を置いたりして庁舎内の案内に努めさせていただいております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 案内についていろいろ努力してみえるということはよくわかりますし、カウンターにも「お気軽にお声をかけてください」というような手づくりのものも置いておっていただくということはよくわかりますが、近隣の市を見ましても、やはり総合案内というのは設置されておりますので、ぜひとも今後前向きに検討していただきたいと思えます。市長にお尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 貴重な意見ありがとうございます。

前向きに検討させていただきながら、総合窓口という形のものが本当に市民のために役に立つところが市役所でございますので、そういった方向の中で検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 最後の質問をさせていただきます。

公共施設で階段に手すりが完全に設置されていない、例えば市民ホールの階段などがあると思いますが、改善をされますか、お尋ねをいたします。

エレベーターが設置されていることはよく存じておりますが、例えば地震等の場合、エレベーターは利用できませんし、全員が迅速に避難することが必要かと思えます。

それで私、市民ホール条例をちょっと見てみまして、市民ホール条例の第9条の2のところに「利用者は次に掲げる事項を守らなければならない」とあります。(2)で「入館者の安全確保の措置を講ずる」とあります。この条例の中にもうたっておっていただきますが、このように安全確保の意味からいっても、市民ホールの手すりが上のところでなくなっておるという状況は不完全かと思えますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 管財課長。

管財課長（渡辺安彦君） 市民ホールの階段の手すりの件でございますが、現在、市民ホー

ルの東側の階段には手すりがついております。また、西側の階段もついておりますが、一部欠けておるところもあります。なお、西側の階段につきましては、一度に大勢の人が利用されることが多く、少しでも広く使いたいと考えておまして、今のところ手すりの設置は考えておりません。

なお、先ほどのお話で、お年寄りの方につきましてはエレベーターを利用させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 実際にそこの現場に立ち会っていただければわかると思いますが、階段を上がりまして、あと3段とか、あと4段とかいうところから手すりがないんです。それも左側にあるだけで、広く使っていただきたいということが目標かもしれませんが、本当に危険になったところから手すりがないんです。それを今後改善されないということは、私としては、この条例の中に、ここを使用する者は安全の確保の措置を講ずるとあるにもかかわらず、本当に上がり切る3段目からないんです。そういうこと自体がちょっと考えられないんですけど、実際にお年寄りの方はエレベーターを使用すればいいと。じゃあ災害のとき、地震のときはエレベーターを使っちゃいけないと言われていたときに、どう考えてもこれは話がかみ合わないなあとは思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） 市民ホールの階段の手すりの件でございますが、階段が東側が広くて西側が少し狭くなっていると。これにつきましては、エレベーターを設置しておる関係上、その部分が東側よりも西側が少し狭いというような設計になっておりますが、現状を見ておりますと、市民ホールを利用する人のほとんどが西側の階段を利用される場合が多いというような現状の中、また非常時、西側の階段を多くの方が利用されるというようなことの中で、西側については少しでも広い状態にしておきたい。手すりをつけますとどうしてもその分狭くなりますし、非常時の邪魔については語弊がありますが、狭くなる分、避難が少しおくれるというようなことも考えられますので、そういったような意味において現在のようない設計になっておりますので、どうぞ御理解のほど、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 私は、避難のときほど手すりが必要かと思えます。それと、今部長が言われたように、東側の階段より西側を多く利用してみえるということはよくわかります。エレベーターが設置してあるから手すりが設置されていなくてもいいという問題ではなく、広く利用するといったら、手すりってそんなに場所をとりますか。よくとって10センチか15センチまでじゃないですか、手すりをつけたにしても。それで、例えば3人が並んで上がれないとか、そういう問題ではないと思えますし、ぜひとも一度現場をよく見ていただいて、

あそこのところからないということは、例えば足を踏み外したときに危ないからとまって上がりたいという人が、一番危ないところからないということです。ぜひとも見ていただきたいと私は思います。実際に見ていただくと、本当になぜここにはないんだろうというふうに疑問を持たれると思います。今後、市内全域にあります公共施設の安全点検をしていただきたいと私は思います。先ほどからお話が出ているように、不特定多数の人が利用する施設です。安全に対する対策は万全を期していただきたいと私は思います。

これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） 次に、三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、大きく3点に分けて市長にお尋ねをいたします。

まず最初に、市長は最初の施政方針演説で市民に役立つ市役所づくり、税金を最大限有効に活用し、市民に還元する。情報を積極的に公開し、4万4,000人の市民の皆様とともに歩み、市民による、市民のための弥富市の創造を市政運営の基本理念とすると述べられました。多くの市民の皆さん、市の職員、議会の間からも市政改革への期待が高まっておりますが、その土台は、市長と職員を含む行政側、いわゆる執行部と言われる立場の皆さんと、それから市の意思決定機関であります議会、さらに主人公であります市民の皆さんの共通の理解に基づく中・長期の財政計画を伴う総合計画の策定にあるというふうに私は思いますので、今市が進めております計画策定を進めていく上で市長と職員の皆さんに留意していただき、弥富市の行政力・財政力に見合った、身の丈に合った計画の策定と行財政運営を進めていただきたいという立場から、この問題について幾つか立ち入ってお尋ねをしたいと思います。

まずその一つは、税収を初めとする市の収支が年を追うごとに実態からかけ離れ、市の行政力・財政力が議会や市民だけでなく、市の職員にもなかなかわかりづらいものになってきております。予算や決算をつくる基本的な立場を改善していただき、市の現状についての理解が共通したものになるようにしていただきたいということでお尋ねいたします。

市の収入の一番基本であります税収では、平成14年、15年当時では、年度初めの1年間の予算案で示したものと決算額の差は1%未満でございましたが、16年度ぐらいからその差がだんだん大きくなり始めまして、17年度では6.1%、18年度では9.5%、19年度は、今わかっております市税の87%を占めます個人市民税と固定資産税を合わせて予算では58億1,200万円となっておりますが、大体今の資料で見込める収入というのは64億3,100万円程度で、6億1,900万円、10%を超えるものとなりますが、かなり大きな見込み違いが生じているのではないかと。18年度の収支がこの5月31日で締め切られましたが、議会の収入としての議決がされないでふえた税収は3億700万円、国からの交付金等が1億8,600万円、合わせて4億9,360万円になります。これは、その関係する収入予算全体の6.13%、収入予算全体の

4%を超えるものでございます。ちなみに、愛知県ではこういう問題がどのように扱われているかということ調べてみましたら、17年度の県税収入、1兆円を超えるものでございますが、当初予算に対する最終決算額は103.7%であります。3月議会で示されました最終補正予算に対する決算額は102.9%、そして歳出全体でいいますと、実際に使われたお金は予算の98.14%であります。さらに1.21%は議会の議決を経て次の年度に予算を繰り越すという決定がされておりまして、実際に議決されずに使われなかった額、あるいは議決されずに入った収入というのは0.65%でございます。大体、新年度の予算を立てる時点で前年度の収支もほぼ決算と同じものが議会に示されております。これは、市町村と国との関係で、あるいは県もそうでございますが、一定の基準を決めて、それぞれの市町村の税収等が不足する場合には地方交付税交付金という制度でその不足分を補てんするという仕組みになっておりますので、7月じゅうに大体どの市町村もほぼ実態に近い収入を調査して国に報告する。国が決定するのは7月でありますのでもっと時期は前かと思っておりますが、そこで大体1年間の収支がわかり、新年度予算の編成に入ります。県ですと9月ごろから、少なくとも市町村ですと10月ぐらいから編成に入るわけですが、その時期には大体その年度の収支は相当近いものがわかる仕組みになっておりますし、さらに特別に制度が変わらない限り、大体新年度の収入も見通せる、こういう仕組みが民間とは違いまして、要するに収入の基本が税金でございますので、そういうことが市町村財政の、あるいは県も含めて財政の基本になっておりますが、非常に大きく離れてきて、市民の皆さんにとってわかりにくいものになっております。

では、具体的にどういうことが問題になるかということで少し立ち入ってお話をさせていただきますと、まず非常に最近では税収を小さく見る、あるいはさっき言ったように最終補正予算でも小さく見るということから、実際に最終の3月議会でもその年の税収を、さっきも言いましたように3億円も上げずに、決算になると出てくるわけ、9月の議会ですね。そういうやり方をしますと、例えば平成18年度から19年度にかけての問題で、18年度はほぼ見通しが立っております。18年度は、税収は初めの予算では58億1,600万円程度でございましたが、実際には決算見込み額で現在63億6,990万円というふうになっておりまして、3億700万最終補正よりも多いし、3月のときの予算の見通しに比べると5億5,300万円多いものになっています。

さらに、前の年の収入もそのときに出しておりませんから、結局実際には6億3,000万円の繰越金が発生しておりますが、3億しか見ておりません。したがって、その5億円余りと3億円余りが財源として見込めないということで、積立金を約9億円取り崩さなければ、18年度は中学校もやっておるし、やっていけないということで、9億円取り崩すといえますと、120億前後の予算でございますから、かなりやりくりをしないとやっていけないんじゃない

かというふうに、多分市の担当の皆さんだってそう言われると思いますし、私たちも予算書を見るとそう思いますよね。この段階でそういうことしなくても、17年度は7億、18年度は8億を超える中学校建設費が使われておりますが、そういうやりくりをしなくても、弥富市の現在の財政規模というのはやっていける状態だから、ひとつきちんと市民の皆さんの要望にこたえる。例えば学校なんかの耐震や、そういう問題もきちんとやるということがそんなに苦労しなくてもできる状態ではありますが、今みたいな予算の組み方を毎年やっておると、ちょっと余分なことは中学校が終わるまで一切さわらないでほしいと言わんばかりの予算の組み方で、もともとその年度の収入は基本的にその年度に市民の皆さんにお返しをするというのが、実は行政が予算を編成する基本的な立場の一つでございますが、そういうことがずうっと最近狂って、だんだん年を追うごとにひどくなってきています。ぜひ県ほどの、本当に0.何%も変わらないというものにするにはかなり訓練もかかるし時間もかかると思いますが、それが基本だという立場で予算を編成して、市民の皆さんにも、それから市長を初めとした市の中心的な皆さんや一般の市の職員の皆さん、あるいは議決機関であります議会もよくわかるものにする。

同時に、この問題は、実は議決をして執行するという、要するに市長がどんなに立派な予算をつくっても、議会の議決がなければ実行してはならないというふうになっておりますので、その根源にかかわる問題として、やっぱり可能な限り、3月の初めの予算で特にその年度の収入については全体を示していくということを市の一致した方針として、今の状態を改善する努力を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

財政の実態が歳入歳出という形の中から大きくかけ離れた行財政をやっているんじゃないかという手厳しい御意見でございますが、確かに私ども平成18年度の予算につきましては、旧十四山、旧弥富町の合併以降のこととございまして、その歳入計画につきましては少し精査に欠けたということがあろうかと思えます。

しかし、もっと大きな背景といたしまして、私たち地方自治体が今現在抱えておる問題といたしましては、既に過去から地方分権改革ということが言われておるわけでございます。小泉元首相の言われる三位一体改革ということに対して3兆円の税源移譲という形で、これは地方といたしましては高く評価できるものではございます。あるいは、住民税の一定税率、10%ということに対しても、財源格差を地方において、自治体において縮小する方向であるということについても、これはいいことだと思います。しかしながら、政府というのは後から後から地方に対していろいろと難題を持ってみえるわけでございます。例えば厚生労働省が持ってみえるのは、国民健康保険の地方負担が増額されている。あるいは、義務教育費に

ついても県の負担が多くなってきているという形の中で地方分権改革は非常に難航している。地方としてなかなか自立できないというのが現状でございます。

そうした形の中で、第2期の地方分権改革がこの4月からスタートしているわけでございます。私ども市といたしましても、国への要望といたしまして、さらに地方への税源移譲をしていただきたい。地方に活力・元気をもたらしていただきたい。あるいは、二つ目といたしましては、役割分担をもっと明確にさせていただきたいということを申し上げているわけでございます。あるいは、地方交付税にかわる地方共有税というものをお願いしていきたい。こういう形の中で地方自治体が元気を取り戻すということを、市長会を通じて国の方に要望しておるわけでございます。

弥富市といたしましても、少子・高齢化が大変なスピードで進行している状況でございます。また、自然災害等に備えていかなければなりません。こうした形の中で、国の施策に対して不明確が多い今日、私ども地方自治体といたしましては、特に自助努力において、その体力をつけるということが非常に大事ではないかと考えております。そういった形の中で基本的には御理解を賜りたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 時間もたちましたので、ここで休憩をいたします。11時15分までといたします。よろしく申し上げます。

~~~~~

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 実は、今のような質問ができるのは、市長が新たに就任されまして、積極的に市の行政情報を公開するという立場をとられたこともありまして、市の職員の皆さんも私たちの要請に応じてリアルに、現状はどうなっておるかということをお話していただけるようになりました。したがって、もう既に5月末現在で、さっき申し上げましたように、予算に組みずに入ってきた税金が3億700万だとか、それ以外の予算を組みずに入ってきたお金が、税と国からの交付金で4億9,300万円を超え、5億円近く入ってきているという状態があります。今市長は、いろいろ国との関係で難しい問題もあるし、いろいろ要望もしていると。それをやっていただくことは当然ですし、ぜひお願いしたいんですが、問題は、我が弥富市の予算が、本来は収入も支出も予算を議決して、それに基づいて行うという地方自治法の定めがありますが、そういうことが、こんな大きい税収という一番基本の問題で、3月議会でもうわかり切っておることを議案としても出さない。こういうやり方というの

は、議会や市民に行政の実態を明らかにする上でも、あるいは19年度の予算を組まれる上でも、18年度にそういう収入があることがわかっておれば、繰越金やそういうものできちんと、19年度は中学校の建設に24億円余り使うということで、積立金の取り崩しと、それから土地開発基金から合わせて約17億円ほど取り崩して、もう目いっぱい頑張って予算を組んでおりますと言わんばかりの、ほかのことはいろいろ言ってちょうすなというような予算の組み方ですよね。これは市長が組んだわけではありませんから、時期的にいったってあれですが、こういうやり方じゃなくて、実際に年度、あるいは前の年度に余ったお金、その年度に見込める、さっき言ったように二つの税だけでもう6億円を超える収入がほぼ当時だっで見込めたわけですから、そういうものをきちんと見込んで、足りない分は、学校建設費の5億円と、もうちょっと何とかすればできますと。そうすると、今の時期に問題になっています耐震対策だっ、今だと中学校があるからもう何にもできんような考え方を一般の市民の皆さんは持っておると思うんですが、これほど東海地震や東南海地震がいつ来るか、もうあした来ても遅くないというときに、基本的には子供が毎日生活する学校や避難所の耐震対策がいつ終わるかわからないなんて新聞に書かれるというのは、こういう予算の組み方をずうっとしてきたから、今はちょっと市にいろいろ、あるいは前だと町ですが、言うのは無理じゃないかというような感覚を議会や市民の皆さんが持つという根拠になっておるし、それから職員の皆さんたちだっ、住民の皆さんが何か相談すると予算がないとすぐ言われると言うんですが、そうじゃなくて、こういう状態だということが、トップもそうですし、それぞれの部や課の担当の職員の皆さんも、議会も、一般の市民の皆さんもわかっておって、今大切なこと、きちんとやるべきことを一緒にやりましょうということが考えられる行財政運営にすることが今非常に求められているし、弥富の場合は、ことしは17億なんか取り崩さなくたって、学校建設基金の5億と、もうちょっと足せば24億の中学校の建設ができるというような規模の行政力・財政力だということがきちんと議会や市民にも伝わる組み方をしていただく、それが実は市長や市の担当が議会に予算を提案する一番基本だということを市長にちょっとおわかりいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

歳入に関しましては、社会経済情勢だとか、あるいは国等の政策動向を踏まえながら考えていかなきゃいかんわけですがけれども、過去の収入実績であるとか、前年度の決算見込みというようなものを十分検討し、今後は歳入計画の中に盛り込んでいきたいというふうに思っております。

また歳出におきましても、過大な見積もりとならないように今後は精査してまいりたいというふうに思っております。そして、議員がおっしゃるように、私ども職員一人一人が行財

政能力を高めていくという形の中で御理解を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） ありがとうございます。

ぜひそういうことで、本当に市民とともに考えていく市役所と弥富市をつくる土台を築いていただきたいと思います。そこで、同じ問題の2番目に中・長期の総合計画を今立てておりますが、財政計画とあわせて持つということは市長のお考えだと、私は当然ではないかというふうに思っておりますが、念のために、そういうものをこの時期に合わせて並行的に、どういうふうになるか、多少時間はずれのかもしれませんが、つくっていくというふうにお考えになっているかどうかということと、それからそういう作業をしていくためには、当然担当の職員もそうですし、できたら興味を持った一定の職員の皆さん、市民の皆さん、あるいは我々議員も一緒にそういうことが勉強できるようなセミナーみたいなものも開いていただいて、こういう一番土台のところをそれぞれが理解しながらきちんと議論ができるような、そういうまちにしていくような工夫も、もしそういう計画策定を進めていくお考えがあればお願いしたいと思います。そのことについて市長の御見解をお伺いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

中・長期の総合計画づくりにつきましては、各課、今私ども職員の内部におきましてはヒアリングを実施しておるところでございます。10年先の弥富のまちづくりという形に対して各課から意見を出すようにという形の中でヒアリングを始めました。また、市民の皆様の声、知恵をおかりしたいという形の中でまちづくり会議というものの発足させ、一緒になってまちづくりをしていこうという姿勢の中で今後検討してまいりたいというふうに思っております。御理解賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） この計画や、それから市役所と市民の関係をいいものにしていく上でも、実は17年度に行革プランということで、当時の財政の約2割カットということで、区長や区長補助員さんの報酬だとか、民生児童委員の活動費だとか、あるいは子ども会や老人クラブの補助金とかを2割カットしたり、それからウインドアンサンブルという、事実上、市が支えている人たちの練習する費用を大幅にカットするということがされました。また、当時の町長さんは、御自身の公約でまちづくりは人づくりと。文化・社会教育活動のために積極的に支援するというお約束をしておったにもかかわらず、そういう活動の中心を担っております社会教育登録団体の会場利用料を2倍に、それも十分皆さんに説明をしたり協議をするということじゃなくて、3月議会の直前にそういう行革プランを出して、2割カットを

しなきゃいかんということでやられました。しかし結果は、ごく一部のものだけやって、そして全体としては、17年度は前年よりも予算が5億円を超えてふえまして、なおかつ結果的には3億3,000万円、新たに積立金と現金がふえました。17年度は中学校を7億円かけて、18年は8億円かけて新市になってやっていますが、それでもさっき言ったような予算を経ずに入ってきた税金などがありますので、実際に十四山さんから持ってきました積立金なんかの持参金を除いて、この年度に新たにふえた現金や積立金が約6億円あります。ですから、2年間で9億円を超える市の現金や積立金がふえておりますから、そんな2割カットしなきゃやっていけないような説明をして、やった職員の皆さんは今大変困っていますよね。だから、市民と市の関係を改善して、市民の皆さんと一緒にまちづくりを進めていくということを市長がお考えになるなら、そういう予算の実態を無視した説明のもとでやられたことは、前の方がやったことだからわしは知らんじゃなくて、やはりこれは一日も早く改善をしていただきたいと思いますが、御見解をお伺いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

将来のまちのビジョンづくりをするという形の中におきましては、そのときの財政状況とこのをしっかりと考えながら事業の取り組みをしていかなきゃいかんというのは大前提でございます。そして、旧弥富町時代におきましても、単年度決算が平成14年度から3年連続で赤字になったということにつきましては議員も御承知のとおりでございます。仮に民間企業で3年連続赤字になった場合、どういう施策をしていかなきゃいかんかということも一緒になって考えていかなきゃいかんことではなからうかと思っております。平成17年度、そういった形の中で行政がいわゆる行財政改革を行ったことにおいて黒字転換になったということにつきましては、決して実態とはかけ離れたものではない。そのときの先人の御努力、そういう形の中できちっと評価すべきことではないかなあというふうに思っております。

現在、企業業績が改善の方向ではございますが、そういった形の中で平成18年度の法人税等も、平成17年度と比べまして約1億6,000万の増収となりました。こういったことを少し歳入予算の中で見落としたことも実はございます。しかしながら、景気の動向というのは、すなわちいつ変わってくるかわからない。今の景気がこれからも続くという保証は一つもないわけでございます。例えば、基本的に景気がいいという一つの証拠といたしましては、企業の設備投資が非常に積極的である。じゃあ、そういうことがこの弥富市の中に見られるか。あるいは、もう一つの指標である所得から起きる消費の動向がどうか。決して伸びてない、そういう形の中で平成18年度が来ているわけでございます。また、歳出面におきましても、扶助公費、あるいは公債等の義務的な経費が特別会計の繰出金として今後も増加する傾向にございます。財政状態としては決して楽観を許さない状況にあるということをお理解賜りた

いと思います。

先ほど区長さん、あるいは補助員さん、民生児童委員さんの報酬、あるいは子ども会、老人クラブに対する補助金の問題も出ておりましたが、私といたしましては、現在といたしましては今後もさらなる行財政改革を進めていかなきゃならないと強く認識しているわけでございます。しかしながら、私ども自治体というのはプロフィットセンターであってはならない。いわゆる利益を確保する自治体であってはならないというふうには思っております。そういった形の中で歳入歳出の財政状況を正しく踏まえ、住民サービス、あるいは各種事業展開をする中において活力あるまちづくりをしていかなきゃいけないというふうに思う次第でございます。このことを十分御理解賜りたい。

なお、住民サービスの一環として、公共施設の使用料金等を早い時期に見直したいという考え方を持っております。このようなことも踏まえまして、ぜひとも御理解を賜りたいと思います。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 市長が多分あんまり当時のことを御存じないから、私は担当者からの説明のとおりには今はお答えになっておると思うんですが、実態は、例えば平成15年度におきましては、ひので保育所を、普通はああいう施設は補助金やそういうものでやるわけですが、平島の区画整理への援助もあって、用地から建物まで含めて一切補助金なしで、全額弥富市の負担で、たしか7億1,500万を超える費用負担をやっていますよね。こういうことをすれば、財政的には一時的に赤字になるのは当たり前でありまして、こういう中で起こった問題であって、恒常的にこういうことがなければ、弥富市の財政はそんなに逼迫しているような状況ではない中で、例えば一、二回そういう事例があったことで、あつものに懲りてなますを吹くで、全体の計画を考えない。特に合併問題なんかが発生をした関係もあって、あるいは行革だとかいろいろんなことが言われまして、実際に決算を調整する収入役をなくして、今の副市長、当時は助役が収入役を兼務するというようなことがされて、財政全体を冷静に総合的に見るができないような状態の中でばたばたとやったことなんです。そして、やったのは弱者だけの切り捨てと、もう一つは、例えば区長補助員さんたちというのは市の土木申請の窓口であり、防犯灯なんかの日常的な管理の責任を負っており、それからコミュニティ活動を初めとした市の行政に本当に深くかかわっておって、その地域の調整をするわけですね。その人たちのいろんな活動費についても削るとか、あるいは民生児童委員の皆さんというのは高齢化社会と子供の問題でさまざまな問題が出てくる中で、本当にこれからお仕事を頑張っていただかなきゃいかんときに、そういう本来、市が力を入れなきゃいかんところの費用を一方的に、本当に説明もなしに削るというやり方をされたんです。これはきちんと事実も調べていただいて、今市長が説明されたような、二、三年赤字が続いたから

やむを得ずということとは全く弥富市の財政実態は違いますので、この辺はきちんと精査もした上で必要なものについては御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

先ほど議員がおっしゃいました平成15年・16年度の財政状態につきましては、いま一度、私もそのときの実態というものを勉強させていただきたいと思いますが、先ほども申し上げましたように、平成17年度からいわゆる黒字基調というか、少し行財政という形の改革のもとにおいて好転をしてきたという、今その時でございます。もう少し長い目で見ていかなきゃいかんというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） やはり事実をきちんと把握された上で必要な手だてをとる。今市長がおっしゃられたのは、私は恐らく当時の職員の皆さんからの説明だけを聞いて、実態をまだ十分調べずにお答えになったことだと思いますので、ぜひそれはお願いしたいと思います。

同時に、本当に財政問題、予算というのは一般の市民の皆さんにわかりにくい問題であります。かねがね私は新市長になってからも申し上げたこともございますし、ほとんど予算議会や決算議会のたびに申し上げてきたことでございますが、弥富市の予算書だとか説明書というのは非常にわかりにくいものになっております。例えばここに県の17年度の関係を調べるために、県の予算書から決算書というものを全部一そろいそろえて持ってきましたが、例えば県民税の項でいいますと、均等割の納税者が平成17年度の方で32万1,000人いると。均等割の1,000円を負担する方が18万7,000人、均等割だけの人ですね。それから均等割と所得割を負担する方が254万7,000人。それから、税制が変わって5,500円という方が47万6,000人というふうに、全部その根拠を具体的に入りも出も説明してあります。弥富市の予算書を見て中身がわかる人はほとんどいないと思うんですね。私が古い職員に聞いても、私たちが入ったころからそういえば全然変わっておらんあつと。今、こういう予算書というのは、本当に住民と一緒に行政を進めるという一番のベースになっておることです。ぜひ、予算書、決算書を、県や尾張8市のところでもいろんな工夫がされておりますので、一式そろえていただいて、私も勉強できる、行政の担当者も勉強できる、図書館にもできたら置いていただくという形で市民の皆さんも見ただけ、ぜひそういう状態にさせていただきたいと思いますが、市長いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

予算の説明資料、あるいは主要施策の実績報告書につきましては、私もそういった形の中

で必ずしも全員が理解できるというような状況にないということはわかっておりますので、今後は検討してまいりまして、改善をしていきたいというふうに思っております。

また、職員の方におきまして、来年の予算づくりがまたこの秋から始まるわけでございますけれども、この経験を生かして新たなそういった説明資料を検討していきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

3 2 番（三宮十五郎君） 国や行政改革という場合に、国や県の制度をよく研究して活用する、それから今市長も大分御尽力されておるようでございますが、公正な競争入札などにより予算の無駄遣いを省いて住民福祉の財源を確保すること、これが私は本当の行政改革だと思っておりますが、先日、特に財政問題でしたので会計課の方に、蟹江町の平成13年から17年の決算説明書の中に耐震事業が一番多いわけでありまして、役場の庁舎だとか、消防庁舎だとか、学校だとか、中央公民館だとか、こういうところ、要するに国の補助制度と起債にのせた制度の5年間の一覧表を、事業費が幾らで、国の補助金が幾らで、それから地方債が幾らで一般財源が幾らかという、5年間で耐震関係の改修と、それに関連すると思われるものが17件あります。ほとんど一般財源を使わずに、国の補助金と起債が相当の割合を占めて、ずうっと5年間やってきておるんですね。弥富の場合は、早くから市民の要求もあって、耐震対策をとということであれしたんですが、公共施設の制度は全くおくれておりまして、こういうものもよく研究していただいて、一般財源を使わずに、補助金やそういうものでかなり賄えるなら、一日も早くこれはやるべきだと思いますので、そういう研究もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 耐震事業におきましては、私どもとしては小学校、中学校、保育園といったところが最優先課題だろうという形で今現在取り組んでおるところでございます。また、中学校等におきまして、平成22年までを一つの期間としてやっていきたい。できれば少しでも早く前倒しができるような形でやっていきたいと考えております。それと同時に、この市庁舎におきまして、耐震ということについては非常に危険視されております。そういったことに関してもよく検討してまいらなきゃいけないと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

3 2 番（三宮十五郎君） 市町村ごとにいろいろいいところもあるし、これはというところもあると思うんですが、お互いにいいところはどんどん勉強させてもらって、本当に市民のために使える役場に、そういうことを通じてしていただきたいと思います。

それから、特に今回税金がふえている大きな原因というのは庶民増税ですね。定率減税の廃止だとか、お年寄りに対する増税だとか、こういうことによって、住民税の通知が行く

と、また市役所に問い合わせが殺到すると思うんですが、ことしだけでも庶民増税、住民税と所得税で1兆7,000億円取っておいて、株を売ったり買ったり、配当でもうけておる人たちに1兆円減税するとか、それからトヨタ自動車のような本当に史上最高の利益を上げている大企業しかほとんど利用できないような減価償却費の上乗せで7,000億円、だから皆さんが払った分は全部減税に回す。ただ、それで市の財政というのは税源移譲とあわせてふえてきておるわけでありましたが、非常に無理なことを今回されたんですよね。例えば年金暮らしの人ですと、ついせんだってまでは266万円までは税金がかからなかったのが、148万円で税金がかかるようになりますよね。それから給料ですと、ひとり暮らしのお年寄りの場合、204万4,000円までは税金がかからなかったのが、93万円を超えると税金がかかるようになりました。生活保護の人よりも低い収入に税金がかかる。そうすると介護保険料は、この93万の収入しかない人は課税ですから125%負担をしなきゃいかんとか、あるいはサービスを受けようと思うと、もう食事代や部屋代の減額措置なんか一切受けられない。ただ、制度の中には、そういう生活保護基準に入るような人たちについては県や市町村が応援しないかんよという決めがあるわけですが、そういう形で本当にもう無理に無理を重ねて、もう乾いたタオルをしぼるような、こういう負担が庶民に覆いかぶさっています。もう一方で、国の法律で住民税や国民健康保険税、介護保険税にしても、そういう問題のある人たちに対しては市町村の責任で減額や免除をしなきゃならないということが定められてあります。

それで、この間、議論してきましたから、きょうは詳しいことは申し上げませんが、やはり最低生活に税金をかけないという日本の法律の定めに従って、実効性のある税金や利用料の減額や免除の制度を早急に皆さんが利用しやすい、わかりやすいものとしてつくっていただくとか、それから今コムスンのことで大きな問題になっておりますが、何か民営化をすれば事が解決するような、そういうふうに言われておりますが、今の福祉の制度で民営化して簡単に事が運ぶような、とりわけ収入の低い人たちはもう全くそのサービスから締め出される危険がありますが、こういう中で本当に税金なんかを取り立て会社に委託するとかいうこともはやっておりますが、行政改革というのを履き違いで、実際に住民のプライバシーが守れなかったり、庶民が困るような方向じゃなくて、市町村に定められた責任を果たしていく。さっきも申し上げましたように、税収というのは弥富市の場合かなりふえています、その基本は住民税なんですね。それは、今言ったような低い人たちまでかかるようになったことと、それから定率減税が廃止になったことによって起こっておりますので、ぜひそのことも考慮に入れまして、もともとありましたが、なかなか減額や免除の制度が有効に機能してなかったんですが、いよいよそれをやらなかったら生きていけないという状態が目の前に突きつけられおりますので、それに対応するものとして、ぜひ今進めている制度改正を急いでいただきたいと思いますが、御見解をお伺いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

確かに、ここ最近のニュースを聞きますと、住民税が値上がりしたということで一方的に言われるわけですが、この裏腹といたしましては、さまざまな三位一体の税源移譲という形の中で取り決められておりますように、この1月からは所得税が低減されておるわけですが、このこともあわせて考えていただきたいというふうに思います。

また、私ども弥富市におきましては、200万円以下の所得の方が全体の12.5%でございます。全体の金額にいたしますと7.3%という方で、非常に全体の構成比としても大きいわけでございます。すべての人に無税ということはできませんが、減免規定の中で考えていかなきゃならないというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） この問題の最後に、やっぱり本当に今大きないろんな曲がり角に来ておりまして、あるいは市長も新たに就任されて御苦労されておる。本当に日夜を分かたぬ御苦労をされているというふうに思って、健康は大丈夫かなあという心配もしておりますが、職員も同じ状態に今置かれていますよね。先日も市長は改善するというふうにお約束されましたが、弥富市の職員の給料は「プレジデント」のことしの5月14日付によりますと、日本じゅうの市のびりから16番目の給料だということで、これは総務省が発表したものをプレジデントがより実態に近い形で掲載をして全国に公表したものでありますが、ぜひ前回の改善するというお約束を一日も早く果たされることとあわせて、弥富市は職員が多い多いというふうに言われますが、保育士さんとか施設の職員はおりますが、本庁の職員はこれだけどんどんどんどん制度が毎年のように変わっていく中で、もうそれに追いつくことができんぐらい大変な状態。福祉なんかだと、海南病院の職員さんたちに随分助けてもらって、またそれがあるから弥富の福祉はある程度維持ができておるんですが、やっぱり必要な職員をきちんと確保することと、処遇をあれして、最近だと11時過ぎても役場に残って仕事をするような事態がありますが、こういう無理なことをさせないようにして、職員の人たちが安心して働ける市役所にぜひしてほしいと思います。

特にさっきお尋ねしましたように、これだけの規模で、しかも合併をやる時期に収入役を廃止して、助役が収入役を兼務するようなことで、うちの財政を全体としてきちんと市役所の方針として統一して掌握していく、それから市民にもわかるように説明していくという上では、私は大変この間、ゆがみが出ておると思いますので、やはり無理なことをすると必ず後で反動が出ますので、そういう点では十分職員の皆さんが安心できるようにすることも市長の本当に今大切な仕事の一つだと思いますので、そういう御尽力をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

私は、就任させていただいて以来、この2ヵ月間ですべての職員と面談をさせていただきました。総数350数名でございます。そして、それぞれ職員の持っている気持ち、あるいは私が伝えたい気持ちということを相互に話し合いをさせていただきました。そして、各課における事務事業についても的確に把握したつもりでございます。今後は、適正人員等も含めまして職員等の管理に努めてまいりたいというふうに思っております。なお、職員の皆さんに対しては、より研修機会を高めていって、いわゆる行政能力を高めていく、住民サービスがしっかりとできるような職員を育てていく、そういう環境づくりをしていきたいというふうに思っております。

また、職員の給料等におきましても御心配をいただいておりますが、先日も新聞紙上等で発表しているとおりでございます。非常にラスパイレス指数が低うございます。こういったこともあわせて今後の環境を整備していく課題であるというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） それでは、もう時間があまりなくなりましたので、次の質問に移ります。

介護保険料を今期は取り過ぎているので、ぜひ是正をしてほしいということについてお尋ねしたいと思います。

3年ごとに利用する額の一定割合を負担するという仕組みに今期決めましたが、私たちは決めるときに、国の制度の改悪によって利用が非常に切り縮められるということで、そんなに上がらないのではないかという議論をさせていただきましたが、結果はそのとおりになりまして、18年度の最終見通しは6,700万円ほど、この年度で黒字になると。この黒字になる分は、全部皆さんの保険料が余るということですよ。しかも、さらにだんだん新しい制度に移行する中で負担は減ってきておりまして、例えば18年5月の支払い、要するにことしの会計年度の一番最初の支払いですが、介護保険の加入者1人当たり、7,572人おりましたが、1万6,064円であったものが、19年度5月の支払いは7,961人になって、1人当たり1万4,898円となっております。これから見ますと、次の19年度はさらにお金が余る可能性があります。もともとお年寄りですから、どんどん亡くなっていく方がありますから、その年度の分を皆さんが負担すればいいわけですから、以前もそういうことがあって値下げをしたことがあります。それは期が変わるときでしたが、今回は途中ですよ。これほど余ったら、途中で社会保険事務所に行って、年金から引くのをやめるとか、そういうことはなかなか難しいようでございますので、やるとしたら市が一定の基準を決めて還元をするとか、そうい

う方法しかないと思いますが、一つはそういう方法。

もう一つは、本当に条件の悪い人たちに対する利用料や保険料の減額や免除。これは知れていますね、やったところで。

だから、その二つの方法で、どんどん亡くなっていく人たちからこんな形で取るというのは道理に合わないと思いますので、途中で改善したところも出てきているようでございますので、改善の検討をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） まず、第1点目の保険料の引き下げを行ってほしいという話でございます。

保険料につきましては、現在、第3期の介護保険事業計画の中で動いておるわけですが、極端に変わった場合については事業計画の変更をさせていただくということでございます。しかしながら、この4月に十四山に長寿の里がオープンいたしまして、さらなる介護給付が見込まれるということがまず想定されております。結論的には、第4次計画策定時におきまして給付費とか基金をよく精査して、保険料に反映していきたいというふうに思っておるわけですが、その長寿の里について申し上げさせていただきますと、ちょうど18年に弥富町と十四山村が合併いたしまして今の介護保険事業計画があるわけですが、長寿の里に関しましては弥富町の中ではどうも算定がされていないということと、現実に4月、5月、それぞれ約20名の方が利用されておると。これにつきましては、約500万強、毎月支出が見込まれるということになっております。これから計算しますと、これから24ヵ月、約1億3,200万の支出があるというふうにまず想定をしております。実際に、これに係る1号被保険者が負担していただく保険料というのは約19%ですから、2,500万円というふうに考えております。

18年度の決算予定でございますが、まだこれは確定ではございませんけれども、約7,000万強の収支残があるというふうに見込んでおります。このうち、約5,100万については支払準備基金の方へ積み立てをいたしました。それと、約2,300万ほどが特別会計で繰り越しを予定するだろうというふうに思っておりますが、現実には、全体の収支の中に19年度において返還金をしなきゃいかんという金が約4,000万ほどございます。こういったことから、約7,400万強の収支残があるように見えますが、返還で約4,000万、それから長寿の里がふえたことによる保険料が約2,500万程度予測するということになると、実際には900万程度の余裕しかないというふうに思っておりますので、こういったことも踏まえて、先ほど申しましたように、第4期の計画策定時におきまして給付費、基金等をよく精査した上で保険料に反映させていただくと。大きく残るようなことはさせないような計画を組みたいというふうに思っております。

それと、保険料・利用料の減免につきましてですが、条例とか規則には規定しております。しかしながら、高齢者の方は税制改正、老年者控除の廃止、それから年金控除の縮減とか非課税措置の廃止といったことで大変生活が厳しい状況になっていることは十分わかっておりますので、対象者の方へ広報などを通じて周知をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） ぜひそのように十分調べて、無理のないような方法で対応していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

今月19日に、名古屋港の弥富ふ頭にアメリカのミサイル駆逐艦ポールハミルトン号が入港いたしました。市に問い合わせをしたところ、一切入港するなどの連絡はなかったそうです。入港の目的は親善訪問であります。名港管理組合が管理しておるとはいえ、実際にあそこの防災だとか救急医療だとか、そういうものは全部飛鳥村と弥富市が共同でやっております。この地元の市に一言の連絡もなしにやる。四日市港なんかは、入港3週間前に地域の皆さんに周知をするという仕組みになっておるそうでございますし、今、四日市港は、入港が予定されている場合には核兵器を装備してないかどうかを外務省に照会すると、こういうふうになっている。アメリカは、アメリカの艦船や飛行機の核兵器の装備については一切秘密だから、あるともないとも言えないと言っています。神戸港は、非核平和宣言をしたまちとして、非核証明書を出さなければ入港させないということを決めて以来、一度もアメリカの軍艦は入港してないんですね。ポールハミルトン号というのは、実際に中東でミサイルを発射したり、核兵器装備可能な戦艦で、しかも前の旗艦が入ったときは金城ふ頭でしたが、金城ふ頭は浅いために、喫水を上げるために水なんか全部捨てて入ったそうですが、弥富ふ頭や飛鳥ふ頭はそういう軍艦が何もせずに全部入ってこられるという場所で、今後、目的も明らかにせずに、あるいは地元への連絡もせずに来るというやり方は非礼であります。同時に、核兵器を装備する可能性のある艦船が入るということは、やはり非核平和宣言をしたまちとしては非常に残念なことでありますから、ぜひ今後そういうことのないように、市としても名港管理組合にもきちんと申し入れをして、四日市港や神戸港のような手だてがとれば、ぜひとっていただくようお願いをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

ポールハミルトンの問題につきましては、先ほど三宮議員の御報告どおりでございます。ちょっと私どもの方には連絡がなかったということでございます。弥富市といたしましては平和都市宣言をしておりますので、人類の共通の願いでございます恒久平和に向けてこれが

らも努力してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） ここで、1時30分まで休憩といたします。1時30分より会議に入りますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） では、休憩を閉じ、会議を再開します。

次に大原功議員、お願いします。

29番（大原 功君） では、質問内容についてお伺いいたします。

質問内容につきましては、副市長、教育長初め各部課長の所管に当たるところもありますが、私は少し耳が遠いので、服部彰文市長はいろんな場所でごあいさつを聞いておりますが、私にとっては聞こえやすく、また、人それぞれありますが、こういうふうでありますのでよろしく願いをいたします。

また、市長がクリアしてないところについては各方で結構でございますから、そういうふうに進めさせていただきたいと思っております。

市民税について。

東京都では、石原知事が都民の所得300万以下の方の都税については非課税にするというふうに言われております。東京都の場合は約60万人で、金額は約50億というふうに聞いております。弥富市も低所得者、所得300万以下の方を非課税にしてあげたらどうかと思いますが、この点について。

それから、市民税の滞納について。

平成18年度は市民税が3億1,500万と国保税が3億500万円、合わせて6億2,000万ありますが、市長はこの点についてどのようにお考えでしょうか。

一般競争入札についてお伺いいたします。

弥富市の指名競争入札の取扱基準においては、業者選定要領に物品購入50万を超えるものは3社以上、100万を超えるものは4社以上と明記されておりますが、この点についてもお伺いをいたします。

新市のまちづくりについてお伺いいたします。

弥富市は、昨年、十四山さんと合併をしていただきました。合併後、弥富市の行政が他町村から見てすばらしいまちと言われるためにどのようなまちづくりを考えておみえでしょうか。市街化区域を大きくし、多くの方が弥富市に住みたい、住まわせていただきたいという考え方があられるでしょうか。

勤労者について。

弥富市の昼間の勤労者はおよそ何人ぐらいで、夜間の勤労者はどれくらいでしょうか。また、弥富市の住民の方はどれくらいでありますか、お伺いしたいと思っております。

資産について。

弥富市の総資産についてはどのくらいの資産がありますか。市民につきましてもどのくらいの資産があると思いますか、よろしく願いをいたします。

健康診断について。

国民健康保険給付費約26億円、老人保健医療費約26億円、合わせて約52億円ありますが、国民健康保険加入者については、早く健康診断を受けていただくことによって医療費が少なくなると思いますので、加入者全員について無料診断をしたらいかがでしょうか。

流域下水について。

流域下水工事は、幹線道路は国・県がおおむね負担をしますが、支線については市税による負担となります。マンション・アパート密集地帯の住宅には下水道工事が少なく済むと思っております。下水道の料金を2部制にしたらどうかと思いますが、この辺についてもお伺いいたします。また、宅地内に柵を設置した場合、基本料金はとられますか。

桜小学校の件についてお伺いいたします。

桜小学校の学区別区域を区長と市側が打ち合わせをされたと聞いておりますが、区域の打ち合わせはどのようになったのでしょうか。

以上9件ありますので、わかっているところだけで結構です。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） いろいろ御教示いただきましてありがとうございます。

それでは、最初に市民税の問題につきましてお話しさせていただきます。

弥富市も低所得者の方に対して無税にしてはどうかということでございますが、平成19年度の総所得金額で200万円以下の方は弥富市全体で2,776名お見えになります。うち年金受給者の方が1,838人でございまして、この方々の住民税の課税を免除した場合、弥富市税への影響額を少しお話しさせていただきたいと思っております。

市民税の均等割で約833万円、あるいは所得割という形の中では税率が6%で計算した場合、1億7,400万円でございます、合計で1億8,233万円になります。弥富市といたしまして、納税義務者数は全体で2万2,121名お見えになるわけでございますが、個人の市民税の総額が約25億でございます。総所得金額200万円以下の方の課税を免除した場合、納税義務者全体の12.5%に当たるわけでございます。また、金額にいたしましても7.3%という形で、非常に大きな金額でございます。この金額は市政に対しても非常に大きな影響がございますため、現状では減免規定という形の中で対応してまいりたい。無税ということには少し考え

ておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

また、議員は東京都の例をお出しになっているわけですが、ますます日本の中で一極集中が進む、あるいは日本の中の東京ということだけでなく、世界の中の東京というような、東京に対しては位置づけがあるということで、どれくらいの税収が東京都にあるんだろうということをお調べしてみました。

2006年の数字でございますけれども、法人税が何と4兆1,300億ということで、日本全体の42%の法人税が実は東京に集まっているというような現状でございます。また、所得税においても5兆1,600億という形で、全体の33.5%が東京に集中しているわけでございます。そのほか消費税等におきましても2兆7,000億という金額でございます。これが34%ということで、まさに一極集中が東京にあるわけでございます。そして、法人税等の本社機能というのが東京以外のところではほとんど少ないわけでございます。まさに企業収益に対する法人税は東京に集中しているということでございますので、なかなか私ども弥富市とこれは比較することができないんじゃないかなあというふうに思っております。最近、菅総務大臣がおっしゃっているように、ふるさと納税ということを逆に私どもとしてはお願いをしていきたいというような立場でございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

続きまして、市民税の滞納につきましてのお問い合わせでございますが、議員は非常に数字をよく調べておみえになりまして、こういったことに対しても、私どもは先生たちと一緒に検討していかなくちゃいかん、課題をクリアしていかなくちゃいかんわけでございますが、平成18年度末の市税の滞納額は、私ども弥富市といたしましては累計で3億3,200万円でございます。市税の滞納額の内容といたしましては、個人市民税が約1億6,800万円、そして法人の市民税が約400万円、固定資産税の方が1億5,600万円でございます。そのほか軽自動車税というものが400万円でありまして、国民健康保険が3億5,000万ほどございますので、合わせますと6億8,500万円というのが私ども弥富市における税金の滞納額になるわけでございます。昨年、平成18年度1年でも国保を除いた滞納額が約8,000万ほどあります。こういった形の中で、この滞納は非常に大きいウエートになってきておりますので、督促状であるとか催促状の送付、あるいは徴収に対しては自宅訪問、あるいは休日等におきましては税務課以外の職員の協力を得て一斉滞納整理をしているという状況でございます。それ以外の方法といたしましても、国民健康保険等の連携によって収納率をアップする、あるいは電話などによって納付を呼びかけるというようなことに努めておりますが、なかなか私たちの気持ちを理解していただけないということもございます。

こういった形で、滞納問題につきましては、実はどこの自治体も大変困惑してみえるという状況でございます。私ども弥富市は全体に納付率が98.6%、約1.4%の方が滞納されているという状況でございます。

愛知県は35市ございます。あるいは、東海4県として95市ございます。それぞれの市長会議の中で、この春、会議が催されておるわけでございますが、その決議といたしまして、民間委託による徴収を国に働きかけていこうじゃないかということが実は決議されておるわけでございます。こういった形の中で滞納を少しでも回収していくということが私どもの自治体としても大変重要なことでございますので、いずれにいたしましても、国民としての責任である納税義務をさらにお願ひ申し上げていくという状況でございます。

それから、一般競争入札につきましての御質問でございます。

入札のあり方につきましては、議員の御指摘のとおりでございます。私どもが物品を購入する際には、地方自治法施行令の中の167条の第1項第1号により、50万円以上は入札によって行うことと規定されております。弥富市におきましては、50万円以上は3業者以上、100万円以上は4業者以上による入札という形で決定をしております。なお、特殊なものにつきましては、1社による随意契約をしておることもございます。また、購入する物品によりましては、業者数の多い業種、あるいは少ない業種さまざまな状況ではございますが、地元業者と一緒に成長していくという気持ちもございまして、適当な業者数ではないかというふうを考えております。

しかしながら、私どもも一般競争入札につきましては少し考え方を改めていかなきゃいかんというふうに思っておるわけでございます。私のこの3月の施政方針の中でも入札方法を改善していくということを申し上げておるわけでございますが、一般競争入札の拡大及び入札制度そのものに伴う改革を、一つの要領でございますけれども改正してまいりたいというふうに思っております。大きな項目は4点ほどございます。一般競争入札については、今まで5億円以上という形で建築一式工事が決められておったわけでございますが、余りにもこのバーは高いだろうということで、土木一式工事の設計金額は8,000万円以上、そして建築一式工事の設計規約は1億5,000万以上にしていこうというふうに考えております。そのほかの工事、塗装工事であるとか電気通信工事、あるいは水道工事等におきましては1億円以上を対象として、一般競争入札の拡大を考えていきたいというふうに思っております。

それから、一般競争入札を実施いたしますと、どうしても価格競争というが起り得るわけでございますが、私どもとしては、大事な税金を使わせていただいて、しっかりとした工事をしていただきたい、いわゆる市の財産という形で残していただきたいという気持ちもございます。そういった形の中で、価格競争による公共工事の原価割れによる品質低下を防いでいかなきゃいかんという項目を考えていきたいというふうに思っております。

それから、公共工事の入札における工事の内訳書に関する事務取扱要領を変更していきたいということも今考えております。現在、指名競争入札通知により工事の内訳書の提出をさせていただいておりますが、提出内容及びその事務処理も各課まちまちでございます。この辺

のところを改善していきたいというふうに思っておるわけでございます。改善案といたしましては、入札書の記載金額と工事費の内訳書の金額を一致させるような義務づけ、そして金額の不一致、または工事費の内訳書の提出をしない業者、この方については無効とするというようなことも今後考えていきたいというふうに思っております。

最後の項目といたしましては、総合評価競争入札要領を決めていきたい。いわゆる一般競争入札の拡大による不良・不適格業者の参入を防止し、またはその排除を目的として、こういった総合評価競争入札というものを考えていきたいというふうに思っております。また、一部指名競争入札におきましても、いわゆるプロポーザル方式、その事業者が持っている事業内容をきちっとプレゼンテーションしていただくといった形の中で総合評価をして決定をしていくということを考えております。いずれにいたしましても、一般競争入札という枠を少し引き下げながら、しっかりとしたまちづくりをしていきたいというふうに思っております。この入札制度におきましては、近日中に開始していきたいということを考えておりますので、あわせて申し上げておきます。

続きまして、議員の新市のまちづくりについてという形で、大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

私どものまちづくりということが、昨年十四山と合併いたしまして、現在いろんな形で総合計画の中へ反映していこうと模索中でございます。さきの議会でも答弁しておりますが、市街化区域の問題であるとか、あるいは調整区域の問題といったようなことをしっかり考えていかなきゃいかんと考えるわけでございます。しかしながら、市街化区域の問題におきましては、まだまだ低未利用地、いわゆる利用されてない用地が点在するということで、むやみに市街化区域を拡大するには困難な状況であるということは皆さんも御承知のとおりでございます。新市の基本計画の土地利用構想を尊重し、市と市民の皆様方の協働で都市の将来像を総合計画、あるいは都市計画マスタープランという形の中で反映をさせていきたいと考えております。

その具体的な都市計画マスタープランでございますが、市街化区域に対する考え方は三つほど持っております。一つは、人口の集中地区、あるいは区画整理等の隣接地といったところをしっかりと開発していかなきゃいかんだろうと思っております。二つ目は、飛び地の市街地の市街化区域の設定でございます。20ヘクタール以上、あるいは50ヘクタール以上という形の中で計画的な開発を進めていきたいという考え方を持っております。もう一つは、大規模開発行為、いわゆる都市計画法に基づく34条第10号の問題でございますけれども、こういった中で大規模開発行為という形を考えていきたい。これは一つの単位が5ヘクタール以上と定められておりますので、こういったようなことが弥富市の絵の中で書いていけんかということも今後しっかりと考えていきたいということでございます。

続いて、勤労者についての御質問でございます。

平成17年10月1日現在で実施された国勢調査の結果でお答えさせていただきます。

弥富市に常駐される15歳以上の就業者は2万2,353名でございます。このうち市内でお仕事してみえる人は8,975名で、約40.2%でございます。そして、ほかの市町村へ従事される方は1万3,378名で、59.8%が弥富市から外へ向かって仕事をされるという状況でございます。また、ほかの市町村から弥富に見えて従業される方は1万960名でございます。常駐者の数から他市町村の従業者数といった形で加算減していきますと1万9,935名となり、弥富市としては従業者の数が夜間より昼間の方が2,418名少ない状況となります。そういうような状況で、現在、弥富市としては仕事をしていただいているということでございます。このことから、弥富市で市外へ働きに出る人が多いことがわかります。そうした形の中で、昼間の市内の従業者のうち約55%の人が他町村へ行ってみえる。市民が約45%という状況になっておりますので、御理解賜りたいと思います。

続きまして、資産についてのお問い合わせでございます。

弥富市の総資産でございますが、これを掌握するデータというのはなかなか難しいわけでございますが、弥富市の総資産の総額についてのデータを土地、建物、有価証券等でお話をさせていただきます。土地は80万4,815平米でございます。約24万坪を所有しております。建物は13万6,562平米でございます。株券等の有価証券は2,630万円でございます。それから、出資による権利、方々のところへいろんな形で出資をさせていただいておりますが、その金額は1,734万3,000円でございます。それから、私どもが所有している基金でございますが、全体のトータル的な基金といたしましては46億7,329万8,000円でございます。これは平成19年度3月31日現在でございます。そのほか、地方債が当然あるわけでございます。地方債の金額は123億6,415万8,000円という形で、地方債が膨らんできているという現実がございます。この地方債でございますが、よく孫子の代まで残すなよということをおっしゃるわけでございますが、短期・長期の返済の枠組みの中でしっかりとした財政計画をしていかなきゃいかんというふうに思っておるわけでございます。

それから、市民の総資産につきまいての御質問でございますが、これは市民一人一人が資産公開をしていただかないと掌握できません。御理解を賜りたいと思いますので、お願いいたします。

続きまして、健康診断という形の中で御質問でございますので、お答えさせていただきます。

健康推進課で実施している基本健診事業というのは、平成20年度から国民健康保険が実施する特定健診事業に制度が変わります。これは、今までの基本健診では病気は発見されるが、その後の指導があまり行われていなかったということによって、生活習慣病及びその予備軍

が増加し、生活習慣病医療費がふえてきた反省を踏まえ、これらに該当する方々の把握と積極的な生活改善をするため啓発・指導を行っていくものでございます。国からは、この特定健診事業の指針といたしまして平成24年までの目標数値が示されております。より多くの方々に特定健診を受けていただきたい。市の指導も受けていただくことで、一人一人が生活習慣病及びその予備軍ではなく、健康な体をつくっていただきたいという考えがございます。

御質問の健康診断の無料診断についてでございますが、やはりこのところは受益者負担という考えもございますので、無料というわけには今のところ考えておりません。できるだけ安い負担になるよう考慮していきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

流域下水についての御質問でございますが、大きな枠組みを御説明させていただきます。

議員御指摘のとおりでございますけれども、下水道工事につきましては、平成22年度当初の第1期供用開始に向けて、今、平島地区、鎌島地区及び操出の一部地区が平成22年度の供用開始に向けて工事をしているわけでございます。市民の皆様にご協力いただき、順次整備を進めてまいります。

御質問の下水道使用料につきましては、排水施設を設置し、下水道への接続が完了して使用を開始いたしますと、使用者の方から流す汚水の量に応じて使用料を徴収させていただいております。下水道事業における必要な費用の財源でございますので、御理解を賜りたい。また、使用料とは別に受益者負担、いわゆる分担金という制度がございます。受益者の方に下水道事業の一部として御負担をいただく必要がございます。これら使用料と受益者負担金額等につきましては、現在、料金の策定作業に取りかかっているところでございまして、近隣の市町村等の動向も見きわめながら検討してまいります。よろしくお願いを申し上げます。

最後に、桜小学校の件についてのお問い合わせでございます。

先月、私どもは学校整備検討協議会を開催し、桜小学校のマンモス化解消について御協議をいただきました。案といたしましては、2点提示をさせていただいております。1点目は、東平島地区を十四山西部小学校区に学区変更する案、2点目は、平島地区を第2桜小学校とする分離校の案でございます。次回の検討協議会は7月に開催をする予定でございます。またそのときに各委員の皆様にご意見をいただき、原案を作成して、議会の方へ御検討いただきたく、いい方法を決めていきたい、また御協議いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（宇佐美 肇君） 大原議員。

29番（大原 功君） 新市のまちづくりについてはこれからやっていかれると思うんですけども、私にどうも国が合わせたような法律で、立地促進法というのがきょうからできました。土地の利用価値を、もっと町村で活躍をして、そしてその中に多くの人に住んでい

ただいたり、あるいは事業からお金をいただくという法律がきょうからできました。

それから入札については、冬柴さん、今の国土交通大臣が先ほど言われました。今年度については1億、来年度に国がやる事業については6,000万というふうで競争入札をさせるということを先ほど私は聞きました。こういうふうでありますので、その辺についても市長の考えを再度お伺いいたします。

国民健康保険については約53億近くの金がかかるわけなんだ。でも、四、五年、一遍無料診断をやってあげて、そしてその中で本当に53億かかるのか、かからんのかということは、私も事業をやっておりますけれども、大体情報、企画というのが普通であって、先に情報をいただいたんだけど、市の方は企画情報課長があるので、もうこの点についてはよくわかってみえると思うんだわね。そういうふうに私は判断するわけだけれども、この辺についてもどうかなあと思います。約2万人近くの方に例えば無料診断をやってあげても3億近くなんだ。そう大した金じゃありません。先ほど言われた市の資産を持っておればそう大した金じゃないから、この地域に住んでいただいて、健康であれば長生きしていただいたり、そうなれば、その家族自体も一生懸命健康で働いていただける。そうなれば自然に税収が入ってくると思います。豊田佐吉が湖西市で生まれて、トヨタは今、日本一なんです。この豊田佐吉も本当の田舎のところから生まれてきて、今世界一のトヨタになったわけなんです。だから、弥富の方でもこれから、昨年オランダなんかと提携を結んだ中で、オランダは四国ぐらいの小さな国ですね。そういう中でノーベル賞を受けられた方が18人も見えると聞いております。弥富市も、健康であればそういう方がどんどんどんどんふえてくると私は期待をしております。

私どもも社会保険をかけておると、95万5,000以上だと年間に対して55万4,400円払うわけね。これは本人負担です。私は会社だから、この倍を払わないかんわけね。その辺のところは市長も、職員の方も社会保険だからよくわかってみえると思います。この辺についてもどうかなあと考えております。

それから流域下水については、例えば大きな団地がありますね。弥富でもかおるヶ丘や富ヶ丘、いろんなどころがあります。それから鉄工団地も。1カ所で集中して浄化槽があるわけね。個々にないと思っております。それから、アパート・マンションでもそう。普通は、個々の1カ所に宅地内1メートル以内に公共枴をつけるとなっています。だから、先にそれぞれ経営した人やら、それぞれのアパート・マンション、それから今の団地なんかの人は、もう下水を自分たちの建て売りの中で買ったところとか、いろんなどころがあります。その工事の中に入っちゃってある。1カ所つければ、それだけの経費は助かります。そういうふうだから、それをすることによって早く下水がクリアできたりすることによって、大きな収益になるんじゃないかと思っています。

また、平島町については今かなりやっけていただいておりますけれども、市長は明治大学を

出てみえて政治に明るい方だから、私は感謝しております。やっぱり第三セクターでやって、民間から出資をして、その中で銀行に預けておる利息よりも利がよくなれば、その方が団地なら、例えば平島なんかだと今2,300件ぐらいありますけれども、区画整理も市長のおかげでどんどん進んでおります。日光線も今に平和通まできちっとというぐらいになっておりますので、こういうのも含めてやっていただければ、かなりの方の加入を一遍でできます。これも条例で流域下水につながないかんということはまだ決まっておらんと思いますけれども、後からつながないという人も出てくるかもわかりません。それによって、賃貸マンションやら賃貸アパートなんかは賃貸料が高くなるから大家さんも困るということで、そういうのも避けられるようになったら、だんだんだんだん入らんようになってしまうと思います。となると、今、弥富市の流域下水は、3メートルぐらい掘るところだと大体4万円ぐらいです、1メートル。だけど、これがもっと深い、5メートル、6メートルになってくると、メートル当たり20万から30万ぐらいかかる予定です。そうすると、弥富市だけの流域下水が恐らく、私の概算で、市長はどうかわかりませんが、大体350億から400億ぐらいかかるんじゃないかなあというふうに私は思っております。そういうことも含めて、こういうこともどうかなあと思います。

それから、一般競争入札については、名古屋市が地下鉄工事で中間業者3社の安値という落札がありました。価格については予定価格の53%から62%というふうで、名古屋市で今回の入札がありました。談合防止ということで1社単独ということで、参加された業者は30社ありました。大半が1社単独であり、また共同企業体では3組で、1組が2社というふうで落札をされました。

平成11年のときでは、この業者が入っておるということを聞いておりますけれども、95%で落札をしている。それから平成17年、昨年については60%ぐらいで落としていた。今回、この業者が30%ぐらい下げてこの入札をされておるというふうだから、例えば弥富市が20億の公共事業をやったら、約6億という金が大体浮いてくるということになります。そういう金が浮けば、当然そこに、先ほど言ったように健康保険の無料化やら、それから低所得者の方が元気になったらまたいただければいいんだから、元気になるまで市長がサポートしてあげるといふことも大事じゃないかと思っております。

瀬戸市では、市が発注する公共入札については総合評価方式で、価格、技術力、評価、そしてそれを総合方式として一般入札をさせるということであります。また、それぞれの企業が努力しながら、弥富市でもU字溝やらいろんなことがあります。できたら、1,000メートルを3,000万でやるんじゃなくて、1人の業者が受けるんじゃなくて、そこを三つぐらいに分割して多くの方にやらせてあげるとか、市でも保守点検もよくあります。クーラーやいろんなものがあります。こういうのもやれる方がよくあると思います、弥富市でも。ただ、

やれんというふうに決めつけてしまっておるから、その人が一步步こうと思っても橋がないから歩けんわけなんだ。だから、その橋をかけてあげて、少しでもやらせる。それによってどんどんどんどんふえていく。だから、大きな230億近くの予算を組まれてやっておるんだから、そこは分割しながら多くの方にやっていただく。

今、この東海3県では85件ぐらいの零細企業がつぶれたというふうに聞いております。中部圏の9県の間では40%近い方が、今の会社がもうちょっとえらいわという方も聞いておりますし、また新聞でも市長もお読みになっておると聞いております。

それから学校ですけれども、桜小学校については、学校の予算は議会で審議したり、予算の組み立てをしたりして可決したりするわけだ。提案者は市長ですよ。例えば平島地区なんかだと、いわゆる福祉の問題、それから公民館の地縁団体がやっておるやつも何年かやらないかんわけ。それを分けてしまうと、結局だれがどこで払うかと。東の方と、もっと西の方に入ってきておる人もあります。そういう方なんかは、毎月1万円なり、5,000円なりを払っていくやつが分断しちゃうわけ。そういうこともあるし、それから生徒にケアをするということが大事なことなんだ。よく教育長や教育課長が言ってみえるし、市長も言ってみえます。これは、その子供さんを分けてしまうと、こっちへ帰ってきたときに子供さん自体が遊ばないようになっちゃう。

こういうのは前にも私は保育園でも言いました。平島だけでは今6,800人近くの方が住んでいただいております。ここの中の方が結局、平島のひので、それから桜保育所へは入れないから南部保育所へ行ったりしております。これは副市長がよく御存じであるので、そういうのも含めてやっていただきたいということと、それからやっぱり自治区の問題でありますので、自治区の中では四方議員と私は自治区の顧問をやっております。いろんな相談を受けます。そうすると、いろんなところで市長のごあいさつも聞いております。先月、福寿会連合会で研修旅行に行かせていただきました。約590人が行きました。そのときの市長のあいさつについて、私は胸にごくんときました。590人だからごくんじゃないですよ。それはさすがの市長。だれ一人隔てのない行政をし、そしてその中で福祉を怠らないということを知っていて、私も65になって、わあ、これだけの市長がもっと何で早く生まれなかったかなあとということで、議員も6期、約24年務めさせていただきました。その中では町長も2人、もうだめだと落選された方もあります。それは、市民の言うことをよく聞き、議会の言うこともよく聞き、市長の言うこともよく聞きということで、そういう体制をつくることによって弥富市がどんどん発展していくと聞いておりますし、私はさすがにすばらしい市長が誕生したということで心強く思っておりますので、この辺についても、ただやれんじゃなくて、やってあげて、またその人が元気になって所得が多くなったらいただければいいことだと思います。健康づくりは、食事についても、例えば毎日うちで御飯を食べるんじゃないで、子供さ

んも、おじいちゃんおばあちゃんも、月に二、三回ぐらいは外食したいと思いますわ。そういうことも考えれば、その辺のところもよく見ながら、9件ありましたが、もうばらばらになっちゃったんですけれども、そこら辺のところは市長がまとめて、そしてまた再度お伺いするというので、わかっている点だけで結構です。私は市長は立派な人だと思っていますから、責めることもいたしませんから、十分市長の考えで、市民が優しく、本当に幸せだなあというふうになっていただくことが服部彰文市長のサポートであり、タフであると思います。タフでなければ行政は務まらないと思いますので、その辺のところも含めてよろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 大変褒めていただいてありがとうございます。いろいろと議員の思いというのを聞かせていただきまして、ありがとうございます。

一般競争入札につきましては、先ほどお話をさせていただいたとおりでございます。今までバーが少し高いように思いますし、それと同時に、一般競争入札という機会が弥富市の場合には非常に少ないというような状況の中で今後検討してまいりたいと。先ほどの話でございますが、一度そういう方向で要領を改正して実施してまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

新市のまちづくりにおける立地促進法というのは、正直申し上げて今教えていただいた次第でございます。ありがとうございます。またこれにつきましても勉強させていただきまして、先ほども申し上げましたように、皆さんの御意見、お知恵を拝借しながらまちづくりをしていかなきゃいかんというふうに思っております。

今、弥富市は市街化区域が約21%でございます。旧十四山地区と一緒にしまして、その市街化区域が全然ふえてないわけでございますが、この21%というのは、まさに旧十四山地区そのものでございます。あそこの地域全体が市街化区域の面積だというふうに思っていたければ弥富の面積でございますので、御承知おきいただきたいと思えます。しかしながら、近隣を見ても、町村合併等によって市街化区域の比率が下がってきているわけでございます。どこの市町村の皆さんとお話をさせていただいても、何とかして市街化区域の中で土地の有効活用をしていかなきゃいかんという思いが、どこの市長さん、あるいは町村長さんの皆さんも思ってみえるわけでございます。本当に次の世代に対して、まちづくりをする上において、また皆さん方と御意見を交わし合いながらやっていきたいと思っております。

それから、健康診断等の問題でございますが、これはトータル的な、私どもこの4月1日から皆さんに御決心いただいた乳幼児医療の無料化ということが実はございます。これも中学3年生まで実は拡大しておるわけでございます。全体の医療費にかかわる部分というのは全体の財政の中でも非常に大きなウエートを占めているということも御理解賜りたいという

ふうに思います。そういった形の中で少しでも健康診断に対する御負担が少なくなるように今後も努力していきなさいかと思う次第でございます。

また、桜小学校の問題につきましては、学区の再編成というのはそう簡単にいかないということも重々承知しております。それぞれのコミュニティの問題であるとか、おっしゃったとおりでございます。しかしながら、桜小学校のマンモス化というのがもう現実にあるわけでございます。弥富市と一緒にこういう形で合併したわけでございますので、十四山西部小学校をこのまま5年間ほうっておいたのでは、もう100数十名の児童になってしまうという現実もございます。何とかいい方法はないかという形の中で学区再編成ということの一つの方向として考えているものでございまして、またほかの御意見等もお願いをしていきたいというふうに思います。

今まで小学校の再編成等につきましては、学校名を変更しているということもでございます。一つの私の私案でございますけれども、十四山西部小学校という学校名じゃなくて、新たに違った学校名で考えながら再編成できないかと。公共建物の有効利用をしていきなさいかという思いでございます。

小学校一つつくるということにつきましては、大変トータル的な形でお金がかかるわけでございます。そのお金の捻出の仕方というのは、けさほどから言っておりますように、もっともっと財政力をつけていかないと、そう簡単には物事を進めるわけにはいかないというふうに思っておりますので、御理解も賜りたい。

また、学校の再編成につきましては、後ほど教育長である池田教育長の方からも御意見としてお話をさせていただきます。

また、下水の問題につきましては、下水課長の方から詳細につきまして話をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

29番（大原 功君） 難しい問題だで、まあいいわ。時間的にあと15分ぐらいしかないから、説明していただいてもなかなかできんと思うよ。

下水のところについては、公共桝1メートル以内については、設置したときから加入料を支払うのか、加入をしてから払うのか、どういうふうにこの辺のところはやられるのか、この辺のところをよく聞いておかないと、設置はしたわ、基本料は取られるわ、まだつないでないと。まだそこから向こうへ私は100万か150万が下水にかかるから、ちょっとつなげられん人もあります。そうすると、それが年度年度になってくると、先ほど言ったように、団地とか、そういう大きなところで集合的な下水になっておるところはそこへすうっとつなげますけれども、中には集落でも、五之三の方でもまだつないでないところがあります。もうあれから何年たちますか。そういうことがありますので、その辺のところもひとつ聞きたい

と思います。

それから、滞納というのは、やっぱりお金がないから滞納するわけなんです。市民の方で市に納めたくないという人はだれ一人おらんと思います。だから、そこは市長がそういう低所得者に対してはサポートしてあげて、そして何遍も言うようだけど、元気になったら、またその子供さんでも今は中学校であろうが、あるわけです。それから、今の学校の問題、保育園についても滞納があるかもわかりませんし、いろんなことがあります。本当に苦しくしてみえる方については、我々も一生懸命市長のお手伝いをさせていただきます。ことしより来年はようけ税金を払うように私も努力しますから、ひとつその辺のところも一遍考慮に入れてやっていただきたいなあと思います。

それから健康診断ですけれども、健康診断も普通は一般会計から国保に振り込まれておるわけね。一般会計の予算については、いわゆる福祉とか教育とか安全・安心、防火対策、こういうのに使っていただくのが普通なんです。私は、社会保険に1回払って、またこの金をもう一遍こっちに払っておる。二重払いしておるような感じがしますね。市長も同じじゃないですか。そういうバランスがあるんだから、そのバランスを、片方ではバランスは変えておって、片方ではバランスはあかんよというふうではいかんので、できることならそういう方の面倒を見てあげて、私は6億2,000万と言ったけど、6億8,000万と言われたからふえていっちゃったんですけれども、せめてそういうことはがなくなれば、恐らく2億かそのくらいになると思います、3分の1ぐらいに。そういうこともあります。

服部彰文市長になられてから4ヵ月と数日たっております。きょうも傍聴の方もようけ見えます。やっぱり市長の決断力はすごいなあと思うので、人に優しく、人を育てたい、人に住んでいただきたい、そういうまちづくりをしていただくビジョンを一遍市長の方で、時間がないのでお答えいただければよろしいかと思っておりますので、よろしく願います。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

人に優しい行政を携えよという形でございますけれども、そういう気持ちはもちろん思っております。今後も議員の諸先生の御指導のもとに頑張ってまいりたいというふうに思っております。

また、滞納の問題でございますが、それぞれ事情はよくわかります。けれども、やはり一人一人がそういう気持ちになっていただく、あるいは納税をしていただくという気持ちということをお願いしていくわけでございます。先ほども申し上げましたように、どこの市町も困ってみえる状況でございます。そういう前向きな気持ちでやっていかなきゃいかんというふうに思っております。私どもも好きで財産を差し押さえるとか、そういった形のことをやっておるわけではございません。そういった形の中のひとつの手續を踏まえると公平・公正な

納税という形にはならないものですから、そのことをお願いしておるわけでございます。御理解賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 大原議員。

29番（大原 功君） 市長の考え方もよくわかりましたけれども、700人ぐらい市長のおかげでふえておるということを聞いておりますけれども、これだけ弥富市に住みたいというのは、高速道路は2本あります。国道1号線があります。JRがあります。近鉄があります。名鉄があります。中央道があります。それから155号線バイパスがあります。どんどんどんどんあって、日本の中でもこの弥富市は本当に金魚のまちか、すばらしいまちかというぐらいの立派なまちで今リーダーをしていただいておりますから、本当に困った方についてはやっていただいて、お互いに、ある者がいない人をフォローしてあげるということをやっていくことによって、市長として市民に大きな尊敬をされ、そしてまた地域もお互いにみんなが努力しましょうということを、市長をみんながお手伝いできる、そういうまちづくりをしていかないと、口先だけで安心・安全だと言っても、私もばか、たわけといってある議員にビラをまかれておるようなものでありますけれども、やっぱりばか、たわけでも読める字もあるし、読めん字もあります。そういうふうで、安心・安全ということが市民にとって大事なことです、その辺のことを含めて今度検討していただくということを、お答えはもう時間がないのでよろしいですからお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 次に安井光子議員、お願いいたします。

18番（安井光子君） 安井でございます。

私は、今回、三つの大きな問題について質問をさせていただきます。

まず一つ目、住民の納得と合意で十四山地区の支所を初め公共施設の利用計画をとということで、まず質問をいたします。

施設の有効利用につきましては、住民の方からさまざまな御意見が出ております。住民の要望にこたえ、既存の施設を有効に活用すべきではないか、これは私の思いでもございます。そのためには、地域住民の意思が尊重され、大いに皆さんと議論を重ね、話し合いをし、合意を得た上で公共施設の利用計画をつくっていくべきではないかと思っております。

まず、一つ目の質問です。十四山保健センターの存続をという問題でございます。

合併のときの調整方針を見ますと、保健センターは両方とも現行のとおり新市に引き継ぎ、職員体制は合併時まで調整する。調整内容では、新市組織体制に合わせて調整する、このようになっております。昨年4月から十四山地区の乳幼児健診、集団予防接種の業務は弥富市の保健センターへ移されました。今年度は職員は1名体制になり、窓口業務のみが行われております。現在に至る経過につきまして、私のこういう認識で間違いはございませんか、一言お尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） 今の件についてお答えさせていただきます。

基本的に、十四山の保健センターにつきましては去年が3名で、ことしが2名の配属になっておりまして、私が両方のセンター長を兼ねさせていただいているということでございます。そういうことで御理解いただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 館長は兼務、それから1名の職員が今十四山の保健センターには常駐しておられるわけですが、この体制にするための議論はどこで行われたのか。兼務の館長を含めて2名なんですけど、職員の1名体制にした理由と、これからの方針についてお尋ねをしたいと思います。お願いします。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） 先ほど申しましたような形で、基本的には配属は2名になっておりまして、実際、流動的に対応させていただいているということでございます。ですから、基本健診の受け付けとか、がん検診の受け付けなどのときで込み合うときには2名、あるいは3名で対応させていただいておりますし、決して窓口業務ということではなく、保健師が対応していますもんで、いろいろな相談にも応じております。それについて、現状を見ながら判断をさせていただいて、相談の上でさせていただいて、住民の皆さんに御迷惑をかけないというもんでやらせていただいているもんで、そういう点で御理解いただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 私が窓口業務とか申し上げましたのは、基本健診とか、その他の受け付けは十四山の保健センターで現在も行われていることは承知しております。でも、この前お邪魔しましたときに、日常的に非常に人が入りづらいような、やはり健康診断とか予防接種などがなくなかなか集団で保健センターに来るとか、そういうことも少なくなってきましたので、非常に寂しい状況になっていたと私は感じたのでございます。

次に移ります。

今年度じゅうに市の健康増進計画が策定され、母子・成人保健事業のさらなる充実が求められていると思っております。保健センターの役割、福祉や介護、医療との連携もますます重要となってくるのではないのでしょうか。住民へのきめ細かい対応が求められます。保健師の増員なども含めて今後の母子・成人保健事業のさらなる充実について、市としての御見解を求めたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

健康推進課の方の事業の柱として母子保健、成人保健、それと予防接種がございます。いずれにおきましても、法律で決められたこと、それから独自で行っている部分、毎年、予算から何から精査しながらさせていただいていまして、現状としては弥富で集中しているから浅いサービスとか、そういうことではございません。いろいろと予算の中で機能的にできるということは合併の中で大事なことです。それを踏まえて、サービスの低下とかそういうことがないようにしておりますし、既に議論のありましたように、健康のこと、あるいは食育等も含めながら大事な問題ということはよく認識しておりますので、そういうことで計画して邁進していく所存でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 私は、かねてから十四山地区の住民の方から乳幼児健診や集団予防接種などを十四山保健センターでやってほしい。人数が少ないというのであれば、鍋田地区や佐古木地区の近い方、希望者の方も来てもらえないだろうかという要望が出されておりました。それで、実際、十四山保健センターのこれからのあり方について、住民の生の声、生の要求はどこにあるんだろうかということをお考えしました。そして、3歳以下の子供さんを持つお父さん、お母さんの声をアンケートでお聞きいたしました。昨日、現在でまだ20名の方からお答えをいただいただけでございますが、アンケートの中身を申し上げますと、乳幼児健診、予防接種など弥富保健センターで行うことについて賛成であるかどうか。「賛成」の方は20人中お1人もありませんでした。「困る」、または「困っている」という方が20人全員でございました。なぜ困るのですかという問いに対してのお答えは、弥富の保健センターでは受ける人が多く、待ち時間が長い。小さい子供を抱えての健診は、子供がむずかたりして本当に困る場合がある。駐車場が狭いので車をとめるところがなく、スーパーや病院の駐車場に入れて歩いていく。雨の日や暑い日など本当に困る。こういう数々の、これは一つの意見を御紹介したまでですが、数々の御意見をいただきました。行政はこの実態をどう把握し、解決策を考えておられるのか。この保健センターの駐車場、待ち時間の問題につきましては、十四山地区の人たちだけの問題ではないと思いますが、これについての対応は考えておられるのかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） ここで時間も1時間経過しました。2時45分まで休憩といたします。よろしく願いいたします。

~~~~~  
午後2時33分 休憩

午後2時45分 再開  
~~~~~

議長（宇佐美 肇君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） まず弥富の保健センターですが、駐車場が狭いというお話ですが、保健センターに限らず、使うときにおいて大変市民の皆さんに御迷惑をかけておるところがあるかと思うんですが、私自身も様子を見ながら、ほかの会議と重なったりして駐車場が込んで、あるいは小学校の授業との関係であったりしたときですと、第2駐車場の方に御案内をさせていただいたりとか、紙に書きましてその位置を示したというのを来られる方にお渡しして、御理解いただきながらさせていただいたりして、できる限りの対応はしております。

あと、待ち時間とかそういうのが健診の中でも多いもので、2カ所に分けてというお話なんですけど、実はこれについて、合併していく中で検討も十分にしてきたというふうに聞いておまして、職員として事業をしていく対応についてですが、例えば3種混合などの接種がございます。それについても何回か接種することになります。ポリオについても2回接種するとか。そうすると、例えば仮に十四山地区で出して人数的に少ないと、接種できる回数がおのずから少なくなってきます、そうしないと採算性がとれなくなりますので。そうすると、そのときに子供さんの体調が悪くて接種できなくなったりすると、やっぱり幾つかの種類の予防接種の計画が崩れたりしますもので、やっぱり数を多くしていく中で接種できる機会を多くとっていきたいというのもございます。

それから、例えば1歳6ヵ月健診とか4ヵ月健診で利用していただいているわけですが、そういうときにおいても、現在ですと弥富の保健センターで一括して、個人情報の最たるものでも管理しております。それで、例えば十四山地区でとかなると、その分をまた向こうに持っていきながらですが、これもお子様の体調などによってスムーズにいかなくなったりすると、そうしたやりくりなども支障を来すところが出てきますもので、そういうことも含めて御理解していただいていると思っておりますし、私自身もそうしたところで親御さんにお会いして、いかがですかと。十四山からこちらに足を運んでいただいているという中で伺って、確かにどちらかと聞かれれば近くでというのがありますが、合併の中で皆さんでいろいろと助け合ってやっていく部分もあるもので、これはこれで少しなれてきたのでというようなお声も聞いたりもしております。

これからにつきましても、保健センターの利用については、何しろ住民の皆さんのいろいろな立場の声を踏まえながら最終的な判断になるのかと、そのように理解しております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 1点、駐車場の件に関しましては、実際にお話を聞いたところによりますと、病院の駐車場とか、この辺は込み合っておりますね。それからスーパーなんか

も黙ってとめさせてもらうという方が結構お見えになったんですが、そういう点について、実際、今第2駐車場の方へ御案内とかありましたが、私たちも議会に来る場合、いっぱいだったことがあるんですね。それで産業会館へとめさせてもらうとか、そういうことも実際にごさいました。だから、小さい子供を連れのお父さん、お母さんというのは本当に大変だなあと感じていますし、実際そういう声も出ているわけですね。だから、仕事を二つに分けて、せっかく十四山の方も十分な設備、新しい施設があるわけですから、カルテの問題、その他の問題と今言われましたが、もう少し機能的に知恵を出していただいて、二つに分けて、例えば保健センターは1階2階とあるわけですが、1階だけでもきちんとした保健業務ができるようにするとか、そういう工夫を、住民の生の声を聞いての私の発言だもんですから、ぜひ御検討いただきたいと思うわけです。

それで、弥富市の方も御不便なさっていると思うんですが、駐車場の問題につきまして、ほかのお店とか、そういうところにこっそりとめさせてもらっているという問題について市の方は御存じなのか、それとも見て見ぬふりをしておみえになるのか、対策はどうか、こういう点についてお尋ねしたいと思います。お願いします。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

駐車場の利用等につきまして、市民の皆様がどのように利用されているかということについて知っているかということをごさいますが、大変申しわけございません、存じ上げておりません。しかし私どもも、この庁舎内には十分な駐車場を有してないことは重々承知でございます。そういった形の中で、保健センターを利用される方につきまして一度、駐車場のスペースの確保ということも含めて再考していきたいというふうには思います。よろしく願います。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 先ほども申しましたが、十四山保健センターは設備も整っている上に駐車場も大変広いんです。十四山以外の利用者が利用してもらって、まず存続をしてほしいというのが、アンケートに答えていただきました全員の声でございました。効率が悪いとか、それから人があまり来ないから弥富への統合もやむを得ないとか、機能をどんどん縮小していった人が来にくいようにしておいて、なし崩し的に統合していく。それで、ほかの施設に流用する。もしこういうことがなされれば、余りにも住民無視のやり方ではないでしょうか。ぜひ十四山地区の住民の意見をよく聞いて、両方が存立できる方法がないのかどうか、英知を絞り、存続の方法を模索しながら住民の合意を得て決めていただきたい。これが住民への公平なサービスではないかと思いますが、この点についていかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

十四山地区の公共施設の有効利用ということでございますけれども、この問題につきましては、私も就任以来、かねてよりいろんなところでいろんな意見をいただいているのが実情でございます。現在、私どもといたしましても、公共施設というのはその目的のみの使用許可でございまして、目的外に使用するということにつきましてはできないわけでございます。しかしながら、いろんな形で知恵を出していかなきゃいかんという中で私も民生部長に指示したことは、いろんな十四山の施設について有効利用しているわけでございますけれども、合併特例として、その補助金の対象云々ということについては認めていただけないかということで、その目的外使用ということについても検討はしていかなきゃいかんということで指示をしている段階でございまして、現在、保健センターをどうこうするというようなことを決めているわけではございませんので、お間違いのないようにしていただきたいと思っております。相対的に有効利用を図っていくためには、安井議員おっしゃるように、市民の皆様の声を十分聞いていくということを考えております。そういった形の中で委員会等を設置しながら皆さんの御意見を賜って、いい方向で結論を出していくというようなこともしていかなきゃいかんというふうに思っておりますので、御理解賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 保健センターの存続につきましてちらほら、もう別の機能に変えるとか、そういうことが聞こえてきたもんですから、やはり住民の声を大事にして、皆さんの合意を得た上で決定すべきじゃないか。これについては市長もそういう方向でやりたい、こういう御答弁をいただきました。

さっきのお答えにもちょっとかかわってくると思いますが、この施設利用の問題についての二つ目の問題でございます。庁舎とかスポーツセンター、公民館、保健センターの空き室などを有効に活用して、児童館、児童クラブ、子育て支援センター、図書館の分室をつくってほしいという住民の強い要望がございまして。十四山支所を中心に、この地域をコミュニティの拠点として発展できるよう、先ほどお話がありました弥富市のまちづくり委員会に参加されている皆さんのお知恵をいただいたり、ここには建築、その他の専門家の方も入っておみえになると聞いております。こういう方のお知恵をいただくとか、それから十四山住民参加の公募による、名称はともかく、公共施設有効利用検討委員会など、これは住民の方の意見ですが、偉い人だけの検討会では何にもならない。実際に利用する人たちの声を聞いてほしい、こういう御意見が出ております。こういう委員会なりを立ち上げて、全体の利用計画をつくり、住民の合意を得て決めていくべきだと私は考えますが、その点での再度の市長のお答えをお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

先ほど私がお話をさせていただいたとおりでございます。ただ単にこれは保健センターのみならず、公共施設の利用につきましては、安井議員の意見も一つの大事な意見という形で取り出させていただきながら、地域の皆さんを中心とした委員会を発足しながら慎重審議していこうというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 次の問題に移ります。

はしかの流行と、その対策についてでございます。

新聞・テレビの報道などではしかの流行が伝えられ、10代から30代の若者や家族から不安の声が寄せられております。共産党県委員会が県健康福祉部健康対策課から得た情報によりますと、県下182病院の報告で、関東地域のように愛知県では大流行には至っていないが、ことしの2月1日から5月25日現在の患者数は63名、それ以降、6月8日までの14日間で倍にふえて、約120人となっているとのことでございます。そのうち中学生以上の患者数は82人、全体の68.3%に達しているそうでございます。また、津島保健所管内は名古屋市に続いて多いという御報告でございます。

まず一つ目、質問いたします。

弥富市の状況はどのように把握されておりますでしょうか、お尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） 今の質問についてですが、今議員がおっしゃられたような数字は把握してございます。私どもの方も愛知県の衛生研究所から配信される情報とか、また同ホームページにより調べておりまして、現在、弥富市の住民の方で感染しているという方はございませんが、感染力の強いものですもんで、その方に対していつ生じるかわからないということは認識はしておりますが、今、人数としてはございません。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 二つ目の問題です。

過去にワクチンを1回しか接種していない人、免疫が消滅している人と、小学校2年生から約30歳ぐらいまでの人が現在感染していると言われております。弥富市ではこういう人がどれくらいおられるのか把握していらっしゃいますか、お尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） 結論からいいますと、把握できる状態ではないです。若干その説明をさせていただきます。

予防接種法により接種のやり方が国より示されてきておりまして、それに従って私どもも事業を進めておりまして、平成10年10月1日生まれまでは集団で1回接種をしていました。

それが、平成10年10月2日以降生まれの方は個別で、自分で病院まで親御さんと一緒に出かけて1回摂取するというふうになっておりまして、それが、去年の平成18年4月1日よりまた予防接種法が改正されて2回接種となりました。それに伴い、平成12年4月2日以降生まれの方には2回接種のお知らせをしております。1回目が1歳から2歳になる間、それから2回目が小学校に上がるまでの1年間の間ということでございます。そうした中で、昨年度につきましては、第1期の接種で96%の住民の方が接種しております。第2期接種につきましては、84.7%の者が接種をしているという状況はつかんでおります。

あと、免疫が減滅している人の人数についてですが、時の経過とともに免疫が低下しているとか、すぐその免疫がつかなくなったりということもあります。それはかなり個人差もあるもので、今の質問のように、どれだけの人が免疫があるかというのは正直言って調べられる状態でないし、もちろん子供さんにおいたり、それ以上の年の人においては流動的なこともありますもので、そういう状況でございます。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 次の問題です。

市内の近隣医療機関における抗体検査、ワクチン接種は行える状況でしょうか。県の資料によりますと、6月8日現在ではしかのワクチン在庫、単独ですが560本、混合ワクチンの場合は5,735本、平時よりも1日か2日おけているというふうで、県の方では需要は満たしているという報告でございましたが、弥富市でも恐らく患者は出ていない。弥富市の病院にかかれた方は、実際データとしてもございますが、こういう状況だもんですから、恐らく抗体検査、ワクチンの接種は行えると思いますが、市の方としてどういうふうにつかんでおみえになりますでしょうか。

続いて、次の問題も一緒に質問させていただきます。

市としての今後の対策、市民への情報提供などはどういうふうにされていますでしょうか。

参考に申し上げますが、先日の毎日新聞の記事でございますが、川崎医大の准教授の方のお話によりますと、10歳から30歳まで日本全国で約100万人のはしか感染予備軍がいる。それで、今後流行をさせないためには、子供の2回の接種率を上げること。弥富市の場合、接種率は90何%、2回目が80何%ということでしたが、この子供たちの2回の接種率を上げることが感染予防の一つの大きなかぎになること。それから、現在の感染予備軍を減らしていくこと。制度としては、小・中学校、高校、大学の入学時に厳重に調査を行い、接種漏れの人を減らす努力をすべきではないか、このように述べておられます。今後、流行をさせないために、弥富市では現在なくても、修学旅行とか、交流の機会がいっぱいありますので、そういう流行も皆無とは言えないと思います。だから、今後流行させないためにどうするのか検討が必要ではないかと思いますが、この点について見解を伺いたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） ただいまの、まず最初の質問ですが、正直なところ、全国的に眺めてきますと若干品薄の傾向というふうなところでございます。国の方からも通知が来まして、医療機関では予防接種法で定められた第1期の接種、先ほどの1歳から2歳までのお子様を最優先して接種をするようにということが来ております。なぜなら、全く免疫力がなく、体力的にも弱く、感染した場合、重症化するおそれがあるということでございます。それで、弥富市の医師会の方とも確認しまして、医師会の方としてもそういう対応でやっておりますし、問い合わせがあった場合もそのように答えてやっているということでございます。よって、私どもの窓口の方でもそういうことを御理解していただくように、問い合わせがあればお話をさせていただいているところでございます。

続いて、抗体検査につきましてももちろん対応はできる状態ではございますが、検査機関に出すということでもんで、医者の方で抗体検査できない場合、外に出すとそれに若干時間がかかるという状況ですので、お問い合わせがあれば、それには対応しているという状態です。

あと、次の質問ですが、行政としまして、国や県から情報を逐次入手して、現場で対応できるように医師会と連絡をとりながら市民の問い合わせに対してはお答えしていくようにしております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 市として相談があった場合は対応するというお答えでございましたが、現在のところ、弥富市でかかっておられる方がお見えにならないものだから、やはりこういう対応になるのかなあとと思います。

それで、先ほど川崎医大の教授なんかの言われた問題、例えば東京に行けばもらってくるかもしれない。地域によって、感染力が強い菌であるし、非常に軽視はできない。そういう点で、これから市としての方向というのを検討いただきたいと思うんですが、これについてどうでしょうか。

それから、抗体検査は1,000円から4,000円、病院によって違いますがかかります。ワクチンは5,000円から7,000円の費用がかかると言われております。今後の流行を爆発的に広げない予防として、市として補助金を出すということは検討されておられますでしょうか。この点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） まず最初に、2点目の方から先に答えさせていただきます。

基本的に、1期・2期の予防接種については国で定められておりますが、それ以外のところで抗体が下がって、自分でまた行うということになれば、これは任意接種ということにな

りまして、今のところは、そういうところに対しては補助金のことは考えておらず、自己負担で自己防衛ということでやっていただくということでございます。

それから、全体的な対応についてですが、いろいろと国の情報を見ていまして、10年に1回ほどの今回の波で、大きな状態で来たということを含め、そのあたりは承知しております、そのあたりをどう知らせていくかというのもいろいろと検討はしてまいりました。例えばホームページで知らせるとかいう状況もあるわけですが、ただいかにせん、状況が刻々と変わる中で混乱を来すとあれですもんで、一応問い合わせに対してはきちっと答えていくということで職員の方にも徹底をしておりますし、ほかの町村などの動きも検討しながら今のような形で対応させていただいております。よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 何か今のお答えですと、現状、弥富市では流行してないものだから、緊迫感がないというか、そういう状況だと思いますが、感染予備軍が大勢いるということ、小学2年生から30歳までの方は国の方針で3種混合のときにいろいろトラブルがあったから自主的に予防接種を行うとか、そういう方針のもとで予備軍がたくさんふえているわけです。だから、今すぐとは言いませんが、市としてこういうふうにはやっつけよう。例えばさっき申しましたように、小・中学生の入学のときに、ワクチンはお済みですかとか、そういう問い合わせをしていただくとか、してない方は必ず抗体検査を受けてくださいとか、こういう呼びかけをするとか、市としての何らかの対応を今後のために検討していくことが必要ではないかと私は考えます。ぜひ御検討いただきたいと思います。要望です。

次の問題に移ります。

三つ目の問題、日本青年会議所作成アニメDVD「誇り」についてでございます。

こういうのですが、日本青年会議所が近・現代史教育プログラムとしてつくっている、これはそのシナリオでございます。日本の侵略戦争を自衛、アジア開放のための戦争だったと肯定・美化するアニメーションのDVDを教材とした教育事業が文部科学省の研究委託事業に採用されて、全国で実行されようとしております。問題の教材は、先ほど言いましたように、日本青年会議所が策定した「誇り」と題するアニメDVDで、全国の学校でDVDを使った教育事業を行おうとしており、全国の学校など93ヵ所を実施、または予定がされております。

このDVDは、戦死した青年が現代にあらわれ、女子高生を靖国神社に誘う内容です。日本の侵略戦争を大東亜戦争と呼び、愛する自分の国を守りたい、自衛のためだったと教えています。日本の植民地支配については、道路を整備し、学校を建設したというだけで、侵略や互いの歴史については一切触れておりません。衆議院の教育再生特別委員会で日本共産党の石井郁子議員がこの問題を取り上げました。皆さんもテレビでごらんになった方もおあり

かと思いますが、石井議員は、過去の戦争への反省とおわびを述べた91年の村山談話と全く違う内容で、学校で普及することは政府の立場、政府は村山談話を支持する、その前の河野談話を支持するという立場をとっているんですが、政府の立場とも相入れないと指摘しましたことについて伊吹文部科学相は、「私が校長なら、このDVDは使わない」、国会でこのように答えています。6月6日、共産党の弥富市議団は、学校でこのような教材は使わないこと、教育委員会を通さず、校長に直接持ち込まれていないか実態を調査して、侵略戦争美化の教育をしないように各学校へ指導してくださいという申し入れを行いました。

質問です。

一つ目、市及び教育委員会には上映の働きかけがありましたでしょうか。

二つ目、上映依頼などがもしあった場合、どのように対応をされますでしょうか。

これについてお尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 安井議員の御質問にお答えします。

現在、上映の働きかけはありません。そういうお話がありましたら、県の教育委員会、また近隣の市町村の教育委員会とも相談しますし、当然、弥富市の教育委員会に諮って決めていきたいと思います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 参考までに申し上げますが、豊田市では既に青年会議所から県下でいち早く申し入れを受けました。それで、新日本婦人の会という婦人団体も、6月8日にDVDアニメを教材に使用しないでほしいという申し入れをしました。そのときの教育課長、指導主幹との懇談で意思表示がされた問題でございますが、青年会議所から教材として採用してほしいという申し入れを受けた後、12人の指導主事でDVDを見て検討した結果、教育は中立でなくてはならないという理念から見れば、このDVDは不適切と思うので、中学校の教材としては採用しないことを決定した。このような回答があったということでございます。弥富市の場合でも、地方分権の精神からいきまして、弥富市の教育行政、教育につきましては、教育委員会、教育長が責任を負っているわけでございます。ぜひ、この問題の中身についてよく御研究いただき、もし申し入れがあった場合、すぐさまの対応を図っていただきたい、そのように思います。

私は、この歴史の事実と反する過去の侵略戦争を自尊・自衛の正義の戦争であったと描き出す靖国史観、これは遊就館という靖国神社の附属の博物館に、戦争は正義の戦争であったということを含めた内容がすべて盛り込まれております。靖国神社独特の歴史観、戦争観、これを靖国史観と申しますが、外国でも既に靖国史観というのは一つの単語として用いられていると聞いております。この靖国史観を教育現場に持ち込もうとする動きは、国会での憲

法9条を変えようとする動きとか、教育三法を改悪しようとする動きとあわせて大変危険なものを感じます。靖国史観を教育現場に持ち込むことがないようにすべきだと私は考えますが、教育長の見解を伺いたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） ただいま申し上げたとおりでございます、そういう申し入れも何もございませんし、第一、靖国神社なるものは教科書にも出てまいりません。そんなものを一々、やるもやらんもどちらもありません。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） さっき豊田の例を申し上げましたが、実際に日本全国でこのような動きがあるもんですから、事前に危険なものは芽を摘んでいく、そういう立場から私は発言しているのでございます。

弥富市は平和都市宣言をしているまちでございます。それにふさわしい子供たちへの平和教育、歴史の真実を教える取り組み、市や教育委員会がこれに力を尽くされることを心から願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） 次に、高橋和夫議員。

20番（高橋和夫君） 通告に従ひまして4点の御質問をさせていただきます。

中心市街地の消防活動及び救急活動迅速化のために道路拡幅と消火栓からの取水円滑化を表題として質問させていただきます。

市民生活の安心・安全のためには、消防の消火活動、救急活動整備もまた重要な課題です。ことし1月の中六商店街の火災はまだ記憶に新しく、幾つかの問題点が明らかになりました。それは、道路が狭く、進入消防車の活動が制限された。JR線と近鉄線に挟まれる地域のため、消火栓からの取水が限定されたなどが主な問題点ですが、これらを解決するために市長に御質問をさせていただきます。

JR線と近鉄線に挟まれた中心市街地は生活道路が狭く、消防車両、緊急車両の進入困難地域が多々あります。その解決の一つの方法に長年の課題である駅前整備計画がありますが、市長のお考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 高橋議員にお答え申し上げます。

駅前の整備計画に対しましては、本当に長い歳月をかけて皆さんから御論議いただいているわけでございます。私が聞き及んでいるところによりますと、かれこれ足かけ30年になるだろうというふうに思っております。つい先日も高橋議員と、このことにつきましては討論させていただいたわけでございます。大変難しいことが多々ございますが、一つの考え方として再度整理をさせていただきたいと思ひます。

県道中六の道は、県道木曾岬・弥富停車場線という形になっておりますけれども、こういった形の中で、この道路の拡幅に対しては土地区画整理事業を行っていかなくやいかんというようなことが最大の解決策になるのではないのかというふうに思うわけでございますが、これすらも大変困難な状況であることは御承知のとおりでございます。しかしながら、こういった総合計画に私どももその都度その都度反映をさせていただきながら、安全・安心であるまちづくりを進めていかなくやいかんという本音のもとに、県に対してこの整備事業を要望していきたいというふうに思っております。

また、2点目の消火の取水に関する問題でございますが、JR線、近鉄線、名鉄線のレールの下を配管して消火栓の取水をとということでございますが、これは道路と違いまして、大変難しい問題があると思っております。鉄道の安全性からしても非常に困難だというふうに判断しておるわけでございます。

また、国道1号線からカーマホームセンター北側を通過して近鉄線の側道に至る市道に消火栓を設置する件についてでございますが、現在の状況は、非常に硬質な塩化ビニール管の50ミリが布設されているようでございまして、これは75ミリに変更していかないととも消火栓としての機能が足りないということでございます。こういったことの変更につきましても、十分海部南部水道等と協議をしまいたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 高橋議員。

20番（高橋和夫君） 私がお尋ねしようかと思うことを先取りして市長がお答えになりましたので質問は途中でやめさせていただきますけれども、とにかく住民が安心・安全に暮らしていける状況をつくっていただきたい。新市長に御期待を申し上げまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） 次に、原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 原沢です。

私は、今回2件につきまして質問項目を出しております。

まず最初は、桜小学校のマンモス化の解消等についてでございます。桜小学校のマンモス化解消問題の進め方や学区の見直し等につきましては、小学校だけでなく、中学校区との関係も出てまいります。そういう点を含めまして質問をさせていただきたいと思っております。

私どもも桜小の現実というものを桜小の校長先生などからもお聞きいたしまして、本当に大変な状況になっておるなあというような認識はしておるつもりでございますが、具体的に今市側が考えていることをやるために、今、桜小学校ではどういうところが本当に困っているのかという点についてまず最初に教育長の方から、そういったマンモス化の問題についてどこが問題なのか、まずその所在を明らかにしていただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 桜小学校についての御質問でございますが、どこかと申されますのは、まず教室がありません。教室がもうほぼ満杯状態でございます。それが第1点ですね。

第2点目には、子供の学習の場所、学びやというのは安全にして安心なところということが上げられると思います。それで、3月議会のときにお答えしたと思いますが、生徒がたくさん在籍しておりますと、出入りについても相当時間がかかります。地震とかそういうものを懸念いたしまして市役所の方から運動場を眺めておりましたら、ベルが鳴ってから生徒が運動場にいなくなって教室へ入ってしまったと思われる時間を測定しておりますと、3分ではちょっと無理だという感じがいたします。そうなりますと反対に、地震なんかの災害が起こりまして教室の外へ出ようとするすると、もう一気にそこへ集まってきますので、不測の事態も予想されます。そういったようなことで、これはもう待ったなしのマンモス化の解消が迫られております。教室にいたしましても、全部特別教室を使い切って普通教室にしたとしても、あと2年ぐらいでもうなくなってしまいます。ですから、ことしじゅうにはもう何とか方向を見つけるように、皆さん方の御協力をいただきまして何らかの解決に向けてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 今、教育長の方から述べられましたことにつきまして、桜小学校の方では現状がどのようになっているのか、そういうことで校長先生から伺ったわけですが、先ほど説明がありましたように、カウンセラーに使っている相談室を教室に変えなければならないとか、また音楽教室を二つは最低欲しいのの一つはつぶさなければ教室数がつくれないとか、少人数学級ももう1クラスつくっていかなければならないというようなことで、今現在32の学級数ということですが、平成22年度には34学級が見込まれるということで、そういった2クラスをつくるのはなかなか大変だ、つくってもほかの授業に差しさわりが出てくるという現状であるということをおもも認識いたしております。そういう点におきましては、この桜小学校のマンモス化を一日も早く解決し、安心・安全の学校環境に整備していくということが大事だと思います。

そういう点で、私は昨年12月8日に開催されました本会議で、一般質問の中で弥富中学校の跡地利用はどのように考えておりますかということで当時の川瀬市長に質問をいたしました。この中で川瀬市長は、弥富中学校の跡地の問題も出ておったようでございますが、これはついでに申し上げておきますが、マンモス化解消についてどう考えているかというところでございますけれども、桜小学校を弥富中学校の跡地に利用していきたいと。第2の桜小学校をつくっていくんじゃないかと。私もそういう計画であるところでございます。それからさらに、中学校のいろいろな敷地でございますけれども、これは非常に大きいということでございますので、この面積も勘案いたしまして、また防災施設や文化活動に利用するよう

な会館等、地域に必要なものから検討してまいりたいと考えておるところでございますと、このように12月議会の議事録の59ページ、60ページにわたってこういう質問・答弁のやりとりが載っております。

そこで、今回市長選挙がありまして、新市長、服部市長が誕生したわけございますが、それでは服部市長は、この学校問題、マンモス化問題についてはどのように考えていたのか、こういう点で振り返ってみますと、市長の出してありました後援会の案内、服部彰文さんのプロフィールといった中で目指す五つの政治姿勢、目指す五つのまちづくりという公約をうたっております。こうした中で教育の問題では、時代に即応した教育の振興を図ります。速やかに小・中学校の効果的適正配置などということで公にいたしております。

それから、もう一つの内容といたしましては、市長に就任し、平成19年度の施政方針を述べられました。この中でどのように触れられていたか見てみますと、平成19年度の弥富市政運営の基本方針と予算の大綱について施政方針を述べましたが、ここの第6といたしまして、教育、学習環境の充実、文化の振興の諸事業について、(1)安全・安心な学校づくり、(2)確かな学力、豊かな心と健やかな体の育成、(3)文化の振興、生涯学習の推進について述べられておりましたが、桜小のマンモス化解消についてはこの施政方針では触れられておりませんでした。

そういう中で今回、先ほどの大原議員からも桜小学校の学校整備検討協議会が地区の関係者やPTAなどを含めて持たれたと聞くがということで、5月に開催されたことが明らかになりました。ここで、私からすれば、この12月議会の答弁から見ますと突然ということになるわけですが、ここでは、桜小学校に通っている平島地区の一部、東平島地区、西平島地区ということで、東平島地区の方たちを十四山西部小学校の方に移動して、そこで一緒にやってもらうという第1案がありますし、また平島地区、東平島、西平島を合わせたそだけで人口約6,676人ということで、旧十四山の地域よりも人口数が多いわけでございますが、こういったところだけで新しく第2桜小学校を建設するという案と、2案がたたき台という形でこの検討協議会に提案されましたが、この協議会の開催計画と、それからいつごろこういったことについて結論を出そうというふうに考えておられるのか、その辺についてもう少し詳しく説明をいただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 今、原沢議員からおっしゃっていただきましたように、5月に第1回の検討委員会を開催いたしまして、そしてそこでそういう2案を出して、さらに検討していかうということになりまして、7月には2回目の検討委員会を持とうとしております。あと何回か持ちまして、できましたらことしじゅうには何らかの方向性を見出していきたいと。先生方のいろいろ御協力やら御指導やらを仰ぐところが多いと思っておりますが、そういった方向

でいこうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 今、7月に第2回目の検討委員会が開かれるということでございますが、この検討委員会につきましても、規約等はございますが、この規約を振り返ってみますと、平成12年11月21日からこの学校整備検討協議会が発足いたしました。そういう中で、第1回目の議題は、弥富中学校の校舎の老朽化、桜小学校のマンモス化、通学区域等の問題点の提起ということでございました。しかし、これも第6回を平成17年3月22日に行いまして、その後、18年は1年間休業いたしまして、この19年度に来たということでございます。

それで、今回新たな提案ということで、東平島の生活地域を十四山地域の方にとりょううな一案が出されてきておりますが、そういうことになりますと、十四山の今の西部小学校も空き教室があるというわけではないんです。それで、やはり移動するということになりますと、どれだけ教室数などを増設しなければならないことになるのか。市長はきょうの発言の中でも、財政的な面を考えて無駄な施設づくりはしたくないというようなことを申されておりますけれども、西部小学校に来るにしてもそういうふうで教室数が足りませんし、そういう点ではどういう規模の教室数が足りなくなるのか。また、この小学校の校区を変えることによって十四山の中学校の校区も変わってくることになると思います。中学校の校舎にいたしましても、教室数が弥富から入ってくる部分が足りなく、やはりここも増設ということで建築費用が必要になると思います。そういう点で、具体的に西部小学校では、例えば東平島の方たちを迎え入れるということになるとどれだけの教室数が必要になるのか、また財政的な問題もどれだけかかるのか、そのことによってまた中学校も同じような問題がありますので、中学校でもどのようなことになるのか、それと、新しくつくった場合、どれだけのクラス数と、また費用的にもどういうふうな内容になるのか、こういうことを住民に明らかにしながら検討をお願いする。今説明があった検討会での資料では、人数がどれだけというだけの資料でございますが、そういった点で、もう少し内容を詳しくしたことで説明をいただきたいと思っております。

なぜ私がこれだけ言うかということ、これは市町村合併と同じように、一度学校を決めましたら、すぐあす変えるというようなことはできないんです。10年、20年、何十年にわたるかもしれない、そういう校区を縛ることになるんです。非常に重い、大きな問題です。ですから、服部市長も先ほどの答弁の中で申しておりますけれども、この学区の問題がそう簡単にいくとは思っておりませんということを述べておりましたが、そういう本当に大きな問題でございます。そういう点で私は、市民の皆さんが参加して、どうしたらいいんだろうかということが本当に話し合えるような、そういう情報を公開していただきたいというふうに思いますけれども、よろしく答弁をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

桜小学校の件は、先ほど大原議員の御質問でも答弁したとおりでございますけれども、現状を少し考えていただきたいわけでございますが、十四山西部小学校の児童数はこととして148名でございます。大変残念なことなんですけれども、年々減少しているのが現状でございます。この減少傾向が続くということを試算していきますと、平成25年度には恐らく109人前後ぐらいの児童数になるのではないかというふうに思っております。1学年を平均いたしますと、何と18人という非常に少人数学級になっていくというような状況でございます。そういった形の中で人が固定化されたり、あるいは児童の自主性だとか自発性ということに対しても、少しずつ人間教育の関係で影響を及ぼしてくるのではないかなあと危惧もしております。子供さんたちにもやっぱり切磋琢磨していただいて、頑張ってもらいたいということも非常に教育としては大事じゃないかなあと思うわけでございます。

なお、中学校区との関連につきましては、まず桜小学校の件を優先して協議していかなきやいかんというふうに思うわけでございます。私の一つの案といたしましては、新市という形の中で弥富市になったわけでございます。旧弥富町とか旧十四山という形の中での考え方ではなくて、本当に弥富一本という形の中でこういったことが解決できないかということの一つの意見として持っておるわけでございます。仮に小学校をつくった場合、今は中学校を建設中でございますが、かなり中学校におきましては立派な校舎になるということもあるわけでございますが、40数億の、いわゆる学校建設に対しては金がかかっているわけでございます。これが、例えば第2桜小学校を建設する場合においても、数10億のお金はかかるだろうという形で現状としては試算させていただいております。しかし、仮に十四山西部小学校という形の中で学区編成していった場合には、恐らく数億という形の中でクラスが増設できるのではないかなあというふうに試算をしておるわけでございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） ここで休憩をとります。4時から再開しますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

午後3時49分 休憩

午後4時01分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） 会議を再開いたします。

原沢議員。

31番（原沢久志君） 先ほど市長の方から十四山西部小学校の児童数について心配の話がございました。100人ちょっとということで、100人を割り込むようなことになりはしないだ

ろうかということも心配して、桜小の分離ということでは、十四山の西部小の方にとこのような発想が市長の頭の中に入り込んでおるように伺いましたが、十四山西部学区内を最近見てみますと、本年度も住宅用地の分譲地ができてきておるんですね。鮫ヶ地地区で今12区画が分譲中ですし、鍋平地区も二つ、それから三百島でも3カ所というふうに新しく家が建つ見込みが今立ってきております。最近の新しい住宅を見てみますと、大体新しい住宅に入ってくるのは子供を抱えた働き盛りの方たちか、結婚したばかりか、乳飲み子を抱えたような方たちが入ってくるということで、十四山というのは地の利が非常にいいし、また服部市長のいろいろな努力もありまして、今後ますますこの弥富市が発展し、よそからも弥富市に住みたいなあというような市にさせていただければ、また一緒にしていくなれば、人口増というのはさらにふえるものと私は思っております。また、東平島、平島地区でも、先ほどから言われておりますけれども、市街化区域はまだ大幅にあいておるとい状況でございますので、人口がふえるということで、いろいろよくその辺を検討して、情報を公開していただきたいと思っております。

そしてもう一つ、念を押してちょっと発言させていただきたいのは、市長の施政方針で、市長は1ページで、就任1ヵ月間の間でいろいろと学ぶことができました。その中で痛感したことは、市政運営と市民意識の隔たりのあることであると。そのために、さらなる市民本位の行政運営を心がけ、次のような課題に取り組みたいと考えております。市民の皆様のためにお役に立つところ、こういう立場でございます。そういうふうに言いますと、市政運営の中で市民とのいろいろな内容、常識のずれというものも出ている部分もあるかと思っております。

そこで、現在、学校整備検討協議会の委員が任命されて、それぞれ協議がされていくわけですが、ここの方たち、教育委員会、それから住民代表、学校の校長先生など学校の代表、それから地域の代表ということでPTAの役員さん、こういう方たちが学校整備検討協議会委員に任命されております。それで、私が本当に感じたのは、学校の校長先生などに学校に行ってお話を伺いますと、学校の校長先生というのは任務として与えられた仕事ですので、それ以上のことは、大きな声でこうの方がいい、ああの方がいいなんていうことは言えないんですね。ですから、本当に本音で語れる市民、子供さんを持つ親、こういうところが理解を示すような内容にさせていただきたいと思っております。そういう点で、私は先ほど言いましたが、やはり中身の詳しい、こういう場合にはこういうふうな予算的なものにもなりますし、施設的にもこういうふうになりますというものを市民に提示して、そういう中で判断をしていただくということを繰り返していくことが非常に今求められておると思っております。

教育長の方から先ほど、第2回目は7月ということですが、実際、どの程度の内容でこの学校整備検討協議会を進めていき、そして本年度中にどういうふうにして結論を言

おうとしておるのか、もう少し先に見えるような内容で説明をいただきたいと思います。その点について教育長にお尋ねするということと、それから本当に合併と同じように、大事な今後の将来を数十年にわたって拘束するかもしれない学区制でございます。そういう点で、こういった協議会でございますが、傍聴など、また協議会の情報の公開ということはどういうふうにして市民にわかるようにされるのか、そのことについてお伺いをいたしたいと思えます。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

先ほども申しましたように、ことしに入って初めてのことでございましたので、原沢議員がおっしゃるように、学校の規模が何やか、どのようにするとか、そういったものはこれから詰めてまいります。そんなものを先に出してしまって誘導するようなことは極めて失礼ですし、皆さん方がどう考えておられるか、その付近をお聞きしながら、そういうものをまた財政当局ともお話ししながら詰めてまいりたいと思えます。

それから、どの人を検討協議会に入れるかというのも私一存ではいけませんので、また関係の皆さんとも御相談しながらそういう面も詰めてまいります。今のメンバーが最上とは思いませんし、いろいろ進捗状況に応じていろいろな方を加えていくことも必要ではなからうかと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 原沢議員にお断わり申し上げますけれど、別に私は、この小学校問題につきまして、一つの方法しかないということで固まっているわけではございませんので、誤解のないように申し上げておきます。小学校の児童の方にどういう環境を私どもが提供していくかということが一番大事であって、一つの方法しかないということでは決してございませんので、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 進捗状況に応じていろいろ考えてまいります。どの時点で何をということとはちょっと申しかねます。ある意味では風評被害のようなことになってもいけませんので、いろいろな方の御意見をいただきながら、そのとき、そのときに適切な情報を皆さん方にお示ししたいと考えております。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 誘導するようなことはしたくないとか、それから適切な時期に資料は出していきたいということでございますが、私に言わせれば、先ほど言ったように突然2案という形で、十四山の西部小学校の方に一部を分けるやり方、それから平島地区そのものを一つのブロックにして桜小学校を分校する、そういう2案ということで出されておるわけ

ですので、こういう2案に伴う内容で、それぞれ1案で、今の十四山の西部小学校の方に行く場合だとどういう形になるのか、また中学校もそれに伴ってどういうふうになるのかということは今出しておる内容ですので、これを議題として進めていくということでしたら、こういうものについてやはり資料を出していくということが私は求められていると思いますので、そういうことについてお願いしたいということと、それから第2回目だけは決めたから、2回目は7月にありますよと。ことしじゅうに結論は出してもらいたいと、こういうことなんです。ですから、例えば合併をするにしても、合併の時期はいつということに合わせてスケジュール表というのをつくって、どこでどういう議論を進めるかということをやっているわけですね。私たちはそういう経験を持って、今ここに合併しておるわけなんです。ですから私は、この学校の問題は、そういった合併と同じように本当に十分に審議を尽くして、また関係市民の合意と納得が得られる、そういうやり方でこのことについては進めたいと思いますが、この点について教育長、また市長の方にも、再度になりますけれども、やはり市民の合意と納得を得て、それから物事を進めていくと。市長のリーダーシップというものは非常に大切ではございますが、やはり順序として、情報を公開し、そういう中で市民の合意を順番に得ていくということに本当に力を注いでいただきたいということをお願いしたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

原沢議員のお考え方を十分検討させていただきながら、また具体的なスケジュール表等につきましても整備検討委員会の方で諮ってまいります。よろしくをお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

今市長が申されたとおりでございます。私がそれ以上のことは申し上げることはできません。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） そうしましたら、私も、この桜小学校のマンモス化ということにつきましては、いろいろな行事が午前の部、午後の部というようなことで二手に分かれてやらないかんだとか、運動会も、よその学校では親子でふれあいの運動会をやられているのに、そういうことが十分できないとか、非常にいろいろな苦労や努力がなされておると思いますので、そういった解決のために本当に真剣に真摯な立場でそういったものについて立ち向かっていくということをお願いをいたしたいと思います。また、そのためには本当に市民の納得と合意というものを前提にしながら進めていただきたいということを重ねて要望いたしておきます。

次に2点目でございますが、障害者控除対象者認定書の交付ということについてでございます。

私は昨年12月議会で、また本年3月議会でもこのことについて質問をいたしました。本年3月の答弁では担当課長の方から、よく勉強させていただきまして検討させていただくと、こういう答弁で終わっておりますが、その後どのように検討がされてきたのか、その点について関係者から答弁をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） それでは、お答えをさせていただきます。

障害者控除対象者認定書につきましては、他市町村の要綱、内規、認定基準を参考にして、現在、障害者控除認定書の交付に向けて要領、基準の策定を進めております。今までにおきましては、当市は要介護4・5といった方、またB・C、これは障害者高齢者の日常生活自立度のことでございますが、準寝たきり、あるいは寝たきりといった方に対して身体障害者1・2級に準ずるとして特別障害者の認定書を交付しておりました。今回の認定基準の新たな策定に向けましては、身体障害者3ないし6級、知的障害者軽度・中度といった方に準ずる対象者まで幅を広げて、いわゆる普通の知的障害の手帳を持ってみえる方、あるいは普通障害の手帳を持ってみえる方と差が出ないように考慮していきたいというふうに考えております。具体的には、要介護度と日常生活自立度、障害者高齢者、それから認知症高齢者の自立度といったものを、組み合わせを検討して、皆様に迷惑をかけないようにやっていきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） ようやく弥富市でも新市長を迎える中でこういった障害者控除の対象者認定書を交付しようということで、要介護1から身体障害者の1級から6級に準ずるということで、同じような内容で差が出ないように実施していくという前向きな答弁をいただきまして、本当に心強く感じております。

そこで、こういった要綱を今策定中ということでございますが、具体的にはこの要綱をいつごろまでに作成し、またそういったことについて市の広報等でいつごろ市民の皆さんにPRができるのか、その辺についてお伺いをいたしたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 実際には、基準日というのは12月31日になります。所得税の障害者控除の対象になる証明書ですね。ですから、今策定しても、10月に策定しても結果的には同じになるかと思っておりますが、ほぼ私的な案としては固まっておりますので、幹部ともよく調整した上で、できるだけ早く、要綱といいますが、実施要領になるかと思っておりますけれども、そういったものについてはお示しをしていくという考え方を持っております。

それから、対象者への周知ですが、広報等いろんな手段を使ってやっていくつもりをしておりますので、聞いておらなんだということがないようにはしたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） よその実施しているところを見ましても、源泉徴収などの関係、それから所得税の基準が1月1日から12月31日までの収入ということで、12月31日までの内容で所得税の申告ということでございまして、そういった意味でも12月31日が基準日ということで、現在、基準日については考えておるといってございまして。

それで、一つ強くお願いをしておきたいことは、こういった認定書を発行している先進地の例といたしまして進んでいるところを見てみますと、対象者に対して行政側から個々にそれぞれ、あなたは認定書の交付の対象になる可能性がありますので、ぜひ申請をしてくださいというようなことで、介護保険の要介護認定の方及び御家族の皆様へというようなことで、そういった交付申請についてのお知らせを個々にやるということが一番間違いなく関係者に届く内容だと思います。そういう点で、個々へのそういった交付申請のお知らせということについてどのように考えておるか、再度お伺いをいたします。

それから、いつ要綱を決めても一緒ではないかというような答弁がございましたが、これは税の関係で言いますと、税は5年間さかのぼっているいろいろな還付等の対象になるということ、いつこういった認定書がもらえるかということによって5年間の遡及適用ということにも影響してきますので、やはり早い段階で行政としてやるということをはっきりさせる必要があると思いますが、その点で、5年間の遡及適用というようなことにつきまして、よその例もありますので、そういった認定書が発行できるようなものが確認できる場合は発行するというようなことになるかと思いますが、その辺のことにつきまして再度説明をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 実施要領とか、そういったことにつきましては極力早くさせていただきます、ほぼ素案はでき上がっておりますので。

周知の方法でございますが、各対象者に案内をという話でございますが、これは実際どうも津島市がやってみえるということは聞いておりますので、そちらの方へ一遍聞いて、実態がどんなものかということもよく検討した上で考えさせていただきます。なるべく迷惑のかわらないようにしたいということをお願いをしたいと思います。

遡及につきましては、時効の関係で5年ということでございますので、調べられる状態であれば出させていただかなきゃいかんというふうに思っておりますので、よろしく願います。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 要綱は早急につくっていただけるということでございますので、ありがとうございます。

それで、個人への通知の話でございますが、私が聞いた話では、津島市では全員にそういったものを送っているということで、昨年の12月議会のときに津島市の内容につきまして担当窓口の方に出してありますので、ひとつよく検討していただきたいと思います。

また、最近の話で、岐阜市でも要領を策定し、6,200人全員を対象にそういった交付申請のお知らせの案内を各個人のところに送付して、申請の内容によってたくさんの方が申請し、3,245の方が適用認定書を受け取っておるということでございますので、ぜひそういった例を参考に、個人に郵送で申請のお知らせをしていただきたいということを強く求めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 議長、一つ訂正をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） はい。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 大変御無礼しました。さかのぼり適用という話ですが、要領をつくった時期からさかのぼるといふふうにはしておりませんので、今後ということで御理解をお願いいたします。

31番（原沢久志君） 私の質問に対して答弁した後、その答弁を変えておるものだから、それに対してもう一度、一言言わないかんでしょう。

議長（宇佐美 肇君） 簡潔に言ってください。

31番（原沢久志君） 津島市の例で言いますと、こういうふうに書いてあるんですね。税法上の取り扱いにより、過年度にわたる認定書の必要な方については、状況確認ができる場合、過去にさかのぼって認定書を発行すると。それから、上記認定基準に該当しない場合であっても、認定資料、または職員の調査等により状況確認ができる場合は認定書を発行することができる、というふうな津島市でははっきりとうたっておるんです。それで、介護認定を受けた方のファイルは役場が持っているわけでございますので、そういったことは十分確認できる内容でございますので、やはり津島のような先進地に倣って、恥ずかしくないような内容で実施していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。終わります。

議長（宇佐美 肇君） 続きまして、次に炭竈ふく代議員をお願いいたします。

13番（炭竈ふく代君） 通告に従いまして、大きく2点質問をさせていただきます。

初めに、広告事業の推進についてでございますが、社会の変革が進む中、地方財政はますます厳しくなり、行政のあり方も一層の改革が必要になってきていると思います。財源として入ってくる税金等だけではなく、それぞれの自治体が無駄を排除し、経営をするという感覚で市の特徴を生かしたり、財産を活用したりと独自に考え、収入面でもさまざまな工夫をして、新たな財源の確保に知恵を出されています。そこで今回、広告事業の推進による財源

の確保についてお伺いをいたします。

財政難に直面する地方自治体が保有しているさまざまな資産を広告媒体として活用することにより、広告収入を得たり、経費節減を図るといふ、いわゆる地方自治体の広告ビジネスを御存じの方も多いかと思います。例えば住民向けに送付をする通知書類やその封筒、あるいはホームページや広報など、本市が持つあらゆる資産に民間企業などの広告を掲載して収入増や経費の節減を図ってはどうかと考えます。例えば豊田市の場合、市民課などの窓口に着く封筒に企業の広告を入れるかわりに、従来市で作成していた封筒を企業から無償で提供していただいているそうです。現在、このような取り組みは全国の自治体でも数多く導入されており、中でも横浜市は、職員の発想・提案で始まったとされる自主財源確保で大変先進的な取り組みがなされています。それは、市の広報紙や各種封筒、ホームページのバナー広告にとどまらず、職員の給与明細や図書貸出カードの裏面広告、また、みなとみらい21地区の全600カ所の街路灯の広告フラッグ、それに広告つき玄関マット、公用車やごみ収集車の広告つきホイールカバーなど、多種多様な資産を活用した広告事業を展開しています。この事業推進で、豊田市の例では年間約100万円の経費節減、また横浜市の場合は広告収入と経費節減を合わせて約9,300万円の成果となっているそうです。このように財源確保という点から知恵を出し合い、せつかくある資産を活用して収入をふやすことは大変重要であると思います。財源確保策としての広告事業は近隣地域でも広がっており、一宮、津島、江南、愛西市の4市と、七宝町では既に広報紙への有料広告を募っているとのこと。また、蟹江町、甚目寺町も今後の実施が予定をされているということです。

そこで、お伺いをいたします。

本市におきましてもこのような広告事業に取り組むべきときではないかと思いますが、市長の御見解をお聞かせください。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

広告事業の推進についてということでございますが、いろんな形で今それぞれの市町村で炭竈議員御指摘のとおり実施されておるわけでございますが、私自身といたしましては、弥富の広報にはそういったような広告を載せてというところについては全く考えておりません。広報につきましては、一字でも一ページでも多く情報を提供していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。しかしながら、広告等の問題につきましては、回覧板等で一度考えていったらどうかというふうに考えております。また、ホームページ等におきましても、そういったような形で検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

広報ということは考えてないということですが、まだまだ資産としてはさまざまな工夫がされると思いますので、ぜひとも考えていただきたいと思います。というのも、新聞にも報道されておりましたけれども、昨年12月に始めました津島市の場合は、広報紙の裏一面に10万円で広告募集をして、年間120万の収入を見込んでいるということなんですね。その収入は、広報紙の年間経費の900万の充当にと考えられているということです。事業開始当時はその次期号が埋まるかどうかということで懸念もあったそうですが、今では企業の順番待ちが出るほどの人気になっているということなんですね。広報は、もちろん弥富のことを一生懸命報告しなくちゃいけないと思うんですけれども、ほかの資産を活用して財源確保にできると思うんですけれども、もう一度御答弁をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） つけ加えさせていただきます。

弥富市の資産につきましての広告収入ということにつきましては、前向きに検討していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

参入する企業に対するルール決めとか絞り込みも必要となってきますし、また取り扱う窓口の設定など課題もたくさんあるとは思いますが、行政の財産を有効活用できるように広告事業に我が市も積極的に取り組んでいただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして2点目に移らせていただきます。

2点目に、放課後子ども教室推進事業についてでございます。

近年の急速な少子化や核家族化の進行に伴い、放課後等における児童・生徒の安全な活動の場や多様な活動の実施が強く求められているところであります。放課後子どもプランで2004年度から文部科学省においては、地域住民の協力のもと、希望する子供たちにさまざまな体験活動や交流活動を提供する地域子ども教室を、また厚生労働省においては、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブが現在実施をされています。その中、さらに子供の安全と成長を求める親のニーズにこたえ、今年度、子供放課後対策の事業費なども予算化され、いよいよ国が力を入れて取り組むことになった一つに放課後子ども教室推進事業があります。これは、厚生労働省と文部科学省の連携によって小学校1年から6年の全児童を対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室などを活用して子供たちが安全で安心な活動拠点として設け、地域の方々の参画、またコーディネーターを配置し、学習支援やスポーツ、文化活動など、さまざまな交流の場とし

て総合的に取り組む事業であります。かねてより子供を持つ親御さんからも開設を希望する声が多く寄せられています。

そこで、市長にお尋ねをいたします。本市におかれましても、こうした事業の実施についてのお考えはありますか。もし考えておられるとしたら、具体的にどのような内容を考えておられるのか、お聞かせください。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

放課後子ども教室推進事業におきましては、炭竈議員の御指摘のとおりでございます。国の補助事業、そして文部科学省と厚生労働省が連携してそういったような施設を実施していったらどうかということでございます。弥富市におきまして、現在のところは基本的には取り組みということについては考えておりません。しかしながら、近隣市町村等の動きも見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。

弥富市におきましては、放課後児童クラブを今は7小学校区で実施しております。今後は、近隣市町村及び県内の市町村の動き、動向を考えながら放課後の連携も図るとともに、学校とも調整を図りまして、早い時期に実施できるように検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。前向きに検討していただけると確信しております。

そこで、この事業の担当部署はどこになりますでしょうか。その担当部署のお考えもお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

教育課に所属すると考えております。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） お答えします。

先ほど市長の方が教育課ということですが、この事業につきましては、生涯学習等の絡みもございまして、社会教育課の方で担当することになっております。この事業につきましては、小学校の空き部屋と、そのほかに、もし小学校の空き部屋等がない場合には、国の方では社会教育施設等も考慮に入れてもいいですよということは言われておりますが、原則としては小学校の空き部屋を対象として行う事業でございます。

ただ、補助事業等につきましては、建設については補助はございません。ただ、備品的な購入等の、特に施設備品等については事業の対象になりますが、事業の金額も微々たる金額

で100万円ぐらいと聞いております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

今、空き教室ということでお話がございましたけれども、現在、余裕教室というのはございますでしょうか。また、近隣でもこうした事業が取り組まれているところがありましたら情報等を教えていただきたいと思いますと思いますけれども、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 高橋教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） お答えいたします。

現在のところ、空き教室等はありません。

それで、近隣等の市町村の状況でございますが、海部地区、それから尾張地区等においてもこの放課後子ども教室の事業の推進については、今のところ、19年度は検討している段階と聞き及んでおります。まだ実施はしてないということでございます、19年度については、各市町村はそういう状況です。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

2004年度からこういう事業が始まったんですけれども、名古屋市とかではもう既にトワイライトスクールということで、三河、東尾張地方でも既に進められていると思うんですけれども、今、空き教室がないと言われましたけれども、空き教室を何とかして余裕教室をつくるということにはできないものかなあと思ったんですけれども、これからのことで、子供たちが地域で安心して過ごせる、心豊かで健やかに育つ環境づくりということに対しまして早期に開設ができることをお願いいたしまして、例えばできるところから、そしてまた週1回でも2回でも、毎日できなくても、そういう方向で進めていただけたらなあをお願いをいたしまして一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（宇佐美 肇君） 本日はこの程度にとどめ、あす、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~

午後4時43分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 前 田 勝 幸

同 議員 安 井 光 子

平成19年 6月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(30名)

1番	佐藤 博	2番	武田 正樹
3番	小坂井 実	4番	佐藤 高清
5番	立松 新治	6番	山本 芳照
7番	村井 邦彦	8番	新田 達也
10番	伊藤 正信	11番	栗田 和昌
12番	杉浦 敏	13番	炭竈 ふく代
14番	三浦 義美	15番	浅井 葉子
16番	中山 金一	17番	前田 勝幸
18番	安井 光子	19番	佐藤 良行
20番	高橋 和夫	21番	立松 一彦
22番	水野 博	23番	高橋 清春
24番	木下 道郎	25番	宇佐美 肇
26番	久保 文哉	27番	黒宮 喜四美
28番	四方 利男	29番	大原 功
31番	原沢 久志	32番	三宮 十五郎

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

9番 渡邊 昶

3. 会議録署名議員

19番 佐藤 良行                      20番 高橋 和夫

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市長	服部 彰文	副市長	加藤 恒夫
教育長	池田 俊弘	総務部長	北岡 勤
民生部長兼 福祉事務所長	大木 博雄	開発部長	横井 昌明
十四山総合福祉 センター所長	平野 雄二	会計管理者 兼会計課長	村上 勝美
十四山支所長	平野 瞳	十四山スポーツ センター館長	平野 茂雄
総務部次長 兼税務課長	佐藤 忠	民生部次長 兼市民課長	加藤 芳二

開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	服 部 昭 男
教 育 部 次 長 兼 函 書 館 長	高 橋 忠	監 査 委 員 長 事 務 局 長	加 藤 重 幸
総 務 課 長	佐 藤 勝 義	企 画 情 報 課 長	村 瀬 美 樹
管 財 課 長	渡 辺 安 彦	防 災 安 全 課 長	服 部 正 治
保 険 年 金 課 長	佐 野 隆	環 境 課 長	久 野 一 美
健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘	福 祉 課 長	横 井 貞 夫
介 護 高 齡 課 長	佐 野 隆	児 童 課 長	山 田 英 夫
商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司	土 木 課 長	三 輪 眞 士
都 市 計 画 課 長	伊 藤 敏 之	下 水 道 課 長	橋 村 正 則
教 育 課 長	前 野 幸 代	社 会 教 育 課 長	水 野 進

6 . 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

議 会 事 務 局 長	下 里 博 昭	書 記	柴 田 寿 文
書 記	岩 田 繁 樹		

7 . 議 事 日 程

日 程 第 1	会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
日 程 第 2	一 般 質 問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（宇佐美 肇君） ただいまより平成19年第2回弥富市議会定例会継続議会を開議します。

これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、佐藤良行議員と高橋和夫議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（宇佐美 肇君） 日程第2、一般質問を行います。

〔「議長29番」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 大原議員。

29番（大原 功君） 佐藤高次議員と小坂井議員が動議で賛成です。

ここで発言させていただいてもよろしければここでやらせていただきますけれども、全協を設けてやられるなら、全協でその趣旨を説明させていただきます。議長、お諮りください。

議長（宇佐美 肇君） 皆さん、今、大原議員から動議がかかりました。

この場であれしますか、それとも休憩をとって全協へ入りますか、いかがなものでしょうか。

〔「この場」の声あり〕

〔「議長31番」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） はい。

31番（原沢久志君） やはり中身を聞かないとわかりませんので、趣旨を述べてもらわないとわかりません。聞いてからにしてください。

議長（宇佐美 肇君） 動議がかかって、趣旨も言われるでしょう、この場でやるといえば。

〔「休憩するにしても何のために休憩するかわからん」の声あり〕

31番（原沢久志君） 動議を取り上げるにしても、どういう動議か聞いた後に議長がこれを取り上げるかどうかということ判断されるわけですので、聞かないことには何のことかわからん。

〔「何の動議か、まず」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 何の動議ですか。

29番(大原 功君) 動議を出させていただきましたので、動議の説明をさせていただきます。

きのう、炭竈議員が放課後に空き教室を利用するというので、教育部次長から説明が一部ありました。その中で、出てすぐに教育部次長に注意をされた。こんなことをやったらえらいことだというような注意をされたということでもありますので、議会議員として付託されたんだから、付託された中でそういう問題があれば文教委員会でその問題を取り上げる。所管がありますので、そういうところでやっていただく。そうじゃないと、杉浦議員を初め8の方が佐藤良行議員まで一般質問が始まります。そうすると、各部課長を初め、何を答えていいかということになって、なかなか質問された中でうまくお答えができませんかなあとと思います。これが趣旨であります。

〔議会としてはどうせよということですか〕の声あり〕

29番(大原 功君) 全協に諮るか、どっちかにしてもらえばいい。趣旨の説明だから、中身については……。

議長(宇佐美 肇君) 暫時休憩します。

~~~~~

午前10時04分 休憩

午前10時31分 再開

~~~~~

議長(宇佐美 肇君) では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

杉浦議員。

12番(杉浦 敏君) 通告に従いまして3点質問させていただきます。

まず、学校など公共施設の耐震対策についてであります。

東海地方における大規模地震の発生する危険性が非常に高いということが指摘されまして久しく、とりわけこの弥富市を初め海部郡西部地域の多くの自治体は政府の地震対策の強化地域にも指定され、大規模災害に対する備えが緊急かつ最優先の課題となっております。3月議会の服部市長の所信表明でも、学校施設は児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は特に重要でございます。現在、弥富中学校校舎移転改築事業を進めておりますが、市内のすべての小・中学校の耐震補強工事や、ガラス飛散防止フィルムの設置などを計画的に進め、安心して学べる教育環境の整備に努めてまいりますとも言われておりますが、小・中学校、保育所など公共施設の耐震改修、地震対策が早急に実施される必要があると考えます。

一部、新聞報道などでも指摘されておりますように、愛知県内の多くの自治体で耐震改修

が必要な小・中学校が大変多く残っているとされております。この弥富市の場合、市内10校ある小・中学校のうち、十四山地区の3校については、十四山東部小学校の現在使用されていない校舎を除いては、校舎・体育館ともすべて耐震基準を満たしているということですが、弥富地区の七つの小・中学校については、耐震化の進捗率は全体で50数%にとどまっていると聞いております。また、保育所につきましても、先ほど申し上げましたガラスの飛散防止フィルムの張りつけの問題で、南部、桜など子供の数が多い保育所を中心に、まだフィルムの張りつけが済んでいないところがたくさんあります。当然ながら、このままほかっておいていい問題では絶対にありません。計画を明確にし、一日も早く耐震対策を完了させることが必要です。

前川瀬市長は、4年前の市長選挙のときにその公約で、5ヵ年で学校、保育所などの公共施設の耐震対策を図ると言ってみえましたが、昨年の十四山地区の耐震貯水槽を除いては、ほとんどこの計画が進んでいないというのが実態であります。どのような計画で、またどういった姿勢でこの問題に取り組んでいくおつもりか、お聞かせを願いたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 杉浦議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、学校の耐震改修工事の計画についてお答えしたいと思います。

平成19年度、こととしてございますが、桜小学校と弥生小学校の北校舎の耐震補強設計を行います。また、その工事につきましては、来年度、補強工事を行う予定でございます。また、その他の学校につきましては、来年度までに耐震補強設計を行い、平成22年度までに順次耐震補強工事を実施していきたいと考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） それでは、保育所の耐震対策ということで答弁させていただきます。

保育所の耐震診断につきまして、平成14年12月に昭和56年以前の建物について調査をしております。結果につきましては、いずれの保育所も耐震判定は指標値以上のため、耐震性を有しているとの結果が出ております。

また、保育所のガラス飛散防止の施工状況でございますが、昨年度、保育室からの避難経路の出入り口付近の窓ガラスについて施工をいたしました。今年度につきましても、引き続き順次施工していく予定としております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 教育部次長に確認いたしますが、22年度中にとすることは、平成23年の3月いっぱいまでに完了するということですか。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 杉浦議員の質問に御回答します。

そのとおりでございます。3月31日までに完了ということでございます。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） それから児童課長なんですけれども、飛散防止フィルムですけれども、ちょっと事前にお話を伺いましたら、非常に単価が高いというふうに聞いておるんですけど、当然値段が高いというのは市にとっても大変負担なんですけれども、やはり急を要する問題でありまして、全体にいつごろ終わらせる計画なのか、それをちょっとお聞かせ願います。

議長（宇佐美 肇君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） 飛散防止フィルムの単価につきましては、設計の段階で1平方メートル当たり大体7,000円から7,500円かかるというふうに思っております。したがって、いつまでと言われましても、財政状況もございますので、なるべく早いうちに相談しまして、順次施工をしていきたいというふうに考えております。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 今の児童課長の御答弁ですが、早急に計画を立てていただきまして、全部完了していただきたいと要望いたしておきます。

次に二つ目に、小・中学校の普通教室の冷房化について質問いたします。

地球温暖化の影響で、近年、この日本でも最高気温が30度を超える真夏日、それから最高気温が35度を超える猛暑日、夜間の気温が25度以下にならない熱帯夜の日数が、1990年代を境に傾向的にふえていると専門家の調査でも指摘されておりますが、あまりの暑さで子供たちが教室での学習に集中できない、座っているとおしりの下が汗でぐっしょりとなってしまう、暑くて教室にいるのが嫌だなどの切実な状況が伝えられております。文部科学省は、夏季の教室の気温は25度から28度であることが望ましいとしておりますが、実際はこの基準を超えております。

こういった中、小・中学校の冷房化を求める声が児童・生徒、子供を持つ親からも大変強くなっております。数年前、文部科学省が小・中学校の冷房化に補助金を出すという話が一時持ち上がったことがありましたが、そのときは立ち消えになっております。ちなみに、先月の5月14日に私ども日本共産党の愛知県委員会が県に対して県立高校の普通教室の冷房化の申し入れをいたしました。このときの県の教育委員会の答弁では、夏季の教室が暑いことは認識をしているとして、県立高校の155校、4,000教室を対象に冷房化の検討を始めたと言っております。子供たちの教育、学習環境の整備のため、冷房化を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 杉浦議員の御質問にお答えします。

地球温暖化により、ここ10年ほどの間に夏の気温は上がってきています。これは、先ほど杉浦議員が言われたとおりでございます。しかし、普通教室への冷房設置はまだまだ進んでいないのが現状でございます。冷房化している学校でも、入れる時期については6月から9月までということでございます。そのうち、一番冷房の必要な時期である7月20日から8月末までの約40日間は学校は夏休みとなります。実質、入れる期間は20日程度ではないかと思えます。また、暑いといっても子供は案外順応性があるので、教室の窓をあけたり、緑化を進めたりという対応を考えていく必要があると思えます。最近では、恵まれ過ぎた環境の中で生活をし、体温調整ができない子供がふえていると言われております。暑さや寒さを感じることも子供の感性をはぐくむ上で大切ではないかと思えます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 今の教育部次長の御答弁について、多少認識がずれているんじゃないかということでちょっとお話しさせていただきますけど、冒頭、地球温暖化の影響があるということで、一番暑い日は夏休み中だから問題ないよというお話なんですけれども、現実には、例えば30度を超える真夏日がやってくる時期というのはだんだんだんだん早くなっているんですね。もう最近では5月中に30度の真夏日が来てしまうという状況も起きておりまして、これはなかなか昔の子供と比べるのが無理ではないかという気が私もするわけでありませう。

それで、現実には、例えば東京都は今年度から、これは高校の話ですけれども、全部の都立高校に冷房装置をつける計画があるとされておりまして。そして、また弥富市におきましても、保育所の冷房はもう済んでいるわけですけれども、現場の実情を次長がどこまでつかんでみえるかわかりませんが、現状は職員室と特別教室だけが冷房されておいて、子供たちが一番長い時間いる普通教室、この肝心のところが冷房されていないということで、地球の温暖化ということは弥富市だけで解決のできる問題ではないんですけれども、やはり現状に沿った対応が必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。市長にお答えを願います。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

杉浦議員にお答えを申し上げます。

この二、三日のニュースを聞いておられますと、いろんな形で御父兄の方が学校の先生にクレームというか、ちょっと違った角度からの質問、あるいは御相談というようなことがあるそうでございます。私たちも、この冷房化の問題についてはちょっと違うわけですけれども、いろんな形の中で実態を、学校の先生とか御父兄の方とか児童を取り巻く人にお話を聞かな

いと、教育という問題はなかなか難しい問題があると思います。しかしながら、この冷房の問題に対しても、先ほど次長が答弁しましたように、実態がまだ少し把握し切れてないというようなこともございますので、その辺のところは一遍把握していかなきゃいかなあというふうに思います。しかし、子供さんだとか御父兄の方からそういう要望があったからすべてを受け入れていくというようなことをやっておりますと大変なことにもなりかねないというふうに思っておりますので、その辺のところはよく精査しながら検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） では、引き続いて前向きに御検討を願いたいと思います。

三つ目、航空機の騒音についてお尋ねいたします。

夏が近づいてまいりましたが、この時期、セントレアに着陸する航空機の騒音問題、夏場の南向き運用の影響が既に出てきております。最近、私が住んでおります大藤学区の皆さんからも、またうるさくなったなあ、何とかならんのかという声がたくさん上げられております。一般質問でこの問題を取り上げるのは今回が6回目となりますが、行政として、地元住民に迷惑がかかっていることに対して、事態の打開ができていないというのが実情ではないでしょうか。

昨年の3月議会でも、当時助役、副市長の御答弁では、空港会社ともいろいろ調整をしている。環境基準をクリアしているが、住民に迷惑がかかっていることは事実だ。静かな弥富町が住民生活に非常に大きな変化が起きているなどということ述べてみえました。昨年の3月議会では私はまず一つの問題として、昼間の運用の時間帯が夜の11時までというのはいかにも非常識だ。もっと早く切り上げることができないのかという質問をいたしました。副市長の御答弁は、空港会社とは協議している。空港会社の言い分では、8時から9時半ごろまで飛来する航空機の数が多いので、海上旋回をしての着陸は危険性が大きいからできないと聞いている。かといって、11時まで飛行機が多いというわけでもないから何とか話をしているが、議論が平行線になっている。このように御答弁されました。

まず、この問題で進展はあったのでしょうか、副市長お願いします。

議長（宇佐美 肇君） 加藤副市長。

副市長（加藤恒夫君） 先ほど、セントレアへ離着陸する飛行機に対して弥富の上空を飛ぶということの中で、特に夏場、下風に対しては、おりる方というのは非常に高度が低いという問題等ありまして、今お話がありましたように、いろいろ今回まで6回ほど、こういった場で確認をしていただいております。その中で、基本的にはそれ以後、新しい方向という決定的なものは出ておりません。また、今おっしゃったように、夜間という解釈が夜11時から朝の6時までということ、夜間飛行ということでございますが、先回も申し上

げましたように、特に夜間というのは貨物関係が多いわけでございます。その中で、夜間については、基本的には海上を通るということでございます。そういう中にも、非常に悪天候等のときには電波の誘導を得ておりということございまして、これにつきましては、鍋田干拓の上空からセントレアまでのところにそういった電波の仕掛けがしてありまして、それを利用しておりということでございます。しかし、今申し上げましたように、夜は基本的には海上旋回ということでございますので、その範囲は飛ばないわけございまして、下風であれば、今の空港から北へ飛んできて、それからおりる態勢になりますと、この伊勢湾のところから急カーブしまして南向きに着陸をするという形で、この弥富地内を飛ばない形にはなっておるわけでございます。

しかし、先回も申し上げましたように、非常にこの地域は今まで静かな土地柄でございました。そういった中で、空港等が申しております「うるささ指数」そのものに対する数値、基準という一つの物差しがあるわけでございますけれども、そこまで来る前にも、やはりこういった静かなまちにおいては非常にこのうるささ指数が高く感じられるということございまして、現在においても、数値の範囲内だからということじゃなく、引き続き国土交通省、それから愛知県、そして直接セントレアの会社の方へということ、それぞれ関係の3社の方に陳情申し上げ、いろいろ調整は行っておるわけでございます。しかし、そういった中で明かりがとれたかといいますと、なかなかまだ難しい状況が現実でございますので、よろしくをお願いします。今後とも引き続き、それぞれ関係機関へそういったこと呼びかけて進めてまいりたいと、このように思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 話は進展してないという結論みたいですが、昨年、副市長の御答弁の中に、8時台、9時台、9時半までが非常に飛行機がたくさんおりてくるということで、私は実際これを調べてみたんですけども、旅客便でいきますと、8時台に飛んでいきますのが国際線が7便と国内線が12便ということで19便あります。今度9時になりますと、旅客便、これも定期便ですけども、国際線が4便で国内線が7便あります。国内線の福岡発9時45分というのが旅客便として一番遅くセントレアに着陸するというふうになっておるんですけども、この9時が11便あるわけです。調べましたら、もう10時台はないんですね。旅客便ですから、10時、11時に飛んできて、その後の交通のアクセスがありませんんで困ってしまうということで、ラストでも福岡発の9時45分着ということです。ですから、もう10時台、11時台はありませんよということです。

それから、貨物便があるということを副市長は言われたんですけども、これも9時台が3本ありますね。これも週に1回しか飛んでこない、あるいは2回というのが最高です。10時台になりますと、これも週に3便ですけど、これも2回、もしくは1回ということで、一

番遅いのがアメリカのフェデラル・エクスプレス、フェデックスというんですけど、この11時30分というのがほぼ毎日飛んできます。これが一番遅いわけですけど、当然この飛行機ですと、もう11時を超えていますから弥富の上空を通らずにおりているはずなんですけれども、これも風向きの問題とか天候不良のときには、たまに弥富の上を通過して非常に大きな飛行機がおりていくという情報が入っております。

ただ、今申しましたように、8時台が19便で、9時台の旅客便が11便と。9時半を過ぎますと本当に便数が少ないんですね。飛行機の問題ですから多少発着時間のずれはあるかもしれませんが、セントレアが言うように、9時半を過ぎたら海上旋回しておりてくるというのが本当に危険なんだろうかと、そういうこともちょっと疑問に思うわけです。副市長が航空会社とどういうやりとりをされたか細かい話はわかりませんが、セントレアの言うことをそのまましょうのみにしているとしたら、ちょっとまずいんじゃないかと思います。

むしろ心配されますのは、こういった現状を既成事実として積み上げられてしまうことではないでしょうか。実際には9時半以降には十分対応が可能なのに、将来の航空需要の増加を見越して、夜11時までを昼間の運用の時間帯として設定してしまうと。これは、もし将来、今よりも需要が伸びれば、夜の11時までひっきりなしに飛行機が飛来するという事態も想定されるわけでありまして。新聞等を見ましても、セントレアの2本目の滑走路をつくるというのが今の中部の政財界の強い要望となっておりますし、先日の新聞を見ましても、国土交通省の審議会でも中部国際空港の完全24時間化、フル活用を図る必要があるとの、2本目の滑走路を促すような答申をいたしておりますが、今後、貨物便を含めて航空需要が増すことがほぼ確実だと見られております。既成事実を積み上げられて、夜の夜中までどんどん飛行機がふえてくる、そんなことにならないようにどこかでくぎを刺す、一線を引いておくことが必要ではないかと思われまして。そして、昼夜を問わず、もっと騒音を減らす手だてがないのか、真剣に考えていただきたいと思っております。

例えばよく聞く話ですが、海上旋回による着陸というの、これをやると燃料が余分にかかるから経済的でないということで敬遠されているということも聞いております。仮に航空会社や空港の採算ばかりが重視され、住民の暮らしはおかまいなしでは困ります。私どものように、たまたま飛行経路の真下に住んでいるということが災いして航空機騒音に見舞われる。どうしてこんなことをされなきゃいけないんだというのが多くの住民の気持ちではないでしょうか。

来年からは弥富中学校も開校しますが、やはりこの弥富中学校も飛行経路の真下に位置しておりますし、今よりもずっと南部にあります。飛行機騒音の影響を強く受けるわけでありまして。この弥富が夏の騒音の名所になってしまっても困ります。市としても、この問題にもっと本腰を入れて取り組んでいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。市長の御見解

をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

私も赴任をさせていただいて2回、中部国際空港の方とお話をさせていただきました。地域住民の騒音問題、あるいは電波障害ということに対して非常にクレームがありますよと、強くその改善をお願いしておるわけでございます。それと同時に、今議員おっしゃいますように、2本目の滑走路が計画の段階にこれから入ってくるというような状況の中で私どもがお願いしておるのは、地域に対して経済効果をもたらしてくれということを実はお願いしておるわけでございます。一つは、少し話が飛躍するかもしれませんが、北陸自動車道路の南進政策といったことも絡めて考えていただきたいというふうに思っております。それと同時に、滑走路の問題そのものにつきましては、角度が変えられないか。平行して滑走路をつくるんじゃなくて、いわゆるクロス型で滑走路ができないかということも十分検討していただきたいと。そうすると、私ども弥富市にとってはいいんですけども桑名市がだめになるとか、あるいは知多半島の方がだめになるというふうにおっしゃるわけでございますけれども、これもいろんな形の中で公平・公正というようなことも考えていただきたいというお話をさせていただいております。

いずれにいたしましても、これからもこの騒音問題、あるいは電波障害等につきましては、その都度その都度、私どもとしてもお話をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいいたします。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 再三申し上げますけれども、やはり一番私が心配しますのは、今の事実が既成事実になっちゃって、11時までが昼間の時間帯だよと勝手に飛行場の方で設定いたしましたして、まあ11時までだったらいいでしょうということで、とりあえず今は、現実には9時半を過ぎますと本当に数は少ないんですけども、私はこの前も鍋田干拓へ行って来たんですけども、あそこにおりますと本当に大藤学区よりまだすごいんですね。大きな飛行機が通りますとゴーっという音がするんです。当然飛行機の大きさなんかも関係してくるんですけども、もし今の既成事実がどんどん積み上げられて、夜中の11時まで、また天候が悪ければ11時過ぎてもそんな飛行機が飛んでいくということになりますと、これは大きな問題だと考えます。

今市長言われましたように、経済効果の問題もあります。ただ、地元の住民が非常に不利益をこうむっているのが事実でありまして、確かに新しい滑走路をつくる、高速道路をつくることは弥富にとって何かプラスがあるかもしれませんが、やはりその前に住民の暮らしの問題を考えていただきたいと思うわけです。

そこで、やはりどこかで一線を引いてほしい。くぎを刺さないと本当にどんどんどん悪くなっちゃうということで、今、市としてどの程度の力を入れてこの問題に取り組んでいるかということについて、なかなか私は見えてこないんですね。努力されてみえるかもしれませんが、地元の方の騒音に対するいろんな苦情とかが来ていると思うんですけども、市長の住んでみえるところだと、かなり高いですからあんまり関係ないんですけど、副市長のおる辺は私のそばですから、大分うるさいのはわかってみえると思うんですけど、やはり弥富市内の全部じゃないんですね。特定の地域が本当うるさいんです。ですから、その地域の方のことを考えたら、本当にもっと真剣に取り組んでいただきたいなあというふうに思うわけですけども、その辺はどういった心構えでやってみえるのか、お聞かせ願います。

議長（宇佐美 肇君） 加藤副市長。

副市長（加藤恒夫君） 現在の取り組みと今後の姿勢ということでございます。

確かにおっしゃるように、先ほど申し上げましたように、市民の皆さん方はこの騒音ということ、非常に静かなまちがこのような状況になったということで、非常に感覚を強く受けとめていらっしゃるのも事実でございます。そういった中で今後も、今申し上げましたように、各関係機関の方に働きかける。そして、今御指摘のように、我々も感じといたしましては、確かに夜間運用は夜の11時から朝の6時までという認識が一つの物差しの中に強うございました。これは全国的なものでございますので変えられませんが、御指摘のように、夜間まではやむを得んということじゃなく、少しでも時間を早めて、そういったような海上旋回をして空港へおりるといような形を今後強く打ち出して考えていきたいと思っておりますし、地域によっては、それぞれの地域の数値を別に設けて航空会社とかけ合っているということも聞いたこともございますので、今後いろいろな面で航空会社の方と調整を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 次に黒宮喜四美議員、お願いします。

27番（黒宮喜四美君） 私は、通告してあります二つのテーマについてお伺いをいたします。

服部市長におかれましては、ことし2月に御就任以来4ヶ月が経過し、5ヶ月目に入られたところであります。服部市長は、さきの3月議会において施政方針でその決意を述べられております。その中で弥富市政運営の基本理念として、市民による、市民のための弥富市の創造を大きな柱として、市民の生活の安定と向上に取り組んでいくと述べられました。私は、服部市長がいかに市民の声を大事に市政に反映させていくかというお考えのあらわれと受けとめております。そこで、住民・市民の声を直接聞く機会を設けて、各地域の住民の声を聞き、また市長の考え方を市民の皆さんに御理解いただくタウンミーティングが必要だと思い

ますが、今年度、タウンミーティングの開催予定はお考えになっておられるのか。あれば、どのような予定をされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

私も、先ほど黒宮議員からお話をしていただいたとおり、5ヵ月目に入るわけでございますけれども、この三、四ヵ月の間におきましても、積極的に市民の皆さんとお話し合いをさせていただきたいという自分の意思もございまして、出かけているつもりでございます。そして、3月、4月ということになりますと、皆さんの自治会のところにおきましては、いわゆる新旧役員の交代等がございます。そういった形の中で、非常に多くの自治体の方にお邪魔させていただいておるわけでございます。

また、本年度は弥富市のまちづくり会議というものを開催させていただきました。2回目が6月15日、そして3回目を6月19日という形の中で、市民の皆様の御意見、あるいはお知恵を拝借して、まちづくりというものを皆さんとともにやっていきたいというのが基本的な姿勢でございます。こういった大きな目標に向けて、住民参加の一環としてやっていきたいというふうに思っております。

御質問の市政懇談会についてでございますが、これは、先ほどから言っておりますように、私も行政の知恵だけではまちづくりはできません。住民の皆さんの知恵を拝借し、市民の皆さんと協働でつくり上げていくということがまちづくりの基本だということでございます。そういった形の中で、まだ具体的な日程は考えておりませんが、この12月、1月までには、少なくとも市内3ヵ所で市政懇談会をしていきたいというふうに考えております。その内訳といたしましては、旧十四山地区で1ヵ所、そして旧弥富町の方で2ヵ所、そんな形で市政懇談会を実施していきたいと考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 黒宮議員。

27番（黒宮喜四美君） 服部市長御就任以来、今日まで弥富市行政のトップとして、市民のため、その激務に日夜精力的に取り組まれておりますことはまことに敬意を表するものであります。今日まで市長はいろんな会合、市民との触れ合いもされてきておられると思いますが、もう一つ踏み込んで、タウンミーティング、住民の声を聞き、もちろんすべての意見に答えるわけにはいかないと思いますが、できるだけ精査され、緊急性、あるいは必要性に応じて市民の声を市政に反映していただきたいと思います。今、お答えでは、大体3会場ぐらいの予定を一、二月までにはやりたいというようなお答えでございますけれども、たまたまけさの中日新聞尾張版の「きのうの議会」というところで稲沢市のきのうの議会が載っておりまして、タウンミーティングという一般質問があったということで、稲沢市は23小学校区があると。そのうちで、この6月議会が始まるまでに14会場、

14小学校区で実施をされ、あと残りの分をまたやられるということでもあります。23会場やるということでもあります。ですから、弥富市としても、市長もいろいろと公務多忙のところでもありますけれども、やはり初年度、いろんな市長のお考えを市民の皆さんにもわかってもらわないかんし、市民の声も十分聞いていただいて、市民4万4,000全体の奉仕者として、市長にはそうした方向でもう一つ踏み込んで頑張っていたいただきたいと思います。小学校区単位ぐらいまで会場をふやすというようなお考えはありませんか、お聞きいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

私、タウンミーティングの自分自身の解釈といたしましては、広い大きな会場の中で懇談会といった形で、例えば職員等も一緒になって住民の皆さんの声を聞く、あるいは生の声を聞いて、その場で返事ができるような形のものを私はタウンミーティングとっております。

ほかに、私自身の考え方の中にはミニ集会ということを考えております。それぞれの自治会単位の中でそういうお話をいただければ、積極的に皆さんとお話をさせていただくという形のミニ集会と分けて考えておりますので、このミニ集会等におきましては、もう少し頻度を持って、御要望があれば、また私どもとして声をかけさせていただきながら進めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 黒宮議員。

27番（黒宮喜四美君） 私がちょっと早とちりをしておったかもわかりませんが、そういうことで、タウンミーティングとしての会場設定につきましては大体3会場ぐらいということで、あとミニ集会的に各地域ごとに要請があったり、また市長としてやらなきゃいかん問題もあろうかと思いますが、そうしたことにつきましては、またきめ細かに開いていただくということで理解させていただいてよろしいですか。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

そのとおりでございます。そのように御理解いただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 黒宮議員。

27番（黒宮喜四美君） タウンミーティング、あるいはまた市政懇談会、あるいはミニ集会というような形で市民とのいろんな会合を持たれたり、またいろんな御意見を聞く機会を設けていただいて、市民の要望をよく把握されまして市政運営をやっていただきたいと思いますし、また市長からもそのような御答弁をいただきましたので、次のテーマに移ります。

火葬場の休場日についてでございますけれども、この問題につきましては、ちょうどことしの3月だったと思いますが、私の同級生が交通事故で亡くなったわけでありまして。ただ、たまたま友引の前の日だったと思いますけれども、葬式を友引にやろうと思ったら弥富の火

葬場は休場日だということで、蟹江の火葬場の方へ無理を言って友引でもやられたということでもあります。もちろん、友引だからやってはいけないという法律も何もないわけですから、その人の考え方で友引でもいいと思いますけれども、そうしたことで、せっかく市にある火葬場が使えなかったということでちょっと残念に思ったわけではありますが、この火葬場の休みの日が火葬場の条例施行規則で決められておるわけではありますが、どのようになっているのかお聞かせいただきたいと思いますし、また年間365日、友引以外の日は毎日あるというわけではないと思いますので、大体昨年、ことしに入ってからでも結構ですが、火葬場の火葬があった日数をお知らせいただきたいと思います。

また、休場日を変えることはできると思うわけではありますが、できないか、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 環境課長。

環境課長（久野一美君） それでは、黒宮議員の御質問にお答えをいたします。

議員の、まず御質問内容につきまして、友引の日はどのような規定がされておるのか、そしてそれが変えられるのか、また年間どれくらい火葬があるかといった御質問かと思えます。

まず、第1点目の休場日についての規定でございますが、実際、火葬炉に例えば異常が見つかったような場合には修理をしなければいけないわけですが、それは、そういった休場日を利用して修理・点検をする必要がございますので、休場日はどうしても必要という観点に立ちまして、弥富市の火葬場条例規則第2条で、慣習等の事由により、市長が告示をした日及び1月1日と定められておるわけでございます。具体的には、友引の日を休場日としております。私どもが調べましたところによりますと、県内の火葬場のほとんどがこの友引の日を休場日としております。

また、休場日の変更という御質問の中で、同規則第2条2項に規定をされておりますが、休場日の変更については、御遺族様から火葬の申し出があり、なおかつ考慮すべきやむを得ない理由として市長が特に必要と認めた場合には、休場日であっても火葬を実施することができるというふうに規定をしております。

そして、3番目の火葬のあった日でございますが、これは動物のみの火葬を除いた日でございますが、平成18年度は176日、火葬人数は265人でございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 黒宮議員。

27番（黒宮喜四美君） やはり友引はお互いに葬式を出したくないということは今まで慣習になっておるわけではありますが、私も近隣の市町に問い合わせました。ほとんどやはり友引は休場日になっております。ただ、蟹江町が2ヵ所あるわけですが、本町の火葬場は友引でも火葬をやりますと。1月元旦だけがお休み。それから、桑名市も元旦のみがお休みであります。ただ、市外で火葬をやっていただくということは、弥富市の場合でも、大体

12歳以上、大人の方ですと火葬料金が今6,000円ということになっておりまして、市外の方ですと100分の800ですから8倍ですね。そのように、ほかの市町でも市内・市外、町内・町外の方で差がかなり大きいわけでありまして、蟹江町の場合ですと、8,000円と、町外ですと3倍ですから2万4,000円ということであります。桑名市の場合ですと、市内の方は1,800円、市外の方ですと2万円。もちろん金額的なことばかりではないわけですが、今の環境課長の答弁ですと、特に家族から要望があったり、どうしても遺体の保存が難しいというような場合には友引でもやってもいいような答弁をいただいたわけでありまして、私の友達の場合でも、今は保存をできるいろんないいあれがあるわけでありまして、なかなか遺体の保存が難しいということで、どうしても友引の日でもやらなきゃいけなかったということで、蟹江の方でお世話になられたそうであります。今後、もしそうしたことで、どうしても友引でもやらなきゃいかんというようなことが発生した場合、もちろん住民の方々の考え方も多様化しておりますので、友引だでやらないということようなことばかりも言っておれないと思うわけでありまして、やはりなかなか友引もやるということは言えないかと思っておりますけれども、将来的に友引でもどうしてもやらなきゃいかんときには休場日を返上してやるんだというお考えと解釈してよろしいですか。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

今、黒宮議員のお話の中にもそういう御事情というか、私もよくわかるわけでございます。御遺体の状態が御家族の方にとっても、あるいは御親戚の方にとってもそういうような状況であれば、私どもの施設を利用させていただくということがやっぱり筋ではないかと思っておりますので、年間そういう形がそうたくさんあるというふうには私も思いませんし、そういう形の中では私の判断で休場日を変えることができるという条例にもなっております。ただし、事前に御案内いただかないとなかなか手当てができませんので、友引の日と重なるということは、そういう形で大変難しい折り合いかもしれませんけれども、事前にお話をいただいて、そういった形の中で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 次に、佐藤高次議員。

4番（佐藤高次君） 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

私は、今回通告を2点しております。一つは市街化調整区域におけるまちづくり、一つは弥富市の防犯について、2点を通告しております。

最初に、市街化調整区域のまちづくりということで質問をさせていただきます。

さきの3月の議会の一般質問の答弁の中で、市街化区域の新設・拡大の計画について質問があり、市長から答弁がなされました。市長からは、市街化調整区域の基本的な指標は、新市基本計画の中で土地の有効利用を考え、地元からしっかりと都市計画案を出してもら

いたいとの方向性が示されました。また、優良農地の保全や確保についても、優良農地の保全・確保と農地の産業振興の重要性の認識のもと、市街化づくりが税収の確保という観点から、その必要性があると考え、その計画やプランを市と市民が一緒になって考えていきたいとの考えも示されております。市街化調整区域は、都市計画法上、単に市街化を抑制する地域としてのみ位置づけられており、市街化調整区域の開発は、開発許可制度という個別案件での開発許可によって行われてきております。法改正により地方分権による個性あるまちづくりを目指し、豊かでのびやかな環境、空間、暮らしの実現のため、包括的・全体的土地利用規制として誘導型へとシフトチェンジされ、計画的土地利用手法を導入された規制誘導型へ移行されていております。さらには、市街化調整区域で生活されている住民の皆様にもその暮らしがあり、集落としての歴史や文化を無視することはできません。3月議会での市長の答弁もこのような思いからであったと私は理解しております。

しかし現実には、市街化について住民の皆様と協議していく中で、大きな疑問と不安の中で協議ということになるわけであります。特に、市街化調整区域を外れることで開発可能地と判断されて固定資産税が上がることなど、住民が直面するであろう問題は多数存在しております。市として、市街化調整区域のまちづくりの素案の方針を明確に示し、それなりのシミュレーションやマニュアルを住民に示しもせず、住民の皆さんの意見を、またその案を求めることは酷なことだと考えております。市街化を促進するために行う固定資産税を上げるということも説明をし、これが市として安定した税収確保となり、安定した行政運営につながっていくことを具体的に示すことが住民の皆様の判断材料になるものと考えております。市街化区域の施設・拡大を視野に入れた市街化調整区域内のまちづくりに対する方針、シミュレーション、マニュアル等を作成し、住民の皆様判断材料として配布する考えをお持ちか、お尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 都市計画課長。

都市計画課長（伊藤敏之君） 佐藤高清議員の御質問にお答え申し上げます。

市街化区域の新設・拡大につきましては、昨日の議会で市長が大原議員の御質問にお答えをしたとおりでございます。

市街化調整区域のまちづくりに対する市の方針などの策定につきましては、総合計画、都市計画マスタープランの策定作業の中で並行して検討していきたいと考えております。弥富市の全市域につきましては、都市計画区域として区域区分をされております。市街化調整区域としましては市街化を抑制する区域であります。これを単に抑制する地域としてではなく、他の法令との整合がとれ、必要があれば計画的な整備ができるよう取り組んでいきたいと考えております。市街化調整区域には農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域が定められております。したがって、地区計画を立ち上げるにつきましては非常に

困難であるという認識を持っておりますので、そういう点も判断しましてまちづくりを推進していきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤高清議員。

4番（佐藤高清君） この問題につきましては、きのう大原前議長がまちづくりということで質問されて、非常に難しいという答弁が出ておりました。しかし、3月議会におきましては、副市長が県といろいろ調整する中で弥富市の将来計画、将来の発展性の問題等を踏まえて見直していく必要があると、このような答弁もなされております。また、市街化の中で、平島地区、前ヶ須地区においてまだ極めて農地が残っておるという問題もあるということから、難しいという話が残っております。今まで市街化という問題をしてきておるわけですが、市街化、市街化と言っておれば何となく市街化に近づいていくんじゃないかと、そんなような住民の思いがあると思います。

我々の先代は、昭和30年代、40年代に米づくりということで区画整理、耕地整理をやってまいりました。そのときに2割、3割という減歩を覚悟して、画期的な区画整理を成功させたわけであります。そういった中で40数年がたち、半世紀がたとうとする中で、単に難しいからといって、先人が残した区画整理をそのままにしておいてよいものか疑問に思うわけでございます。また、法の改正によって、環境の変化によって、弥富市も伊勢湾岸道の木曾岬インター、また東名阪の弥富インター、蟹江インター、そこから半径5キロ以内での流通施設の申請に対しては許可を出していくという方針が出ております。県道・国道に面した農地は、もう既に市街化というような意味にとられてきておるわけでございます。今、課長が答弁されたように非常に難しいという問題は、今難しいのか、10年先には何とか、まちづくりとして市街化はできなくても、市民のためにまちづくりをしているという意味なのか、疑問に思うところであります。

市長に質問します。

この問題は、本当に何とかしていただきたい気持ちであるわけです。個々の案件で認可をしておきながら、市街化をつくるというのは非常に困難という問題をどうやって乗り切っていくといいかという市長としての考えをお聞きいたします。よろしくをお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

先ほど都市計画課長の方からお話をさせていただいたように、市街化の問題については大変難しいわけでございます。しかしながら、昨年度、皆さんと一緒に、先人の人たちが弥富市をこういう形で持っていこうと、都市の将来像はこういうキャッチフレーズでいこうということが決まっております。「美しい水と緑 みんなでつくる 交流拠点都市」という形で

ございます。この将来像に向けて私どもは全力投球していかなくやいかんというふうに思うわけでありまして。その形の中で、都市計画マスタープランというものを早急に皆さんの方にたたき台として提案していきたいというふうに思っておるわけでございます。

そして、この市街化の問題についても、その計画プランの中に張りつけて皆さんの方に御提案申し上げていくつもりでございます。一つは、きのうも話をさせていただいたように、場所的な問題とするということよりも、考え方としては、いわゆる人口集中地区であるとか、区画整理事業が進んでいるその隣地であるとか、そういうところをプランの中に入れていきますよと。また、二つ目におきましては、やはり虫食い状態で市が開発されるというのほっておけませんので、大規模開発行為という形の中できちっとした区画整理のもとに産業振興地域をつくってきたいという形で皆さんに御提案申し上げていく。また、飛び地における市街化区域の設定というようなものを考えながら皆さんの方に御提案申し上げていく。これが私どもが考えている都市計画マスタープランでございますので、またそんなふうな形で御提案申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤高清算議員。

4番（佐藤高清算君） 開発行為を人口集中区、また飛び地、大規模開発ということでマスタープランに織り込んでいくということでありまして。我々農民が農地を集約化することにより生産性を上げ、コストを下げ、何とか守るべき農地については守っていくという考えであります。また、具体的に各地区において、圃場を一圃場制度によりプール化していく流れがあります。守るべき農地としては守っていく。また、開発すべき土地としては、今市長の答弁の中にありましたように、今後一、二年の目先の考えでなく、弥富市のまちづくりの中で都市計画マスタープランの中に織り込んでいくことで示されていくと解釈してよろしいわけですか。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えを申し上げます。

農業に対する大事さということも私ども重々承知しております。しかし、新しく土地利用するという時代にもなっていることも事実でございます。そういった形の中でいろいろ農地の問題、あるいは市街化の問題ということにつきまして、一度計画プランを出させていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤高清算議員。

4番（佐藤高清算君） やっぱり議会で市街化、市街化と言いますと、市街化の穴が大きくなったのか、通す糸が細くなったのか、何となく市街化が近づいてくるような感じを受けるわけでございます。開発するのは農地でございます。慎重にリスクをしょうべきなのか、また未来に向かって判断すべきなのか、時期が来ておると思います。また私も地元に戻って、そ

ういう方向で市の方から示されてくるということを報告したいと思っております。市街化区域についての質問はそういう形で閉じさせていただきます。

続きまして、防災について質問をさせていただきます。

防災については、毎回一般質問があって当然だと思っております。弥富市においては海拔ゼロメートル地帯という特有の地形をしております。したがって、一般質問でどのくらいに防災について、災害について、大丈夫か大丈夫かという質問をし続けることが当然と考えております。したがって、弥富市内の至る所に海水面の高さや伊勢湾台風による浸水時の水位を示す標識が掲げられて、水害に対する意識の啓発等に役立っております。しかしながら、伊勢湾台風のような悪夢が再度訪れた場合、人間は自然の脅威に太刀打ちはできません。現在、地震に対する意識が高いこともあって、地震対策には市としても安全対策に力を入れて取り組んでおられます。万が一、堤防が決壊し、弥富市において水害による被害のおそれが発生した場合、現在の退避所として指定されている場所は浸水などには対応できるか、また今後、都市計画の策定において、浸水時において土の見える公園をつくるのが可能か、また退避場所をつくるのが可能か、いろいろ考え方はありますが、海拔ゼロメートル地帯における防災対策として、都市計画の中にこういった浸水時においての土の見える公園をつくっていく考えがあるか、お聞きいたします。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 議員御指摘の海拔ゼロメートル地帯における防災対策ということでございますが、この問題につきましては、私ども市だけで考える問題と、海部全体で考えていかなきゃいかんという形で、ほかの地域と連動しながらこのことを考えていかなきゃいかんというふうに私は常々思っておるわけでございます。地球の温暖化がもたらす異常気象ということが盛んに言われるわけでございます。また、きょうの新聞等にもよりますと、ラニーニャ現象というものが発生しているよというような記事もございます。集中的な豪雨、いわゆる梅雨前線が活発になるというようなことも警告として言われておるわけでございます。そういった形の中で、今、海部郡全体でどう取り組んでいくかということをお話をさせていただきたいと思っております。

海部郡には日光川水系の排水という形の場所が3市6町村で150カ所ございます。弥富市にその排水機能を持っておる場所が22カ所ございます。そして、いわゆる内水位というか、例えば市の中に水がたまって、あるいは町の中に水がたまって、それを日光川に排水していくといった形の中で一斉に行われるわけですね、排水が。そういった中で連絡会議というのが実はございまして、海部事務所がその事務局を担当しているわけでございます。そして、関係市町村がそれに一緒になって考えていこう、組織的な対応をしていこうということがございます。こういった形の中で、さきの東海豪雨のときにも、実はそういう連絡会議がある

にもかかわらず、実際にはうまく組織的には機能しなかったということで、あわや日光川があふれるというような危機的な状況があったわけでございます。どこの市町も自分のところがかわいいもんですから、どんどんどんどん日光川に排水していくわけでございますけれども、そういったことに対して横の連絡会議をとっていこうということが行われております。そして、その水位が、日光川の津島の北側に古瀬というところがあるわけでございますが、ここの水位の観測所によって1メートル60という形の中で予想されると、その3時間前に連絡会議を調整していきたいという形で行われております。そうした形の中で、内水位をもうそれ以上、吐き出してもらっちゃ困ると。もう日光川そのものがオーバーフローしてしまうぞという形で、そうすると私たち弥富市、あるいは飛島というのは非常に危険度が高いわけでございます。やはりゼロメートル地点というのが今は明確に区分されておるわけでございますけれども、平成9年にこれが拡大されております。いわゆる勝幡から美和町、それから甚目寺、蟹江、このラインがゼロメートル地帯でございます。そのうちの約90%がゼロメートルであるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、私ども弥富市だとか飛島というのは下の方に位置しておりますので、上の方からどんどんどんどん水が流れてくるといような状況というものがあるわけでございます。いずれにいたしましても、そういう形の中で連絡会議をとっていこうということが申し合わせとなっております。

それから、日光川の水を伊勢湾の方へ放流するわけでございますけれども、日光川の河口排水機が、地盤沈下の問題であるとか老朽化という形の中で少し改修工事をしていかなきゃいかんということが言われております。実はこれも、私ども、この3市6町村の首長が東京の方へ陳情に参りました。そして、皆さんとともに、県議も含めまして御理解をいただきまして、この予算がつきまして、日光川の河口排水機が改修工事をすることになりました。毎秒100トンの放水が2基あるわけでございますけれども、これをさらにパワーアップしていこうということでございます。そして、できればもう1基設置できるスペースがございますので、日光川の河口に排水機をもう1基つけてほしいということを陳情しているわけでございます。

それからもう一つ、上の方の水を木曽川の方に排水していこうという計画も実は今されておるわけでございます。これは、領内川という川が日光川の支流としてあるわけでございますけれども、ここの尾西の排水事業にそれがあつたわけでございます。ここの機能をパワーアップして、新たに上の方の水を木曽川の方へ排水していこうという事業でございます。これも来年度から供用開始という形になっております。これが、今私ども弥富市を取り巻く外部環境的な排水状態でございます。

避難場所の御指摘でございますけれども、鉄筋コンクリートづくりの2階建て以上ということ避難場所として利用させていただきたいということで、前の市長さん等モイオンタウ

ンの駐車場を利用させていただきたいというお話をさせていただいて、その協定が実を結んでおるわけでございます。そういった形の中の拡大をしていきたいということで、ことしもワイストアの屋上駐車場もそういった形で使わせてさせていただきたいということをお願いしております。また、現在市内にある各スーパー等においても、その協定の申し込みをしているところでございます。

それから、大藤の防災広場といったようなものがないかという御質問かと思えます。私も、こういう防災に対しては、やはり人間の命を守る、財産を守るという観点から、今後は旧十四山地区に1ヵ所、それからまた弥富地区においても計画をしていかなきゃいかんだろうというふうに思っておりますので、これについても前向きに検討していきたいと思っております。

以上が現状の防災対策でございますので、御理解賜りたいと思えます。

もう一つ、つけ加えてさせていただきますけれども、本年度から開始します平成19年、20年度の事業計画の中で同報無線というのがございます。こういったようなネットワークの中でも、防災については皆さんに周知徹底をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤高次議員。

4番（佐藤高次君） 今、市長のお答えによって、弥富市においてもかなり防災に対する意識の向上が高まっております。本当に頼もしい、安心できるような答弁をいただきました。浸水時における土の見える避難場所としては、災害活動の本部とか、また緊急車両、ヘリコプター等の発着場、被災地の仮設テント、または仮設住宅の建設地、救援物資等の保管場と、いろいろ安心につながるものでございますので、ぜひ実現に向けて計画の見直しを早く行っていただきたいと望みます。

また、十四山支所に非常用の飲料水のタンクが設置されました。これについても、あのタンクを見るだけで大きな安心をいただくことができます。ゼロメートル地帯に住む住民として、より一層安全・安心に向けて我々も取り組んでいきたいと思えます。

続きまして、弥富市に最も頼りになる存在が消防団であります。市内各地域の内情に詳しく、実践的な訓練によって防災に対する知識と技術を身につけておられます。しかし近年、弥富市においても団員数が減少し、高齢化の傾向にあります。消防団の運営自体が厳しい状況下にあると認識しております。消防団としての機能がとまってしまえば、不安に思われる住民の方々が多数見えると思えます。今月の広報にも新しい消防団というリーダーの紹介がありました。現在、市においては自主防災組織の結成を呼びかけておられますが、より安心・安全なまちづくりを目指す上において、消防団の重要性を認識し、早期に具体的な団員確保に取り組む必要があると思えます。私個人としては、各分団の統廃合も一つの案だと考

えております。女性の方々による女性ならではの参加、またOB等による特定の活動や役割にのみ限定して参加する機能別団員や分団の導入などもいいのではないかと考えております。また、きのうの質問にもありました平日と休日、昼と夜とでは、弥富市においても人口の構造は当然違ってきております。現在の消防団員の現状は、休日や夜には機能するかもしれませんが、平日の昼間となれば困難であることが想定されます。平日の昼間に災害が発生した場合、市内へ勤務されてみえる方々の協力を求めることにもなるかもしれません。先ほど市長の答弁の中で大手スーパー等の食糧等の提供、また避難場所等の提携などが報告されましたが、市内各事業所へ人員や施設利用への協力依頼も有効な手段だと考えております。市として、消防団員の確保対策についてどのような考えを持っておられるか、質問させていただきます。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

その前に、先月5月16日、楠3丁目の方でいわゆるスクラップ鉄材が延々と30数時間燃えたわけですが、その中におきましても、消防団の活躍を私も目の前で見させていただきまして、大変心強く思う次第でございます。あのときも弥富の消防団が130名、そして飛島の消防団が30名ということで、若い人たちが徹夜をしていただいて消火活動に当たっていただいたわけでございます。本当に頼もしい限りでございます。

今後の消防団のことでございますけれども、現在弥富市は20分団の440名の団員がおります。そういった規模で展開されておるわけでございます。しかしながら、団員の年齢が30歳前後という形で、勤め盛りということがございます。弥富市としても、人口の規模だとか、あるいは財政状況からしても、消防団の数としては多いわけでございます。また、分団数も多いわけでございますけれども、先ほども言いましたように、市外でお勤めになっているということが多いものですから、なかなか昼間が、もしこういう有事の際にはお集まりできにくいという状況がございます。そういった形の中で、本当に佐藤議員の御指摘のように、団員の構成の中でいるんな形で参加していただいて消防活動していただくと。例えばそれが消防団のOBの方であるとか、あるいは女性の方であるとかいう形の中で補完をし合って消防団活動をしていかなきゃいかんわけですが、なかなかその規定だとか、あるいは考え方はわかるんだけどもという形の中で大変難しい問題があると思います。私も合併協議会の中でも、これを3年をめどに考えていこうという形で提案をさせていただいておりますので、本当に皆さんの知恵をかしていただきたいというのが現状でございます。これからも今年度、来年度にかけまして十分な協議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤高清議員。

4番（佐藤高清君） 市長の前向きな答弁に全く感謝しております。

市役所の中で消防団協力事業所表示制度という、このようなパンフレットを私は手に入れたわけでございます。ぜひこういった活動に事業所も協力できるように、市としても取り組んでいただきたいと思うわけでございます。また、消防団の活躍・活動に対して本当に御苦労さまでございますので、今後とも我々も消防に対する理解に努めていきたいと思えます。

これにて質問を終わります。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） ここで1時30分まで休憩いたします。

~~~~~

午前11時55分 休憩

午後1時29分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） では、休憩を閉じ、会議を再開します。

次に伊藤正信議員、お願いします。

10番（伊藤正信君） 10番 伊藤でございます。通告に従いまして順次御質問をいたします。

国道1号線の改修・拡幅についてですけれども、国1というのは国土交通省がおやりになることはわかっていますけれども、道路の設置ということについては、少なくとも今日の社会の中で住環境だとか地域の活性化のために道路そのものも設置されておると思っていますし、それが当然だろうと思っています。しかしながら、その道路が弥富市の中で高齢者、障害者、児童などに障害を犯している状況があるのではないかと。排気だとか騒音公害も、私どもの市場経済の中での大きな役割を持つ道路がそんな状況にあるかと思っています。特に国道1号線は、伊勢湾台風以後、それぞれドラム缶工法などによってかさ上げをされました。そして、道路の平面交差とか、いろんな形で言われる部分とは違って、今の状況というのは少なくとも隆起された部分というふうに解釈したらいいんじゃないかと思っています。

それで、国1について、佐古木地区まで改修がされてきました。その後、十四山地区まで来ました。尾張大橋の改修についても、今まで東海地震などについての対策などを含みながら、平成13年ごろから来年度はやる、15年度はやる、17年度はやるという声が住民の皆さん方に伝わっていたように思います。

それで、今回、私が申し上げたいことは、この工事がどんな状況になっているのかということが一つ。

もう一つ、2点目に、道路改修・拡幅に対して地震対策などの要望意見はあるけれども、私ども市内のそれぞれの生活環境を守るための要望意見が出されているかどうか、このこと

について御回答願いたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

道路に関する件でございます。また、尾張大橋の件でございますけれども、基本的には私も議員と同じでございます。生活環境整備といたしまして、道路の重要性というのは十分認識しているわけでございます。国道1号線の問題に関しましては、拡幅工事が服部整形の方から来ておるわけでございますが、大変申しわけございません。現在は、その以西におきましてはとまっておる状態でございます。また、尾張大橋のかけかえ等につきましても、つい先月も私どもは河川事務所等と協議をしているわけでございます。早く何とかしていただきたいという私どもの住民の要望も伝えさせていただいております。しかしながら、国の予算がなかなか厳しいという答弁でございました。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 今、市長の方から工事はとまっている状況だと。尾張大橋についても、見通しがいい厳しい状況だというお話なんですね。それぞれ国の財政、進行ということについては私どもも一定の理解はできます。けれども、尾張大橋というのは、17年で、もうその寿命を終わるんじゃないかと、こういうことが言われてきまして、伊勢大橋の桑名市は西のたもとまでもう来ていますし、旧長島町も整備はもう済んでいるんですね。

一番問題なのは、国道だけでなく、都市計画と一緒に、ここの沿線住民の皆さん方は、それぞれこの土地をまさに自分がどう使っていくかという、その生活設計すら非常に厳しいところがあるんですね。商売屋さんなんかは移転をしないかと。補償金を当てにしているわけじゃないけれども、今壊したらどれだけなのかと。しかし、ここは通りますよと。用地に係る交渉などが数年長くかかって行われているという状況ですね。そうしますと、この中で本当に今まで国道に対していろんなことを申し上げたかった、国に対して言いたかった、市に対しても言いたかったけれども、その人たちの生活環境は、まさに国道が拡張されるという話が入ったときから長年、それぞれの自分の住環境すら変えることもできない。変えることはできるかもしれん。しかし、そういう今の状況下にあるということ。ですから、正しく市民として、国として、市として情報を伝えていただきたい。そのことが、一つは、そこに住む人たちの生活の基盤の確立になっていく。安心して住めるようになっていく。このことを一つは申し上げておきたい。

二つ目に尾張大橋の関係ですね。尾張大橋は、私だけでなしに、今まで本当に市議会の中でも何人か、伊勢湾台風のような津波が来たときに、あそこの橋が堤防を決壊させていく。そういうためにそれぞれどうあるのかということの中で、あすにでもその橋のかけかえが行われるという期待は、特に橋のたもとの住民の皆さんは大きかったと思います。そのことが

今、不明であるとするなら大変な問題で、そこに住む皆さん方と私どももですが、大変な心配事になります。ですから、少なくとも今市長がお答えになった内容について、一つは情報を公平に伝えていただくこと、もう一つは拡幅・拡充についての意見として、例えば国道が片側2車線になると4車線になるわけですね。そうすると、信号機を渡るときに、車いすで今の現状の中で上り切って、おりて海南病院へ通うという人たちは、まさにきのうの新聞にありましたが、時速100キロのトレーラーが車いすをひっかけて何百メートル走ったというアメリカの話ですけど、そうしたときに今でも車いすの皆さん方、そういう弱者と言われる人たちが非常に困っている。だとするなら、道路設計上におけるところの隧道だとか、立体交差だとか、幾つかのところを最小限度でも要求をして、それぞれの構造的な部分についての、ここに住む市民の立場からそれぞれお話をいただくことをお願いしたいということ。

三つ目ですけれども、今御存じのように、これはちょっと余談になるかもしれませんが、JR東海が2025年からリニアモーターカーを走らせると言いました、ことしですね。リニアモーターカーがどこを走るかということ、関西線の上だということが言われています。これも市長御存じだと思いますが。そうしますと、弥富市の構造的な問題は一体どうなっていくかと。今の国道がそのまま高くなり、交差点があったとし、関西線の上にリニアモーターカーが走ったとする。そうすると、弥富市の都市計画の中における基本的な、構造的な問題はどうなっていくかということなんですよね。今、まちづくりのために市民の意見を聞いて、それぞれ第1次総合計画を立てられる。このことが、今課される市議会と市の行政の問題だと思っています。そうしますと、いろんな形の中で関西線の踏切一つでもそうですが、車いすの方が線路にはまって本当に困っている。朝、交通渋滞ができちゃっている。こんなことも今の現状だと思っています。しかし、今は、現状は現状と認識をしながらも、さらなる弥富市の将来を見据えた第1次総合計画の中にこのことをきっちりと、それぞれ機関にお話をいただけるかどうか、この点についてお伺いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

大変示唆に富んだ御質問でございますので、要領を得ないところがあるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思えます。

先ほども申しましたように、道路というのは生活環境上、本当に大変大事なことでございます。私も、国道1号線の交通渋滞であるとか、あるいは尾張大橋の交通渋滞についてはよく存じ上げております。こういった形の中で住民の要望というか、私どもまちの要望として、これからは各工事、並びに尾張大橋のかけかえ等につきましては陳情申し上げていきたいというふうに思っております。

それから、リニアモーターカーの件でございますけれども、これは少し具体性がまだ見え

ておりません。計画としてもはっきりとしたものがあるわけではございませんので、こういったものが今後はっきりしてきましたら、皆さんとともに論議を重ねまして、しっかりとしたまち計画の中に結びつけていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 再度確認しておきますけれども、それぞれ国土交通省などを含んで十分市民の意見を反映していただきたいと思っています。

リニアモーターカーについては、私はJR出身ですから、5月31日に金子人事部長からいろんな形で聞いたということだけ申し上げておきますけれども、本当にリニアと関西線の問題。関西線は、私どもJRにおった者としても、本当に市民の皆様にも迷惑をかけておると思っています、踏切など。私も何度かそういう話をしましたけれども、実際に、この弥富のまちが埋没するような公共交通のあり方であってはいかんということなどを含んで、英知を出していただいて、さらなる改修をお願いしたいと思います。

では、続いて2点目を質問いたします。循環バスの増強と市民の生活についてでございます。

循環バスについては、弥富町当時、福祉バスと同時に、一つは栄南学区の通学のための支援施策、そして定期便の廃止、三重交通さんの廃止にかわる足の代行という形を通して福祉バスが生まれたわけですけれども、ことしの施政方針の中にも福祉バスと位置づけられましたが、このことについてそれでよろしいか、お伺いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

伊藤正信議員の御解釈で結構だと思います。福祉巡回バスという形の中で私どもは運営させていただいております。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 福祉バスという位置づけは私も承知はしていますが、しかし昨年4月1日、弥富・十四山が合併をいたしました。そうしますと、それぞれ地域交流のコミュニティのバスとしての役割を果たしていると思っています。その中で弥富市におけるバスの運行は、県・国からの地域振興資金が700万と聞いています。これは間違いありませんか。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

議員の解釈で結構かと思えます。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 市長は間違いはないとおっしゃいました。それで、振興資金だとしますと、今のバスの内容、ダイヤを検討しました、私も。私が検討したということ自身にも問

題があるかもしれません。私はなぜ検討したかといいますと、振興資金それぞれの状況からしますと、このダイヤについての検討の経過が聞きたいわけです。どのような対応の仕方、例えばこのバスの運行に関して市長が検討された視点、内容をお答えください。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

運行の趣旨・目的につきましては、市民が市内の公共施設だとか、あるいは市民がいろいろな社会的な事業等に参加するためだとか、あるいは余暇時間を有効に活用するというようなことにこのバスを使用していただきたいと思っておるわけでございます。また、バスの利用者の多くは移動の手段が限られる高齢者でもございますので、こういった形の中で高齢者に社会参加の機会を持っていただきたいということによってこのバスを運用させていただいております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 内容的には、それぞれ市政活性化のためだという理解を私はしました。しかし、このダイヤが引かれた内容というのは、一つは総合福祉センターを基点としてダイヤが引かれているということであります。先ほど質問いたしました、市長からは、どんな形でこのダイヤをまとめたかという話をお伺いできなかった。趣旨・視点は理解できました。私は、今このダイヤを市内全般で見たときに、4両になって、一番問題なのは、昨年、名鉄電車弥富口の駅が廃止されました。これは御存じですね。あわせて、市長の在住される荷之上、五之三の地区のバスは、朝、少なくとも10時9分までに通過をしているんですね。それで、総合福祉センターへ着きますと10時30分なんです。30分で海南病院、市役所へ行きますと11時なんです。このような状況において、お互いに名鉄電車の廃止は反対であったけれども、それぞれ行政面として、地域における皆さんの足をどう確保していくかということからすれば、当然、朝8時半から10時までに市役所なり、病院なりに着けるバスが欲しいわけです。私も、そういうところを見て、このダイヤを検討いたしました。

目的が福祉バスだけだとして、総合福祉センターを基軸にすれば、それぞれ非常に厳しいところもあるかもしれない。しかしながら、8時半に総合福祉センターを出るバスは、9時から総合福祉センターがあるわけで、8時半は必要ないですよ。だとするならば、荷之上、五之三までバスの始発を持っていけば、そのバスは市役所なり、海南病院なり、お使いいただけるわけです。これは参考に担当者にお渡ししました。私は、そのような中で今回のことを内容的にけしからんというんじゃなく、福祉バス増強にかかわる部分として、今後もさらなる機会があれば、ダイヤを拾えばできる。そして、この契約内容を見ても、今の中身をどのように検討されたかということが一つは知りたいというところがあるわけですけど、そこは求めませんが、特に自動車乗務員の乗務員規程と労働基準法とのかかわりと、効率性とのか

かわり合いがあるということですよ。それぞれそういう企業側におけるところの視点も一つは考えてやらないかんでしょうが、しかし、弥富市が出しているバスの有効利用からすれば、私も、ここは総労働時間から、待ち合い時間から、全部拾いました。やれるところはいっぱいあるんですわ、残念だけど。この課の方には失礼かもしれん。

そういうことを含んで私が申し上げたいことは、今、市民が、このバスは無駄じゃないかと一部のところでは言われるでしょう。一部のところではよくやってくれていると。しかし、公平・平等に物を判断していく上においては、バスが、今は振興資金が700万の補助金があると。しかし、国交省が補助をすると、4,000万の支出で1,000万の補助金が出る。これは学校教育の問題も含んで、安全・安心の問題を含みながら国交省が補助する。そういうような補助金、交付金それぞれの違い、趣旨があるわけです。市民から無駄か無駄でないかという議論をされたときに、議員として答えることはできません、どんな形で議論をされたのかと言われると。

だから、少し長くなって申しわけありませんが、質問よりもここはきちっとしていきたいということは、協議会のあり方、バスを運行するに当たってどんな議論をしていくか。その中には、例えば有料であるとするなら国交省の補助金、有料でないとするなら振興資金の活用、それはそれぞれの行政執行者のおやりになることです。しかしながら、その目的と内容によって私どもは議論をしなきゃならない。と同時に、特に北の方面における便宜についても、ダイヤをお渡ししてありますので再度検討していただけるかどうか。もう一つは、それぞれの協議を今後どのような形でおやりになるのか、この2点お伺いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

今回、6月1日の福祉巡回バスのダイヤ改正及び増車に関しましてさまざまな御意見をいただきました。その中で一番多かった御意見というのが、新しいところにバスストップをつくってほしいという中で、一つの自治体に一つというような考え方を強く要望されました。そしてもう一つは、やはり高齢者が使われるという中におきまして、病院を利用したいんだということが大きな声として上がっておりました。私どもは、ダイヤの改正の運行経路につきましては、例えば弥富口の利用が多かった五之三、川平地区におきまして、新田川平公民館の前にバスストップを新たに停車させていただいたわけでございます。そして、御利用いただいているという状況でございます。しかし、6月1日からのダイヤの改正でございます。いろんな形の中で御不便がまだあるかと思えます。こういった中におきまして、しばらく運行させていただきまして、それ以後、また御意見等もございまして、再考していきたいというふうに思っております。その際の協議に際しましては、また皆さんの御意見を伺いながら、また新しいダイヤの改正等も含めまして運行してまいりますので、御理解賜

りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） いろんな形で検討していただくことは結構ですけれども、運行方法、形態をあわせて、協議についての方法、例えばどういう協議をしていくか、内容はわかりましたが、その意見の集約方をちょっとお聞かせください。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

他町村等もバスの運行につきましてはやってみえるわけでございます。私どものすぐ隣の木曾岬等におきましても、ことしの5月からそういった形の中で運行してみえます。そういった御意見も受けながら、やはりそれぞれの自治会の皆さんの御意見をいただきながら協議してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解くださいませ。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 市長は木曾岬ということをおっしゃいましたが、木曾岬はバス協議会というのを設置しておやりになっています。この会長は私の同級生ですので申し上げておきますが、だからということじゃないんです。そういう協議会も参考にさせていただいて、協議会を今後それぞれの中で生かしていただけることを期待して、次の質問に移ります。

続いて、弥富駅南口付近の道路と用水整備の関係でございます。

今日までのいろんな地権者とのかかわりの中で行政側も苦労されて、和解という道筋まで一定の段階で御報告いただき、議会も承認をしてきたところでございます。そのことは私ども議員としては承知をしています。しかしながら、なかなかそれ以降進まないということと同時に、今の駐輪場の整備の問題、朝の交通渋滞、それぞれその地域の皆さん方の期待が少し長いような気がします。今その経過がどうなっているかということをお伺いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

近鉄線の南口付近の整備につきましてでございますが、これは平成4年からスタートしておるわけでございますけれども、現在も継続的に交渉をさせていただいております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 継続交渉だけではちょっと済まされんと思っておりますが、なぜかといえますと、交通事故だとか駐輪場の整備など非常に困っている、住民が。商売をおやりになっている皆さんの家の裏までも入り込んでおると。混雑しているというか、そのことがあるので、少なくとも道路整備できるところからまずやっていただけないか、そのことを質問いたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 道路整備に関しましては、地権者の方が3名ほどおみえになっております。先月からまた再度、それぞれの地権者の方に対して交渉している最中でございますので、もう少し時間の猶予をいただきたいというふうに思っております。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） それ以上お答えがいただけないかもしれませんが、地権者との関係があります。しかしながら、私ども議会議員としても、はいと言って予算、支出について承認をしましたよね。このことは、きちりしておることです。議会も一体何をやっておるのかと、こういう話になってくるわけですね。ですから、それは地権者とのかかわりがあるということを承知しながらも、本当に最大限、通常それぞれ交通渋滞があるとすれば、それを解消する手配だとか、できるところから手をつけていただきたい。とりわけ、特にこの駐輪場の問題は、私どもの市条例でそれぞれの条例が施行されています。しかしながら、その施行自身についてもなかなか住民に行き渡ってない部分がある。そのことを通して、佐古木の駅前も、弥富の南口付近もこんな状況下にあることも御認識いただいて、区切りあるところで皆さん方にこの状況の解消のために協力をしていただけるよう、また市としても指導していただくことを強く要望申し上げておきます。

続きまして、農地・水・環境保全の問題であります。

昨年度、農政課の方からこの国の施策についての説明が地方であったわけです。この農地・水・環境は、基本的にいいますと、日本農業の基本的な19年度以降の農業施策の問題だと私は思っています。特にきょうの新聞でも出ていました。農業の自由化の問題が、今、世界的な課題として、日本の工業の自動車なり、電気産業の自由化とともに、農家の将来のための育成、高齢者とか休耕田の土地利用などを通した農業施策が19年から本格的に始動したわけですね。私がきょうここで伺いたいことは、昨年8月15日から8月20日まで5日間の間に、この組織の確立をといつて会議をやりました。今、何件その内容があるか、お答えください。

議長（宇佐美 肇君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） ただいまの御質問にお答えいたします。

平成19年度におきまして私ども弥富市内でこの事業に取り組む件数でございますが、調整区域で45集落でございます。45集落を14地区に分けて本年度から実施をするものでございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 今日的には14地区というお話をお伺いしました。

当時、会議に私も参加をしておりましたが、市街化区域と農業推進地区とのかかわり合い、

それぞれの組織の面積、その条件、いろんな形で試算をして、18年度に施行する上に立って、19年度以降の弥富市の農家、地区の指定をしていこうという気持ちで農政課はあろうかと思っていますが、ここで問題点となっている問題を一つはお伺いしておきたいと思うんです。

この組織が行う農地・水・環境保全の関係ですね。農地、農道、市道、のり面、これがいわゆる面積割合の中にどんな割合になっていくのか。

もう一つは、今まで歴史的に農家が市道と言われるのり面も草を刈ってきました。しかし、面積割合からいきますと、それがこの組織の枠の中に、農業推進地区と指定地域の中にどうあるのか。個人の管理と組織の管理。国からの直接払いであります、これはあくまで。だから、直接払いだとすると、個人がやるということにはなっていない。この基本的な農業施策が変わっていくということは、今、高齢化という中で70代、私もまだ草刈りはできますが、80代、90代になると草刈りはできないんですよね。そのことを通して、その地域における組織が水と農地と環境のバランスを通した農業施策をどう扱っていくかという課題の中にあると思っています。ですから、私はその辺においても、きょうはいろんな形で市長の答弁を聞いていますと、こっちは総務課、こっちは農政課、こっちは税務課というように、失礼ですがばらばらの状況になっていますね。今度は、この問題を考えますと、それぞれ土木課も関係をする、土地改良も関係をする、農協も関係をする、農業機械銀行も関係をするという状況が今、私は見られると思っています。それで、それぞれ平成19年以降施行されていく中に、今住民の皆さん方はそういう話を、あいまいであるかもしれないけれども、日本農業の変化、4町歩が最低であり、それ以降も集約化をしていこうということ、その中に今の農業施策の変更があるということ。先ほども佐藤議員が言われました農業の市街化区域の問題、農地の問題がありました。集約農業というのは、少なくとも農家が農地をどこで持つかということなんですね。市長も答えてみえましたが、市の集中的な人口の中の市街化問題、あわせて農地の育成の中の安全・安心な食品の問題、そこにどうこれからの19年以降の施策があるかということなんですね。ですから、今この19年から始まった農業施策、そして弥富市の第1次の新しい総合計画が平成21年から、このバランスの開きはあるわけですよ。この2年間を私どもにおけるところの市の助走期間だとすることは、今や待ってられないと私は思っています。ですから、この基本的な農業施策と市街化農地の活用の問題がどうあるかということは今真剣に考えていただきたい。これが一つ。

二つ目には、農地の側面にあります除草剤などを少なくして、化学肥料を少なくして有機栽培としていくと、それにはカウントされた奨励金がつくんです。それも施策の中の一環だと思っています。ですから、弥富市はたまたま、失礼だけど競馬場がありますね。そうすると、有機栽培の循環型農業というものが生まれる可能性があります。そうしますと、化学肥料を使わなくても農業の基本的な安心・安全な食品をどうつくっていくか、肥料をどうつく

っていくかということの中で、弥富市が真剣にそれぞれ循環型農業の立ち上げをしていただいてもいいような気がするわけです。ですから、そのことについて2点、どんな考え方をお持ちか、お答えください。

議長（宇佐美 肇君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） ただいまの御質問の中で農地の活用ということでございます。

この活用につきましては、先ほど質問の中で議員は2年待っておれないということがございます。土地利用計画につきましては、これはただ単なる担当課長の私見でございますが、市長が言っておりますまちづくり委員会、またそれから総合計画との兼ね合い等もございませう。こういったことに連動いたしまして、できれば前倒しでそういった私どもの今後の計画を検討していきたいというふうに個人的には思っております。

それから、有機栽培と申しますか、有機質を活用してと。私どもにはトレーニングセンターがございます。その馬ふん等の活用をということでございますが、この件に関しましては、今現在ある農地の活用において、特に水田が私どもは主体でございますが、こういった活用に関して、先ほど実質的なお話が出ました。これは、農地・水・環境保全向上対策の中で、こういった事業を実施したところにつきまして、なおかつ現在の慣行例、現在の栽培形態から化学肥料だとか化学農薬といったものを5把以上削減するんだと、そういう計画を持たれたところに対して実質的に対応が出てまいります。今現在、先ほど申しましたように14地区でございますが、その中の1地区がモデル的に営農支援という格好でこれを実施しております。こういったものも参考にいたしまして、できればそういった集団的なものの取り扱いの中で今後検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 今、担当の方から話がありました。しかし、これは農業施策の基本でありますね。だから、私は市長にお答えいただきたかったということです。特に循環型農業していく上においては、それぞれ各担当レベルからの立案と同時に、市長の決裁が行政の基本だと思っていますし、施策の提案は市長にあるわけですね。そのことを十分お互いにルールは認識していただきたいなあと、こんなことを思いながら、平成18年の施行と同時に19年度にかかわる農業施策は、今、農水省も最終的な詰めをしていることを私も聞いています。そのことを通して農家の皆さんにきっちりと、この基本的な農業の将来にあるべき姿、弥富市における総合計画とのあり方を通して説明して、これからやっていただきたいことを確認しておきます。

続きまして私の質問であります。議会制民主主義についてお伺いします。

市長は、憲法93条に書かれています議会の設置根拠についての内容は御存じですよ。ち

よっとお伺いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

議会の設置につきまして、憲法93条とは知りませんが、議会そのものに対する設置は伺っております。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 失礼に当たりますが非常に残念だということを申し上げ、議会制ということになりますと議会の根拠ということになるわけですね。議会の根拠というのは、主権在民主義なんですね。市長は朝から、きのうも答弁の中で、住民の意を反映しながら行政をしていくと、この基本をおっしゃっていますから、議会制民主主義について私は一つは理解ができます。しかしながら、理解ができないところが一つあるんですね。

まことに残念なんですけれども市長に質問をしたいことは、私どもは5月1日に市長に面会にお邪魔しました。区長代表として6名ほどで、市長室の隣の部屋へ参りました。市長は私に対して、あなたは議会で反対をされたからこの部屋から出ていってくださいと、こういうお話がありました。このことがあったかなかったかということを私はここで求めるべきか求めないべきかということですが、ある人に聞きますと、私は言っていないと言っています。しかし、水野議員と私は現実にそのことに対面して帰りました、はっきり言って。ですから私は、少なくとも議会制民主主義とは一体何なのかと。私どもも住民の選挙で選ばれました。市長も選ばれたはずですが、だとするならば、議会制民主主義というものについてきっちりとお互いの認識をして、私もそうですけれども、市長もその内容を今後の課題としてどうされるか。私は私自身として、水野議員は水野議員として、それぞれ受けとめた課題は持っていますとだけ申し上げて、市長の今後の取り扱い方について、私ども住民と議会の信頼関係についてお答えを願いたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

議会制民主主義とはという形の中ではございますが、これは民主主義における政治制度の一つでございまして、選挙によって代表者を選出し、みずからの権力の行使をその代表者に信託することで間接的に政治に参加し、その意思を反映させる政治制度であります。現在、ほとんどの国がこの間接制民主主義で成り立っているわけでございます。また、私市長といたしましては、この議会制民主主義を尊重し、市民の皆様の願い、市民の代表である議員の皆様からいろんなことをお聞きしながら市政に反映をし、実現をしていくことが私の責務と考え、市民本位の行政運営を目指し、今後もまちづくりに邁進してまいります。

5月1日の件におきましては、私自身が素直な気持ちで皆から学ぶという姿勢に欠け、御

迷惑をおかけいたしました。この場をかりて陳謝申し上げます。しかしながら、当事者間のさまざまな約束において、当事者間の事情等も配慮していただくということは大切ではないかと思っておりますので、今後の運営の中に生かしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 市長自身が、それぞれその立場を通して今お話がありました。しかし、このことが大切だから、このことは当事者間の問題だとかいうお話を聞きました。私は、残念だけれども、当事者間はそれ以降は実際に何にもなっていませんので、当事者間という言葉についてはちょっと意味が不明だと思っています。しかし、市長がこれから議会を尊重し、住民を大切に、だれとも平等にそれぞれの対応をしていくという言葉と、陳謝ということがありました。私は、少なくとも最高学府を出られた市長であるから、うそはないということを感じて私の質問を終わります。

議長（宇佐美 肇君） ここで休憩をいたします。2時25分に再開します。

~~~~~

午後2時15分 休憩

午後2時25分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） 休憩を閉じて会議を再開します。

次に立松新治議員、よろしくお願ひします。

5番（立松新治君） 5番 立松新治、通告に従い質問させていただきます。

最初に、交通指導員について市長に伺います。

地域の交通安全のため、市長の委嘱により、交通事故ゼロの日が毎月10日、20日、30日、そして交通安全啓発運動が春・夏・秋、そして年末の交通安全週間と、そして市や地域コミュニティからの要請があるとき、ボランティア精神にのっとり、地域防災、地域交通安全、児童の通学指導と、年間50回以上の出勤で頑張っていると思っています。委嘱されている指導委員会をどう考えられておりますか、市長に伺います。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 立松議員にお答え申し上げます。

愛知県の交通事故は、ことしも今のところ、大変残念なんですけれども、大阪府に続きましてワースト2という形でございます。しかしながら、蟹江警察署管内におきましては交通事故も事故死も減っておるというふうに聞いておりますし、特にまた弥富の市内におきましては、きょう現在、交通事故の死亡者は1名という形でございます。昨年は累計で5名ございましたけれども、現在1名という形の中で、これも非常に少なくなってきたわけでご

ざいます。

また、交通指導員の皆様につきましては、本当にボランティア精神で交通指導等に御尽力をいただいております。ただただ感謝するわけでございます。本市におきましても交通秩序の確立及び交通安全の推進を図るため、今後とも引き続き御協力くださいますよう、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 立松新治議員。

5番（立松新治君） ボランティア精神にのっとり、地域のために頑張っているという市長さんからの返答がありました。

そこで、担当部課長に伺います。年間50回を超える出勤件数の中、少しでも市民のためになればと頑張っている中、防災訓練等にも率先して出勤され、本当に市民とともにある組織の代表といってもよいのではないのでしょうか。交通事故ゼロの日には、児童の交通指導に朝7時ごろより9時ごろまで通学指導に当たっていただいた後には、きょうの報告とか次の打ち合わせ等々休憩されると聞いていますが、不便のないようにと思ひまして、指導委員会に対して今までの予算と今後の考え方、そして現状をお聞かせください。

また、交通指導委員会も昭和55年12月に施行され、30年近くもたっていると思ひますが、制服も見直しを考えられていますか。古い制服の方も見えると思ひますが、弥富市となり、新生弥富として心機一転、制服も調べていただきたく思ひます。どうでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それではお答えいたします。

まず、交通指導員関係の予算でございますけれども、予算書上では200万円でございます。市の交通指導委員会に補助金としまして、年間1人当たり4万円の補助ということでさせてもらっております。2年前までにつきましては、旧弥富町時代ですけれども、1人当たり5万円ということでございます。現在、会員数は49名ございまして、196万ということになるかと思ひます。活動回数等につきましても、立松議員の方から50回程度ということでございますけれども、会長さんとか班長さん、役職等いろいろ異なるわけでございますけれども、大体年間50回程度ということでございます。

あと制服関係についてでございますけれども、現状は3種類の制服を貸与しているということでございます。夏服につきましては半そでの上着のみ、それから合い服で長そでの上着ということでございます。あと冬服の上下ということで、その他帽子とかヘルメット、ベルト、手袋、その他交通指導員用の用具一式ということでございます。毀損とか汚損物については、指導員さんの方からお話があれば、その都度交換させてもらっております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 立松新治議員。

5番（立松新治君） 担当課長の方からその都度制服をかえていくという話がありますが、現実、指導員さんを見ていると、足のすり減ったところなどいろいろ見当たります。本当に誠心誠意、地域のために一生懸命やっていただいております。そんな中で、指導員の方々からそれぞれに一遍制服についてお伺いをしたらどうでしょうか、お尋ねします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

先ほど制服の話は担当課長の方から申しあげましたけれども、この制服が昭和55年12月に作成されているというふうに聞き及んでおります。先ほど議員の方の話もございましたように、新市が誕生してもう2年目になるわけでございます。そういった意味におきまして、それぞれ夏服とか合い服、冬服とございますけれども、今回、通常の制服に関して新調していきたいというふうに思っております。これは1着が大体5万円するわけでございますが、現在50名の方に交通指導員を担当していただいております。そういった形の中での財政的な負担もございますけれども、今後もボランティア精神にのっとり交通指導をしていただくという感謝に対して私どもは少しでも報いていかなきゃいかんという気持ちで新しく制服をつくらせていただきます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 立松新治議員。

5番（立松新治君） 市長の方から新調していただけるというお言葉をいただきました。

本当に古い人は30年近く通っているわけです。そんな中で少し予算の方も考えていただくとうりありがたいなあと。私も10年やらせていただきました。この中にも見えると思いますが、休憩等々のときは少し会費を出してコーヒー代を補っていた状態です。本当に研修会等々もいっぱい、いざというときの研修も余りされてないように思いますが、これからも交通指導員様に敬意を払って、次の質問とさせていただきます。

CO<sub>2</sub>対策ということで市長に伺います。

平成19年1月の気象庁発表では、15地点で過去最高の平均気温が観測されました。日本周辺の海域の平均海面水温は過去100年で1.6度から0.7度上昇しており、一部地域を除き、世界平均の最大3倍のペースで上がっていることがこの5月15日に気象庁の観測でわかった。これはエルニーニョ現象などの原因とされていますが、この2月には米英などの国際チームがアメリカ科学誌「サイエンス」に、大気中のCO<sub>2</sub>濃度と海面上昇が高い値で推移していることがわかった。人工衛星による観測で年間3.3ミリ海面上昇していると。その原因は、気温上昇による水の膨張と南極・グリーンランド等の氷床の融解が急速に進んでいる。この10年間で3.3センチ、日本人の平均寿命の間には約30センチもの水位が上昇してしまいます。そのために地球温暖化、また熱帯化と言われる方もありますが、地球温暖化抑止が急務だと思いますが、この地域は海拔マイナス1.5から3.5と、そんな地帯で、率先して対策を講じ、

しかも全国へアピールすべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） CO<sub>2</sub>対策についてお答え申し上げます。

議員も御承知のとおり、つい先日終わりましたG8サミットにおきまして、2050年までにCO<sub>2</sub>を半分まで削減していくという形で、世界的な取り組みの運動になってまいりました。そういった中で私ども市民一人一人も、こういったことに対して自分たちができることから、今からやっていかなきゃいかんというふうに思うわけでございます。そういった形の中で、この重要性については十分認識しております。

また、農地の問題とか、いろんな問題につきましては担当課長の方から答弁させていただきます。

議長（宇佐美 肇君） 立松新治議員。

5番（立松新治君） CO<sub>2</sub>抑制の一つとなるように、その方法の一つとして担当部課長に伺います。

今年度、農地・水・環境保全向上対策が積極的に進められておりますが、現在、先進国中最低水準にある食糧自給率40%、また参考に、アメリカ128%、ドイツ84%、イギリス70%と高い自給率を保っています。また、日本でも40年ぐらい前では60%ありました。そんな中で、農地を守るためにもいろんな方法があると思いますが、その一つとして、バイオエタノール燃料の振興、現在は原料高騰なる問題がありますが、基本的な問題として耕作放棄地の削減、そして多面的機能を発揮しながら地域温暖化防止の一助になるとは思います。現在のあり方を聞かせてください。

また、今すぐ役立つことで、白熱球から蛍光灯への切りかえ、50から60ワットの白熱球を10ワットの蛍光灯に変えることにより5分の1に消費電力も削減できると思われ、CO<sub>2</sub>対策の一つとして進めることも地域防災の予防施策と思いますが、どうでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） 立松議員の方からCO<sub>2</sub>対策にもたれた、農地等の多面的機能を発揮しながら地球温暖化防止の一助になるのではないかとといった中での作物等のことだと思っておりますが、先ほど冒頭に市長もお話ございましたように、これにつきましては、京都議定書にもたれまして、愛知県では平成17年1月に策定をいたしました愛知地球温暖化防止戦略の重要施策の一つと位置づけておるわけでございます。

そうした中で、バイオ燃料の拡大を掲げております。この中でE3ガソリンやBDF等の導入の拡大を図ることとしております。こういったことを受けまして、農業面でも水田の耕作放棄地、または休耕となっておるものが愛知県下で約5万ヘクタールほどあるそうでございます。こういったのを有効活用して、バイオエタノール用の燃料になる米の生産を検討

したらどうかということが提示されました。こういったことを受けまして、これは愛知県水田農業構造改革事業推進協議会、これは米の需給調整等の中心になっておるところでございますが、ここが中心となりまして本年度より研究チームを立ち上げたということでございます。そうした中で、水田を活用したバイオエタノール生産に向けての情報収集や、エタノール原料米の試験栽培といったことを試験場、または現地において実施をしていきたいということで、米の品種の調査や低コスト生産技術の開発等を実施しておるということでございます。これを受けまして、当弥富市におきましても本年度、30アールの水田でバイオエタノール用玄米「はばたき」の試験圃場を実施しております。こういったものをもとに、今後バイオ燃料の生産、またはコスト面の問題だとかいろいろございますが、こういう結果を見きわめて、少しでも農地の有効活用を図っていくように努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 環境課長。

環境課長（久野一美君） それでは、白熱灯ではなく蛍光灯の普及をという議員の御質問でございます。

蛍光灯は、先ほど議員からお話ございましたように、白熱灯の4分の1から5分の1程度のワット数で同じ明るさが得られるということで、エネルギー使用が非常に節約され、地球温暖化防止の効果が非常に期待されるということから、ヨーロッパ諸国、カナダ、オーストラリアでは数年先には白熱灯の販売を中止したらどうかというような話も出ているというふうに今情報を得ております。これは先般、6月4日の中日新聞だと思えますけれども、政府の全面広告でも安倍首相が蛍光灯の勧めといった広告が出ておりました。これは、一言で言えば、化石燃料の消費を極力少なくするという、最も地球温暖化の原因とされておる化石燃料の節約のことでございます。これにつきましては、アイドリングストップだとか冷暖房の温度調整、太陽光、風力発電といったものと並び、身近にできる地球温暖化対策の一つでございますので、今後、弥富市としても機会があるごとに広報、あるいは子供たちの環境教育の中で普及を図っていきたいと思います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 立松新治議員。

5番（立松新治君） バイオエタノール燃料の振興ということで、米に限らず、いろんな材料が使えます。そんな中で引き続き研究していただきたいと。私も農業に携わる一人として、米が今田んぼには植わっております。本当に、さあというときに米を自分でできる人があるのでしょうか。私も昔、ふるへ一緒にみみを入れて、いった覚えがあります。今は機械も金がかかり、米も安くなり、そんな中で今実際に農地を守っているのはオペレーターの方々が中心であります。そんな中で、農地を守るという中で機械化人口等々の米をつくっていただく人が地域を守る一つではないかと思えます。引き続き御指導をお願いいたします。

それから、今、環境課長さんの方から随時進めていくという言葉がありました。弥富として、ゼロメートル地帯として、防災予防として、前向きに対応されると伺いました。一層進められることを望んで、次の質問に移ります。

鍋田地域の防災と鍋田発展のための筏川右岸堤整備について伺います。

今、伊勢湾の海岸堤防の高潮対策、耐震性の整備状況は65%。東京湾62%、大阪湾90%に比べ、伊勢湾台風直後に整備された堤防があるのが要因と、平成17年10月13日、高潮対策検討会で結果が示されました。その中で特に心配されるのが、川の逆流を防ぐ水門などの保全施設の耐震化率、大阪湾岸では100%、東京湾では32%、何と伊勢湾岸は5%です。そんな中で、今、日光川樋門については国の採択がされたとお伺いしました。この筏川樋門は、護岸補修工事が平成18年10月から平成19年に行われておりますが、その対応をお聞かせください。

また、筏川にかかっている橋は、樋門も含め大小17の橋がかかっております。新しい橋は平成14年11月に竣工された日の出橋、そして昭和6年7月竣工の1号線にかかる祥雲橋まで新旧ありますが、その管理、整備、中には特別な橋とか、通告制の問題があるのではと思う橋もあると思われませんが、その管理をお聞かせください。

そして、筏川右岸堤についても続いてお伺いします。写真を見てもらいながらお話しさせていただきます。

右岸堤のほとんどが、左岸堤と比べ見劣っているのではと思います。こんな状態です。矢板が打って、土盛りであります。あとは草が多く、火災についてもこんなような状態で、整備されておられません。草が多くて火災の心配な場所も多くあります。また、漏水ではと思われるような箇所もあります。右岸堤の下にはごみがたくさん捨てられている場所も見受けられます。また、このように管理もできにくい堤も多く、液状化現象対策は全線行われていると聞きますが、現況の中で、心配がある中で、右岸堤を防災道路として整備することが防災として地域経済にも非常に有効だと思っておりますが、愛知県下の直下型地震が東海地震のときには震度6弱以上と、尾張西部で大きな被害になると愛知県防災会議で平成16年に発表されております。地元住民6,714人、鍋田・栄南を合わせた人数です。その生命・財産と、この整備された食糧生産地を守るためにも、災害時には市へも岐阜方面からの支援は津島で、静岡方面からは名古屋で、大阪方面からの支援は桑名でとまり、支援の穴場ではないかと思う地域と認識していただき、被害予防施策が最もよい方法と思ひ、現状の調査をお願いしたいと思います。栄南・大藤地区の生命・財産・食糧のためにも前向きな答弁をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

弥富市南部におけるさらなる発展のためにという立松議員の熱い思いを聞かせていただき

ました。私自身もかねてから申し上げておりますように、弥富市の歴史的な重みを保全していく、あるいは個人、あるいはコミュニティの財産を大事に守っていくということは行政の大きな仕事ではないかというふうに思っております。皆さんの御意見もこれから拝聴してまいりたいというふうに思っております。

平成14年に東海地震の防災強化地域にこの弥富市は指定されたわけでございます。地域防災計画の全面的な見直し、あるいは公共施設等の耐震化対策ということを進めておるわけでございます。今後も、こういった形の中で順次進めてまいります。

また、国・県の橋梁の耐震対策ということにつきましても実施をさせていただいております。市といたしましても、今年度には筏大橋、そして海南橋の二つの橋におきまして耐震対策を行います。残りの橋梁につきましても調査を行い、計画的に耐震対策を進めてまいりたいというふうに思っております。御理解賜りたいと思います。

また、議員御指摘の筏川の右岸堤の問題でございますが、この右岸堤におきましては、私も担当から10年来の課題であるということを知っております。そういった形の中で、中山地内から鍋田大橋までのこの区間をどうしていくかという中で職員とも検討しなさいかんわけでございますが、基本的な補助整備という形に絡めて弥富市の道路整備の計画の中にこれから盛り込んでいかなさいかんというふうに思っておる次第でございます。

最後に、鍋田地域の農業の振興でございますが、先ほども言いましたように大事な財産でございますので、さらなる堤防の補強、あるいは樋門・水門という形につきましてしっかりと見直しをしていきたい。私も、大きな排水機のあるところは全部この目で見させていただきました。鍋田川排水機において少し問題があるという中でこれからも修理をしていくわけでございますが、排水機、あるいは水門ということにつきましては、午前中も話もしましたように大変お金がかかります。そういった中で一つ一つ見直しをしていかなさいかんなあと思っております。大変老朽化が進んでいるという排水機もございまして、早急な問題であるわけでございます。いずれにいたしましても、こういったような現在策定中のことを総合計画の中に、あるいは都市計画マスタープランの中に織り込みながら皆さんとともに考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく御願い申し上げます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 立松新治議員。

5番（立松新治君） 今市長の方から鍋田川の排水機ということをおっしゃいましたが、私の言っているのは筏川であります。お間違いないように、お願いします。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 筏川の排水機も見させていただきました。そして、鍋田川の排水機が老朽化が進んでいるという中で類例として出させていただいたわけでございますので、お問

違えないようにお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 立松新治議員。

5番（立松新治君） 計画の中に筏川右岸も入れていただけると前向きな答弁をいただきました。

本当に船の底に住んでいる我々鍋田地域の住民としましては、いち早く筏川右岸を整備されて、私たちが安心して服部市長を支えられるようお願いして、きょうは終わります。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） 次に村井邦彦議員、お願いします。

7番（村井邦彦君） 7番議員 村井邦彦です。通告に従いまして三つお尋ねいたします。

話が今までの話とはちょっと変わると思いますが、一生懸命しゃべりたいと思います。

まず、結構どなた様もみんな愛というのは持っていると思います。でも、ずうっときのうから聞いていますけど、「愛」という言葉が一度も出てきません。これはなぜでしょうね。そういう意味で、私は愛で座っていますから、その辺を一遍聞いていただきたいなあ。私がここで市長さんの対しての愛の告白をしますので、しっかりと聞いていただきたいなあ。

私は、愛知県は「愛」と「知恵」というふうに理解しております。それから、愛というのは農業から私は学びました。愛から生まれて愛で育つというようなことを思い、この弥富市という世界に私は市会議員として、合併して弥富市という大きな市になって、この市会議員としての役目は、ここを大好きなまちにしなければいけないというところがあるのではないかなあと。この「大好き」というところが発展するのではないかなあと。育つというのかな。だから、市長さんは、まず愛があるのかなあというのを一遍聞いちゃおうかなあと。時間が長くなると皆さん飽きますから、一挙に愛を三つやっていきたいと思います。

まず、市民に対して愛をどういうふうに感じていますか。それから、職員に対して愛をどういうふうに感じていますか。それから市会議員、我々に対して愛をどういうふうに感じていますか。この三つをまずお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 大変御高説を拝聴いたしまして、ありがとうございます。

答えになるか、大変難しい問題でございますのでお許しをいただきたいわけでございますけれども、まず最初に市民との愛という形でございますけれども、もちろんそれは感じさせていただいておりますし、また市民の皆様が私どもの仕事、職員の仕事に対してよくやっているという中で、またそれに対する御理解もいただきたい。その愛のキャッチボールみたいなものを行政はやっていかなきゃいかんのではないかなあと思っております。いろんなことの取り組みが推進されていくということがまず重要ではないかというふうに市民との愛は感

じております。

また、職員に対しての愛でございますが、いろんな問題がそれぞれ各課各部で仕事があるわけでございます。山積みする課題を具体的に実現していく、それが職員の仕事でもございます。私も含めて全員が一致協力し合って仕事を進めていくというところに愛を感じております。

また、職員に対してはきのうもお話ししましたように、自己を高めていただきたい、自己啓発にいそんでいただきたいという中においても私の思いを伝えさせていただいておるわけでございます。

最後の議員との愛ということでございますが、やはり行政と議会という形の中でさらに市民から信頼されて、市民の幸せや地域の発展のためにお互いが会議の場において議論を尽くし、市民のために財政運営、行政運営をやっていくというところに議員との愛を感じながらやっていかなきゃいかんというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 村井邦彦議員。

7番（村井邦彦君） ありがとうございます。愛があることがわかりました。

愛というのは、与え過ぎてもちょっとまずいところがあると思います。そこで、本当の愛は市民との愛で、ただ与えていくんじゃないで、市民に愛されていくという意味ではフィフティ・フィフティ、50%ずつというか、私は夫婦の間でも50%を超えてはいけないと、こういう発想を持っております。やっぱり相手に自由というのを与えなきゃいけないし、自分も自由を50%は持っていなきゃいけない。そういうことで、市民に対しても自己責任というものもこれからちょっと考えないといけないんじゃないかなあと。本当の愛は、自己責任が持てるような指導をしていかなければいけないんじゃないかと思っております。そういうことで、愛だけじゃなくて、責任ある行動をおのおのっていただくという意味で、市長さんから、市民の自己責任に対してはどういうふうに考えられておるのか、職員に関しての自己責任はどうであるか、議員に対して自己責任はどういうふうに持ってもらうのがいいのか、その辺の考えがありましたらお聞きしたい。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答えになるかよくわかりませんが、村井議員、許していただきたいと思っております。

市民の自己責任ということでございますが、私は、社会生活を営んでいくためには、やはりルール、規律、そういうものがあるんじゃないかなあというふうに思うわけでございます。そういったことを最大限遵守していかないと、おのおのが勝手な方向に走っていたのでは市民の自己責任を果たせないんじゃないかと思うわけでございます。

また、職員の自己責任という形につきましては、先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、まず自分の与えられた仕事をしっかりやっていく。そして、行政マンとして恥ずかしくない答えを出していく。そして、住民サービスを含めた行政の直接的な仕事の間として、しっかりとした仕事をしていくということが自己責任につながっていくと思います。それと同時に、より自分を高めていくということがさらに自己責任を大きくしていくものではないかなあというふうに思うわけでございます。

それから、最後の議員さんにおける自己責任ということでございますが、これは私がとやかく言うことではございませんので、また考えていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 村井邦彦議員。

7番（村井邦彦君） どうもありがとうございます。議員は自分で自己責任を持つということです。

では、次に農業と食育というところでお話をしたいと思います。

農業は、私は生命産業だと思っています。野菜とか米をつくって結構農業と言っているみたいですけど、しかし人間を育てているのは、農業があってみんな生きているわけです。そういう意味で、食育という世界の中に、我々は子供たちの給食に関してあんまり生野菜を食べていないというのを聞いていますけど、一つ伺いますが、給食で本当に新鮮な生野菜を食べさせておるのかおらんのかをちょっとお尋ねしたいんですが、その辺はどうでしょうか、よろしくお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） 給食に生野菜を食べさせているかどうかという御質問でございますが、1996年にO-157による食中毒事故がございまして、それ以後、生野菜につきましては学校給食に提供はしておりません。新鮮な生野菜というのは子供たちの食欲をそそるものでございますので、できるだけ野菜のおいしさを味わえるように煮物や揚げ物、それから焼き物などの調理法を工夫して提供しております。今後も学校給食を通しまして、子供たちが健康によい多くの野菜を食べられるようにしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 村井邦彦議員。

7番（村井邦彦君） ちょっと質問の内容が、私も上がりまして飛んじゃったんですけど、食育という世界で生野菜を食べさせないところは食育にならないんじゃないかなあと。安全安全というけれども、一番大切な子供のときの免疫力をつけていくというときに生野菜というのは非常に重要なところがあるような気がします。これはO-157というものがあって、それで中止ということですけども、もうちょっとその辺も、O-157というのがないの

に食べさせないというところにちょっと問題があるのではないかなあと。その辺をもうちょっと、弥富の子供たちにはもっと食育という意味で新鮮な野菜を、しかもそういう菌の検査もして、生野菜を0-157だけならば食べさせることができないだろうかということを考えていますけど、その辺を将来的にどうでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） 御質問にお答えします。

学校教育の中でも食育、それから命の大切さを教えていくというのは本当に大切なことだと思っております。生野菜につきましては今お答えさせていただいたとおりでございますが、生野菜をとって食中毒等のことを考えますと大変大きい影響が出ますので、できましたら家庭の朝と夜の食事の方で生野菜をとっていただくということをお願いしたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 村井邦彦議員。

7番（村井邦彦君） どうもありがとうございました。

立場上、非常に無理なことを私は言っているみたいですけど、家庭で生野菜をどんどん食べてもらうように指導していただきたいなあと。特に食育の中で一番大切なのは、給食だけの世界じゃなくて、お母さんがつくった弁当というか、そういうものが月に1回とか、それが本当にお母さんからスタートしていくというか、植物でいうと根っこの部分ですけど、そういうところが何かあってもいいんじゃないかと思っておりますが、そういうお母さんがつくった弁当を食べる給食というのはないんでしょうか。弁当を持ってくるような企画は一度もないんですか。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） 通常の学校の中ではございませんが、例えば遠足なり、それから運動会なり、そういう行事のときは家庭の方でつくっていただいたお弁当を食べていただいておりますが、今言ったように、通常の学校の中では学校給食ということで、弁当というのは考えておりません。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 村井邦彦議員。

7番（村井邦彦君） なかなか一般質問は難しいですね。どうもすみません、ありがとうございます。

弁当は遠足と運動会、それはそうだなあと思いましたけど、何か給食を一遍ぐらいやめてという感じで、昔は我々は弁当を持って行って、卵巻きばかりだったんですけど、そういうのが非常に楽しかったというか、それが非常に愛を感じるし、勉強になったかなあと。それが教育じゃないかなあと思いました質問させていただきました。

それから、農業は、さっき言ったように生命産業という世界と、それから農業を発展させ

るためにはやっぱり視点を変えていかないといけないんじゃないかなあと。高度生産システムとか、我々は水耕栽培というのをやっています、何からこの水耕を発見したかという、伊勢湾台風があって、浮き草という草がありまして、その浮き草を見て、根っこが全部見えるわけですね。だから、浮き草から、私は植物は水で育つということを発見したわけですね。それで、その根を見たときに、根というものがすべての命を育てておるなあと、こんなようなことを思いまして、根のある教育というのは学校でやられているのかと。そういう意味で、教育というと、どちらかというと知識ばかりがあるわけですね。どちらかというとマニュアルどおりですから。それに対して農業は知恵ということで、きのうも何か答弁の中で畑をつくって少しやっているというところがありますけど、この辺のところももっと積極的に、給食に食べるぐらいたくさん教育の場面でやったら、これが本当の食育という世界にもつながっていくんじゃないかなあとというふうに考えますが、その辺をよろしくお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） 御質問にお答えさせていただきます。

各学校で取り組みとしましては、総合学習等も使ったりはしておりますが、お米づくりとか、それから野菜づくり、実習田等がございますので、そういう学習はしております。1校を例にとってみますと、お米づくりをしておるところではもち米でもちつきをして、地域の方々を含めておもちを食べる、そういう会を催したり、それからサツマイモをつくっている学校につきましては、サツマイモを給食の一つの献立の中に入れて提供したりとか、そういうことをしております。特に農業が持つ教育的機能というのが今注目を浴びておると思います。特に学童時において食や農について学んで農作業体験をするということは、子供たちの人格形成に大きな影響を及ぼすと思っておりますので、そういう実習田等を使って今後も野菜・米づくり等をしていきたいと思っております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 村井邦彦議員。

7番（村井邦彦君） 結構しっかり教育の中で農業をやっておってもらいますので、非常にこの弥富市は子供たちが立派になるなあとというふうに感じました。ありがとうございます。

もう一つ私が考えておるのは、教育というのは楽しい教育が必要と思ひまして一つ考えたのがありまして、御披露申し上げます。

まず、顔が畑ということをちょっと皆さんに知ってほしいと思います。何で畑かといったら、手ではたくと「畑」と、こうなるわけですね。そうすると、痛いもんですから「芽」が出ると。芽が出たら、眼鏡をかけて「根」が出ると。痛いもんで「葉」も出ると。それから、「花」が咲くと。「実」がなると。こんなのをちょっと子供に教えてやってもらうとどうかなあと。子供って、やっぱりそういうユーモアが欲しいんですね。議会を吉本興業にしようとは思っていませんけれども、弥富市を明るく楽しくというイメージ、教育の中に愛があっ

て、教育という価値が、生命が本物でないとおかしいんじゃないかなあと。そこで、さっき言ったように教育は知識であると。それから、農業というのは知恵であると。そして、文化はカルチャーとって、発展していかないといけないんじゃないかと。成長するという意味で、子供たちの未来というのが非常に重要ということで、本物の教育をしてほしいという願いで質問させていただきました。ありがとうございます。

それでは、あとは最後の話ですが、弥富市のニュー文化とコラボレーション。

昔、「土農工商」という言葉がありましたけれども、私は、土農工商という字を市民の「市」、脳みその「脳」、工は交流の「交」、商は「笑う」と。やっぱり市民が1番で、知恵が2番で、コミュニケーションをして笑いましょうというか、何かまちをどんどん明るくしたいなあと。こんなにすばらしいまちはないというイメージをつくりたい。こんなことを考えていますけれども、これは市長さんにお伺いします。

農工商と、商工は商工であるんですけど、農業は農業であると。でも、もう全部の話をコラボレーションした方がまちおこしにはいいんじゃないかなあと思いましたが、市長さんはこういう言葉はいかがでしょうか、お願いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 「市脳交笑」というのは、こういう字もあるのかと思うわけでございますけれども、いずれにいたしましても、まちづくりのためには、今お話をいただいたように、市民の一人一人が安心・安全という形のまちづくりをしていかなきゃいかんわけでございます。再三繰り返し私もこの場でお話をさせていただいているとおりでございまして、市民との対話の中からしっかりとしたまちづくりを皆さんとともにしていくという姿勢には変わりませんので、「市脳交笑」という意味合いにおきましても結構かと思っておりますので、そんなふうに理解しております。

議長（宇佐美 肇君） 村井邦彦議員。

7番（村井邦彦君） どうもありがとうございます。

何か楽しくやりたいなあとというのが願いで、でこういう言葉をつくってみました。

それから、きょうも食事に行くときにテレビで弥富の中学生が東京の方におりまして、みのもんたさんの「おもいっきりテレビ」というので今放送されておりました。中学生が生き生きと弥富のPRをしておりました。宇宙ゴイが宇宙へ行って宇宙酔いをしたとか、弥富のすばらしさで、その後はディズニーランドへ行くとおっしゃってまして、中学生が弥富市を大きくPRしておりましたので、褒めておいてください。

そこで我々は、やっぱり弥富というと金魚、文鳥とか、万博からオランダのチューリップというか、私もオランダへよく行っておりましたので、ちょうどよく似ているんですね、弥富と。そんなようなことから、世界一の家具屋さんオランダから来ていますので、きちっと

姉妹提携されて、チューリップと金魚のコラボレーションを起こしていくような、一遍ちょっと展示させてもらいましたけど、そういうような世界をつくったらどうかなあと。

金魚という世界は観賞というか、もともと三輪さんに僕は尋ねただけど、これは金魚じゃないじゃないか、赤いじゃないかといったら、昔、金魚は金よりも高かったと、こういう話をされまして、ああなるほどなあと。だから金魚かと。そういう意味で、観賞的に見られているけど、私は、これから自分の命は自分で守らないかんという意味で、各家庭で金魚を飼うことによって、水道水の水をそこに入れることによって危険を察知するというか、そういうような意味での戦略を考えれば、もっと金魚がみんなに売れていくんじゃないかなあとか、文鳥に関して、空気汚染というのもこれからどんどん出てきますので、観賞というばかりじゃなく、自分を守る時代というか、そんなことを感じますが、そういうような弥富の金魚・文鳥をもっともっとアイデアを持って発展させるようなことは考えられておるでしょうか、その辺を伺います。市長さん、どうでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

地場産業の育成といった形のものをもっともっと考えなさいという御指摘でございます。

全くそのとおりでございます。今、地場産業は、ある意味では曲がり角に来ていると言っても過言でない状況でございますので、皆さんのお知恵をいただきながら次の施策を考えていかなきゃいかんというふうに思っております。ことしは名古屋港100周年事業ということがございます。こちらの方に、名古屋港管理組合と相談をいたしまして、この7月に大々的に弥富の金魚をPRしていこう、そして多くの人に触れていただこうということを計画しております。そういった形でございます。

また、オランダの都市との姉妹提携でございますが、つい先日もフレンドシップ事業という形の中で会議を開いたばかりでございます。オランダのホームステッドという市がございます。そこの姉妹都市をもう一度進めていこうということを考えております。また、そちらにお見えになります交響楽団の指揮者をことしじゅうには弥富市の方へ招聘いたしまして、中学生と一緒にオーケストラを奏でていただきたいということも考えております。そういった形の中でさまざまな計画、あるいは姉妹都市という形の中でこれからも進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 村井邦彦議員。

7番（村井邦彦君） ありがとうございます。

オランダにも金魚が売れるし、コラボレーションを起こすということができるとおもっています。

もう一つ私が自慢してほしいのは、私ごとではなくて、ミツバという野菜があります。皆

さん御存じだと思っんです。三つの葉がついたミツバです。正月には雑煮なんかを使うやつですが、これは私どもの水耕栽培で日本の90%を生産しているんです。これは日本の野菜なんです、原産が。だから、弥富の人にもこのミツバに関して知ってほしいなあと。これを世界の料理に持っていくためには、日本じゅうでつくっているミツバの90%を我々が指導してつくらせたんですから、何か弥富のために、それで大きくもうけて税金が出せるようにしたいなあと、こういう発想も考えておるんですけど、これもちょっと私の会社のことみたいですからまずいけれども、本当に日本の野菜ということを知らない人たちに教えてやりたいなあとという考えであります。それはちょっと余談なところが一つありました。

最後に、十四山地区に三ツ又公園というのがあります。小坂井さんもこの後、質問の中にあると思っんですけど、十四山にはこどもの国もあります。その三ツ又公園というところもひっくるめて、何か大きな市民の最高の公園をつくってもらいたいなあと。最高の公園というのはどういうことかという、少子化に対して、たまたまこどもの国がある。子宝という、佐藤さんは子宝にお住みですけど、あそこの子宝神社に参るとどんどん子宝に恵まれるとか、そこのところだけちょっと言わせてほしかったんですよ。どちらにしても宝川とか、そういう名称がありますので、そういうのをひっくるめて開発についてお尋ねしようと思っんですけど、今回は小坂井さんの方に譲りまして、ひとつよろしくお願ひします。

質問というのは大変難しくて、私の場合は数字とかそういう世界よりも、もっと言葉と行動で、この弥富市が発展するという意味を込めて一般質問をしたわけですので、今後ともこれに懲りずに私の話も聞いていただきたいと思っます。きょうはどうぞ、そういうことでありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） 次に小坂井実議員、よろしくお願ひします。

3番（小坂井 実君） 3番 小坂井でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。三つほど取り上げておきました。

まず1番目に、村井さんから譲っていただきました三ツ又公園に関して質問いたしたいと思っます。

まず第1に、平成21年の完成と聞いておるんですが、完成の時期に変更はございませんか。それと、だれがどのように管理するのかということをお聞きたいと思っますが、十四山と弥富が合併する前、そこへ佐屋町をも含めて協定とか何とかというのが結ばれているということをお聞きましたが、その変更はございませんでしょうか。よろしくお願ひいたします。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 三ツ又公園の御質問でございます。まず完成年次ということでございますけれども、我々がつかんでおる範囲では平成6年より平成20年完成ということをお聞きしております。また、管理につきましては、弥富市、愛西市、孫宝土地改良区で三ツ

又池管理協議会を平成17年12月に設立させていただいております。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井実議員。

3番（小坂井 実君） 今のお話の中の、協定を結んで孫宝土地改良区に管理を任せるということですが、協定を結んだ当時は佐屋町でございましたか、愛西市でございましたか。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 愛西市でございます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） 佐屋町の場合ですと、あちらの方も愛西市ということになりまして、また何らかの問題が出てくるのではないかと心配しておりましたが、愛西市としての協定でございましたらそれで結構でございます。

では、次に移ります。

その中の2番として、あの公園は名前のとおり、川が上流より下流に向かって流れておりまして、三ツ又と言われるところから支流が十四山総合福祉センターの横を通り、公園の駐車場で行きどまりになっております。これが支線でございます、公園の入り口となる水面水路であるわけでございます。その支流は西風・北風のときにはごみの山になるというような状況でございますが、現在は川魚漁をされている方が上げたり、本場に流し出したりされている様子でございます。それとて高齢で、後継ぎもないようでございますので、公園内のごみは当然として、水面のごみも回収しなければならない。また、池の護岸が矢板工法ならばよかったような気もいたしますが、護岸が石積みとなっております、常に雑草が石の間から生えそろうたような状態でございます、また、西側の入り江を埋め立てたところにはハナショウブが植えられ、その中に高床式でジグザグの遊歩道があります。花の植えられたところはごく一部であり、その他の場所はアシの群生で人の背丈ほどもあります。このアシの群生というのも、公園の一売りになるというのならばよろしいんですが、そのアシの根元から水生の水草がはびこっております。この水草というのは、宝川、あるいは平島の辺の水路にはびこりました、川を埋めてしまうほどの草でございます。これはソウギョという魚を宝川に生かして、何とかなくなったような状況でございますので、これは刈っても刈っても、取っても取っても出てくるという非常に困った雑草でございます。その管理の大変さを今から思うと、また芝生の中には雑草が生え、芝生を張り変えるより手がないところもあるように思われます。県から弥富市に移管されるときには整備し直し、すぐ使える状態で引き渡していただけるものと思いますが、その後の維持管理にかかる費用の概算でもありましたらお聞かせください。お願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 三ツ又池の維持管理費の関係でございますけれども、これにつきましては、公園内の草刈り及び樹木の剪定、清掃等及び光熱費を合わせまして約700万を維持管理に必要ということで見積もっております。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） 平成19年度予算において三ツ又池保全基金により261万円、それから平成18年度にも同じ金額が基金を取り崩して既に出ております。19年度には三ツ又池保全基金積立金として25万円計上されています。そして、合併前に十四山村のときに1億何がしかの基金として積んで合併をいたしたわけでございますが、この基金は公園の保全、つまり維持管理費に使うお金なのか、あくまで基金は基金として今後の不測の事態に備え、残すものなのか、お聞かせいただきたい。お願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 先ほど基金の話が出ましたけれども、三ツ又池保全基金でございますけれども、これは平成19年3月末現在で1億797万4,202円という金額でございます。この基金につきましては、十四山村から三ツ又池の保全に要する経費の財源に充てる目的基金でありまして、この基金の運用につきましては、毎年この基金を取り崩して維持管理に充当するというところでございます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） 年間700万ぐらいの予定をしてみえるというお話でございますが、ただの公園ではなくて、今の話で水面及び芝生の部分、あるいは樹木、護岸の手入れの仕方の難しさ、つまり今後の維持管理の難しさ、多額の経費を思うとき、海南こどもの国の附属公園とする考えはありませんか。こどもの国から遊歩道を、できることならばモノレールでも敷き、県にお任せすることは考えてみえませんか。市長に伺います。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

海南こどもの国の附属公園とすることができないかという御質問でございますが、先ほどお話がありましたように、県におきましてこの事業が完了後、弥富市に譲渡されてくるわけでございますけれども、事業目的からして、この海南こどもの国の附属公園とすることはできません。そういう形の協議規定になっておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

ただ、海南こどもの国との連携を図り、イベントの開催等のPR活動には十分活用していただけるのではないかと考えておりますので、今後の皆さんとの御協議も賜りたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） 市長のお考えもわかりましたので、弥富市の公園として今後整備するに当たり、今の海南こどもの国からの歩道を整備するというのも一つ頭に入れていただき、大いに弥富市の皆さんに利用していただけるようなすばらしい公園にしていただきたいと思います。

では、2番目の質問に移ります。

弥富市のシルバー人材センターの有効な活用について。

合併前に、弥富市のシルバーでは希望者が多くて待機をいただいているということをお伺いしましたが、現在でもそのようなことがございますか、お伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

待機者につきましては、シルバー人材センターの方へ確認をさせていただきました。登録に当たりましては、常時登録ができる体制になっております。ただし、登録希望者に合った仕事がない場合は仮登録をいただき、仕事についた段階で正会員として登録し、会費をいただいております。現在の待機者数は男性20名、女性17名、合計37名となっております、希望される主な職種としては、特になしが23名、屋内外軽作業が5名、清掃作業が4名の順となっております。参考ですが、5月17日現在の正会員数は男性173名、女性91名、合計264名となっております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） それでは、やはり待機していただいている方というか、希望する職種に当たらないというか、しかし何でもいいという方が23名見えるということは、例えばただいま1番目に質問をいたしました公園が完成した場合の維持管理を、ただただ民間の一業者に渡すのではなく、この辺からでも大いに登用して、利用していただきたいと思います。

それから次に、公園、学校、市有地等、草刈りは年何回ぐらい実施されておりますか、お伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 私の立場ではちょっと学校の関係はわかりませんが、現在の予算でいきますと、例えば十四山総合福祉センターにつきましては、去年は確かに年1回分ぐらいの予算しかございませんでした。今年度につきましては、その反省を踏まえて、その倍の予算をつけていただいておりますので、もとの十四山程度の管理はできると。ですから、年2回にこだわらず、適切に管理ができるというふうには思っております。学校とか、ほかの公園関係につきましてはちょっと私の方ではわかりませんが、ただ児童公園関係につきましては、弥富地区につきましては地元で管理していただいております。それから、十四山地区につきましては、適宜シルバーに委託しておるという格好

で行っております。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井実議員。

3番（小坂井 実君） 私も農業に携わっておりますので申し上げておきますが、農道の除堤などの草刈りは、5回も6回もやらないときれいに管理はできない。除草剤にしたとて、3回、4回は振らないときれいに管理できないと。

そして、伊藤正信議員も言われましたが、今回、19年度より農地・水・環境保全向上対策事業という取り組みがスタートいたしました。本来ならば農道という解釈ではございますが、拡大解釈をいたしまして、市道の脇に草を刈って地被植物を植えて、また草花を植えると。この取り組みが5年間うまいこといきましたら、まことにすばらしい環境の弥富市が誕生するのではないかと。美しい水と緑の文化交流拠点、全くそのとおりの市ができ上がると思います。そうなりますと、公園とか学校とか、市有地のごみや雑草が余計目立つようになります。どうかシルバー人材センターを使いまして、その都度きれいに刈り取るなり、捨てるなり、よろしく願いいたします。

それから関連ですが、公園の生け垣、学校の生け垣、予算がないので、あの角でことしは終わりと、そういうお話を伺ったことがございますが、実際そのようなことがあるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） それぞれ公共施設があるわけでございますが、その目的に沿ってそれぞれの所管で管理をしておるわけでございます。その中で、公共施設に対する管理が、経費の節減ということで、今の例の中でも草刈りが2回だとか、いろんな話が出ておるわけでございます。生け垣においても、そういった公共施設の管理ということで非常に厳しい状況にはあります。御指摘のように、この地域、ことしから農地・水・環境向上対策事業ということの中で、それぞれ各市民の皆さん方が共有の財産として今後管理していただくということでございます。公共施設につきましても、今御指摘のあったようなことで、非常に醜い形で公共施設だけの管理が残ってしまうということがあってはなりません。今後、この件につきましては、11月、12月に予算を組むわけでございますが、そういった面を心に置いて、理想どおりにはいきませんが、そういった面を少しでも高めるように努力をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井実議員。

3番（小坂井 実君） 何しろ予算がないという言葉で片づけないように、きめ細かな対応をしていただきたいと思います。

では、次に移ります。福祉バスの運行状況についてお伺いをいたします。

平成18年度の運行実績を教えてくださいたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） 福祉バスという御質問でございますが、市有バスという理解でよろしいでしょうか。巡回バスではない方。わかりました。18年度の運行実績につきましては、延べ204回でございます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井実議員。

3番（小坂井 実君） そのバスでございますが、福寿会が年に2回、それから議会は優先と。それから小学校、あるいは中学校の対外試合に使用すると。あとは社会福祉協議会が使われたということを伺いました。バスは2台あるわけでございます。その2台の位置づけと伺いますか、1台しか運行はなされていないように思えてなりません、その辺のところをひとつ、どこまでは借りられますかと。1台は使っていない、その意味というか、位置づけをよろしく願います。

議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） まず、合併によりまして現在2台、旧十四山地区の1台、旧弥富地区の1台ということで運行させていただいておりますが、この使い分けにつきましては、旧弥富の所有したバスが40人乗りということで、十四山地区のものが35人ですので、老人クラブ、福寿会等は人数が非常に多いものですから、40人乗りの方を使っております。競合しない限りは弥富地区ということにしておりますが、競合した場合、主に公用等の場合につきましては、十四山に所有しておいた35人乗りの方を利用していただいております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井実議員。

3番（小坂井 実君） ただいま伺いました18年度実績204回、これは2台のバスで204回と考えてよろしいかと思いますが、弥富市には各種文化団体、あるいはボランティア団体、また文化財保存会等団体があるわけでございますが、そこらのところには貸し出すということにはございませんので、ただ福寿会に年2回ということになっておりますが、バスが2台あるということで、何もただで貸してくれとは言っていない。燃料代、運転手代ぐらい出してもいいから借りられんかなあという話がちょくちょく聞かれるわけなんでございますが、6月1日に弥富市の文化財保存会の総会がございました。そこで市長は、道路やU字溝をつくるのが市政ではないと。有形無形、こういう団体のこういうところにも補助金を出して頑張りたいと申されたわけでございますが、その後、ことしの補助金を見ましたら、去年の6万4,000円から5万円に下がっております。それは、子供が少なくなったから、少しくらいは我慢してくださいよという趣旨でございましたので、それはそれで仕方がないけど、しかし去年までは14回練習をしてくださいと、最低。だけど、ことしは10回でいいですよと。そこらのところがよくわからないんですね。14回やらないと文化の伝承ができないという

ころが、10回でいいから5万円にまけておけというような、そんなおかしな道理は通りません。しかし、そういう補助金などのばらまきをせいということではございません。したがって、例えば文化財保存会、どこか他町村のすばらしい技を持った団体がありましたら、そこへひとつバスを連れて見に行きましょうかと。燃料代、運転手代ぐらい出してもいいからどうだろうなあという声もあるわけでございますので、市長、そこら辺のところは、政権も変わりましたことですので、ひとつ頑張ってください。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げる前に一つ訂正をさせていただきたいと思います。

私は確かに文化財保存協議会の方にお招きをいただきまして、ごあいさつに伺いました。側溝をつくることが行政の仕事ではないということは一言も言っておりません。ぜひ訂正をさせていただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井実議員。

3番（小坂井 実君） 失礼をいたしました。私の言い間違いで、道路や側溝をつくるだけが市政ではないと言われました。失礼をいたしました。改めてよろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） まだ若干解釈のニュアンスが違うようでございますが、先ほどからずうっと言っておりますように、まちの大事な財産というのは、いわゆる物で見えるという意味での例えで、側溝だとか、そういうものも大事だと私は発言しておるわけでございます。また、文化財というのは弥富市の伝統的な一つの物でございます。これを守っていくことも非常に大事だという意味合いで、同意語という形の中でそのときはあいさつをさせていただいたということでございますので、もう一度訂正をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） 失礼いたしました。道路やU字溝をつくるばかりが市政ではない。このような有形無形の文化を大事にするのも市政であると申されたとは私は申しませんでしたか。これで違いますか。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） ありがとうございます。御理解いただいたと思います。

福寿号の問題につきましても、いろんな形の中で御協議させていただいて、改善すべきところは改善していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井実議員。

3番（小坂井 実君） 市長の今のお答えではまだまだ前向きというふうにはとれませんが、バスが2台あるということは、ダブルでも使えると。貸してほしいと。お願いしたいと。燃料代を出してもどうですかと。運転手代を出してもどうですかと。あるものを有効に使った

らどうでしょうかという話なんです、市長。前向きな御返答をもう一度お願いします。

議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） いろんな団体にバスを使わせてほしいという御意見でございますが、実はバス管理規程というものがございまして、その規程の中に、使用できる範囲は、市の公務のために使用するとき、また社会福祉法第1条の規定による市内の社会福祉団体が使用するときというような規定がございます。今は基本的にその範囲で運行させていただいております。各種団体文化団体、あるいはボランティア団体などは非常に多くの団体がございます。そういう団体に利用していただくとしますと、日程調整、あるいは市の公務に支障を来すと。また、日程調整等の中で団体同士の競合等により、逆に団体に迷惑をかけるというようなことにもなりかねないと思いますので、今後におきましても現在の取り扱いの中で運行をさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、特例といいますか、その規程の中にもあるわけですが、市長が特に認めたときというような場合もございまして、過去の経緯の中では、団体でもいろんな団体があるわけですが、例えば子ども会のように、各地域にそれぞれの単位の子どもの会というのがありまして、それが市全体がまとまって連合会というような組織の団体があると思いますが、そういう団体につきましては、その目的によって、特例として使用をしていただいた過去の経緯もございます。そのほか、市の団体においても、市の公務として利用していただく場合もございますので、そういう場合につきましては、所管の方から申請によって利用していただけるということでございます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井実議員。

3番（小坂井 実君） 確かに団体というのは、例えばボランティア団体ですと11団体ございます。文化協会の団体は42団体、文化財保存会に関しましては54団体ございます。しかし、例えば前回の204回は、全部福寿会が使われたとはとても思えないわけですね。文化団体にしろ、各種団体にしろ、全員が全員借りようということはないと思います。ましてや、小さな団体ならば規定の人数に足りないという団体もあるかと思っておりますので、おいおい考えていただいて、この9月、12月の議会にはまたもう一度質問させていただくかもわかりませんが、ひとつよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） 1時間半やりましたが、もう1人ですけど、休憩して4時15分から再開いたします。

~~~~~

午後4時04分 休憩

午後4時14分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） では、休憩を閉じて会議を再開します。

次に佐藤良行議員、お願いいたします。

19番（佐藤良行君） 私は一般質問で初めてトリをやらせてもらうんですが、もう大分皆さんもお疲れなので、的確に質問をします。市当局側も的確な御答弁をお願いするということで本題に入ります。

通告に従い、弥中新校舎建設に関連して質問します。

私は、弥中新築が決定してから今日までに、一般質問や全協等の場でコストダウンを初め数項目について質問してきましたが、市側は導入できるものは前向きに考えていきますとの回答でありましたが、去る3月8日の全協における学校建設特別委員会報告のとき、まとめて質問した結果、ゼロ回答に近いものでありました。我々が機会あるごとに質問したり、意見具申をしても十分な検討がされてないのではないかとさえ感じました。今回の弥中の新築については、工事も終盤に近づいているので、今からでは遅いかもかもしれませんが、今後の参考にするため、また一部については今からでも導入が可能な件もあるのではないかと思い、質問をいたします。

まず、教育長に計画段階から今日までの検討結果を3点お伺いします。

第1点目は、コストダウンの検討はどのような方法で実施されましたか。

私は、2005年3月議会の一般質問にて中部国際空港の建設時のコストダウンは、99年4月の当初計画予算7,680億円を6,431億円とマイナス1,249億円、率にして16.3%と大幅なものであり、その主要点を申し上げました。それを受けて当時の町側より、今後の建設物件の参考にしますとの回答を受けました。

そこで伺いますが、今回の弥中新築に対し具体的にどのような検討がなされたか、質問いたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

コストダウン等の検討をどうしたかという質問でございますが、これは前回も御報告したと思いますが、プロポーザル方式によりまして設計者の選定をいたしました。もちろん、そのときにもコストダウンはどうされているかということは選定の基準にもいたしました。そして、公共工事としての品質確保のための支援、入札方法を一般競争入札で実施する等のこといたしましたコストダウンも十分盛り込んでいったつもりでございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 第2点目は、新校舎の特徴、要するにキャッチフレーズは何か。

北中建設時は斬新な形状が評価され、デザイン賞を受賞し、建築業界を初め各方面から大

変注目されたと聞いていますが、今回の弥中新築に際し、そのような検討がされたかどうか伺います。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

今、弥富北中学校の例が出ましたが、今回の弥富中学校の建設に当たりまして、そういったような設計業者を募集して、いろいろ設計していただくというようなことも考えましたが、今の弥富北中学校は非常に斬新でいいわけですが、結局、維持管理のために非常にたくさんのお金がかかり過ぎて、あんまりそういったようなことを考え過ぎると後々メンテナンスが大変だというようなことがございました。

それから、これはちょっと余談といいますが、建築家の安藤忠雄さんという方が石川県の方で校舎をつくっておられまして、それを見せてもらいましたが、やはりそういう特別有名な方の変った校舎というのは非常にいろいろ問題があるように思いました。その分の例でいいますと、校舎がラグビーのボールのような形をしておるんですね。そして、両側に教室がありまして、中廊下になっております。ところが、中が暗いもんですから電気をつけなければいけない。電気をつけると電気代がもったいないということで、いつも電気を消しているということで、子供が非常に不満を述べておりました。いつも暗いんですね。そのほか、教室もそういったようなことで、安藤さんの悪口を言うわけじゃないんですが、そういう特別な方のものというのは、えてしてどこかここか非常にいろいろ問題が出てきます。シンプル・イズ・ベストということがございますが、後の維持管理といったものまで考えますと非常に難しい面があると。変形校舎とかいろいろ考えましたが、結局は、そういったようなことでノーマルに近いものを選定したわけがございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 第3点目は、太陽光発電や緑化等、環境対策の検討内容について具体的に伺います。

先日ドイツで開催された主要国G8首脳会議では、2050年までに温室ガス排出量を2分の1に低減すると合意されました。これは大変重大な低減目標であり、実現するためには国を挙げて取り組まなければなりません。その対策項目の一つに、学校教育の中で環境教育の導入が不可欠とさえ言われています。そのような観点から、太陽光発電の設置をすべきであったと思いますが、断念された理由をお聞きします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 先ほどいろいろお話をしましたが、キャッチフレーズは先ほど言ったようなものだけではなく、先ほどもちょっと残っておりましたので申し上げますと、例えば廊下なんか、普通の標準でいきますと廊下の幅は3メートルということになっており

ますが、4.5メートルにしてございます。これは授業参観とか、あるいはいろんな事柄で廊下の広いのが非常にいいといったようなこともございます。我々が考えましたのは、結局、キャッチフレーズ・特徴ということとも、先生の今の質問とは重なるところもあるんですが、やはり環境をしっかりと考えまして、中庭の下に雨水の貯留層を設けると。それを日常のトイレの洗浄水として使ったり、あるいは学校の植栽に利用したりということで、緑化対策、それから環境対策もしてございます。

それから、今、太陽光ということをしていただきまして、これは現在国際的な大きな問題にもなっております問題でございまして、いろいろこれも考えて、設計士の方とも太陽光熱を用いた太陽光発電について検討いたしました。生徒の環境学習が非常にこういった面で大切だということを理解しながらも、費用対効果といいますが、なかなか値段の割合にエネルギーが得られないといいますが、そういったようなことがございまして、後々これが、経済的に見合うだけのものがちょっと今の段階では得られないという結論になりまして、取りやめました。が、決してそういうことを考えなかったわけではなしに、ぜひ入れたいと思っている。いろいろ問い合わせ、調査をしましたが、残念ながらそのようなことで断念をしておりますので、お答えとさせていただきます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） ここでちょっと質問を終わりにして、私は訂正しなければならない点が1点あります。

先ほど冒頭に3月8日の全協にてまとめて質問した結果、ゼロ回答に近いものがあったと申しましたが、1点採用されていた項目があったことを付言しておきます。それは、カメラつきインターホンと電動扉をセットした安全装置が導入されていたこととあります。本件は不審者侵入防止に必ず役立つと考えられ、これで生徒たちの安全・安心が一步前進したと思われるので評価をさせていただきます。

それで、次に入りますが、今の教育長に対する質問を受けまして、答弁をいただきました。その答弁内容についてはいろいろ疑義もありますが、これを受けまして、次に再検討について市長に2点伺いをいたします。

第1点目は、太陽光発電導入について伺います。

昔から、受けた教育の高さはその国を救い、そのまちを発展させると言われております。第2次世界大戦に敗れ、焦土の中から奇跡的な発展を遂げた日本の原動力は、高度な教育と日本人の優秀さのたまものであると言われております。太陽光発電を学校に設置し、子供たちの環境教育に役立てたら、その子供たちが将来各家庭や職場に太陽光発電を設置し、地球温暖化防止の大きな要因になる日が必ず来ると信じて、私は市長に今からでも弥中に追加設置の再検討をされたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

生徒・先生の安心・安全という形の中で中学校建設をしまいいっておるわけですが、先ほど佐藤議員からも話がありましたように、今からでも間に合うものはこの中で検討させていただきながら、弥富中学校にはカメラつきのインターホン、あるいは電気錠を駐車場から校舎へ入る出入り口に設置する予定でございます。これはもう既に決定しております。また、中学校が置かれている地理的な条件は皆様が御承知のとおりでございます。さらにこれからも安心・安全という形の中で対策を講じてまいりたいというふうにおもっておるわけでございます。

また、環境対策につきましても、先ほど教育長が答弁したとおりでございますが、今後の事業につきましても、環境に十分配慮していきたいという考えを持っております。また、太陽光発電の導入につきましては、今回の弥富中学校の中で間に合うものはないかという形で検討させていただきました。そして、クラブハウスの建築に導入という形の中で検討させていただきました。しかし、私として費用対効果という形の中でもう一つ確信が得られなかったという中で、今回は見送りをさせていただきました。しかしながら、今後の導入につきましては、その装置の導入が直接的な効果だけではなくて、やはり間接的な効果、あるいは経済効果も十分考え、今後の環境対策上、考慮した上でよいと判断した場合には、これからは採用していきたいというふうに現状は思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 今の太陽光発電の関係でございますが、費用対効果ということをお考えするとまだペイできないと、こういう考え方だと思っておりますが、売る方と買う方は意見が相反しておりますけれども、国の補助制度、これはNEDOということで、一般とか、それから学校の場合は、文科省の関係で補助金制度が出ておるわけですね。特に教育については、今私も言いましたように、将来を考えると、その人たちが大きくなったときに必ず環境改善という教育の場で身についたことを実際に導入する時が来るだろうという意味で、文科省も全国の各学校にそういう設置を呼びかけておるわけです。ですから、費用対効果は、一応耐用年数が40年ぐらいありますから、もう完全にクリアしております。何年でクリアするかという問題がありますけれども、そういうことから考えると、今からでも私は遅くないと言ったのは、例えば設置しようという、申請をここの年末までにやると、来年度の4月以降にオーケーになるかならんかによって設置ができるかと思っておりますが、今決断しておけば、例えば自転車置き場の基礎をきちっと強化して、その上につけるような金具を少しつけておけば後からでも簡単につくと、こういう手もありますので、そういう意味で再検討をお願いしたいと申し上げましたので、これは参考までにしてもらえば結構です。

次の質問に入ります。

第2点目は、今後、高額の大規模プロジェクトの建設を推進する場合、コストダウン、安全対策、環境対策及び維持管理費の低減等について具体的にどのように検討されようとしておられるのか、市長の考えをお伺いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

先ほどの答弁の中でも話をしたとおりでございますが、ただ単に直接的な効果のみならず、間接的な経済効果、あるいは環境対策上の効果といったことを十分にこれからも考慮していきたい。また、今後の大規模プロジェクトについても、そういうことをよく考えながら、そしてなおかつ専門家の情報というものにも十分耳を傾けて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 今の御答弁を受けて、市長にもう1点御質問したいと思いますが、先ほど私が、以前、中部国際空港の建設について調査をし、質問したと申し上げました。中部国際空港はどういうことをやったかということ、官民合同の300数十名、その中で官の200名を超える人をトヨタ系が中心となって、民間が官の人の洗脳を半年間かけてやって、プロジェクトをつくって16.3%のコストダウンをしたと。御承知のように、大阪空港は逆に国の予算より10何%もオーバーしちゃったわけですね。それで、今後例えば何十億というような工事をやる場合には、市役所の部課を超えたプロジェクトをつくっていただいて、例えば今回、弥富中学校が40億だとしますと、10%コストダウンしたら4億なんです。そういうことを頭に入れてぜひともやっていただきたかったと。そういう答弁も実際にやられた中からもいただけなかったのは残念だと思います。そういう意味で、市長に再度、今後そういう大規模プロジェクトは、部だとか課を超えてプロジェクトを組んでやろうというつもりはあるかないか、お聞きしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

佐藤議員の貴重な御意見として承っておきます。また、そういった形の中での検討をさせていただくというふうにお約束させていただきます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） ありがとうございます。それをぜひとも生かしていただきたいと思っております。

あと1点だけ要望申し上げておきたいと思っております。

私は今「A社の口ぐせ」という本を1回読んで、2回目は半分ぐらい読みました。この中

には、私も10代から30代前半まで会社で絞られ通した内容がほとんど網羅されております。それを一遍、読む機会があったら市役所の皆さんにも読んでいただきたいと思います。ここで言いたいことは何かというと、上司がいつも言ったことは、おまえは給料をどこからもらっておるんだと。中には課長からだとか、係長からだとか、会社からだとかいろいろあったそうですが、その会社の上司の答弁は絶えず、給料はお客様からもらうものだ。製造業ですから、お客さんにいいものを安く、タイムリーに提供して、維持管理も安いものをつくる。その上にクレーム対応ができなきゃ、お客さんは買ってくれんよと。おまえらは給料をもらえんよと。こういうことを私も言われてきました。これを市に置きかえたら、私たちも含めてそうですが、皆さんはどこから給料をもらいますか。住民から給料をもらっておるわけです。税金からもらっておるわけです。そういう意味で、口だけではなくて、こんな大きな工事があったらプロジェクトを組んでいただいて、ぜひともコストダウンをして、住民の皆さんから税金を納めたくないと言われぬように、住民のための仕事を我々も含めてすべきじゃないのかというふうに思いますので、そういう要望を付言しまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~

午後4時37分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 佐藤 良行

同 議員 高橋 和夫

平成19年 6月22日

午後 2時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(30名)

1番	佐藤 博	2番	武田 正樹
3番	小坂井 実	4番	佐藤 高清
5番	立松 新治	6番	山本 芳照
7番	村井 邦彦	8番	新田 達也
10番	伊藤 正信	11番	栗田 和昌
12番	杉浦 敏	13番	炭竈 ふく代
14番	三浦 義美	15番	浅井 葉子
16番	中山 金一	17番	前田 勝幸
18番	安井 光子	19番	佐藤 良行
20番	高橋 和夫	21番	立松 一彦
22番	水野 博	23番	高橋 清春
24番	木下 道郎	25番	宇佐美 肇
26番	久保 文哉	27番	黒宮 喜四美
28番	四方 利男	29番	大原 功
31番	原沢 久志	32番	三宮 十五郎

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

9番 渡邊 昶

3. 会議録署名議員

21番 立松 一彦                      22番 水野 博

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市長	服部 彰文	副市長	加藤 恒夫
教育長	池田 俊弘	総務部長	北岡 勤
民生部長兼 福祉事務所長	大木 博雄	開発部長	横井 昌明
十四山総合福祉 センター所長	平野 雄二	会計管理者 兼会計課長	村上 勝美
十四山支所長	平野 瞳	十四山スポーツ センター館長	平野 茂雄
総務部次長 兼税務課長	佐藤 忠	民生部次長 兼市民課長	加藤 芳二

開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	服 部 昭 男
教 育 部 次 長 兼 函 書 館 長	高 橋 忠	監 査 委 員 長 事 務 局 長	加 藤 重 幸
総 務 課 長	佐 藤 勝 義	企 画 情 報 課 長	村 瀬 美 樹
管 財 課 長	渡 辺 安 彦	防 災 安 全 課 長	服 部 正 治
保 険 年 金 課 長	佐 野 隆	環 境 課 長	久 野 一 美
健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘	福 祉 課 長	横 井 貞 夫
介 護 高 齡 課 長	佐 野 隆	児 童 課 長	山 田 英 夫
商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司	土 木 課 長	三 輪 眞 士
都 市 計 画 課 長	伊 藤 敏 之	下 水 道 課 長	橋 村 正 則
教 育 課 長	前 野 幸 代	社 会 教 育 課 長	水 野 進

6 . 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	下 里 博 昭	書 記	柴 田 寿 文
書 記	岩 田 繁 樹		

7 . 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第34号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正の件
日程第 3	議案第35号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件
日程第 4	議案第36号 平成19年度弥富市一般会計補正予算の件
日程第 5	議案第37号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
日程第 6	議案第38号 平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件
日程第 7	閉会中の継続審査の件

午後2時00分 開議

議長（宇佐美 肇君） ただいまより平成19年第2回弥富市議会定例会継続議会を開議します。

これより会議に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、立松一彦議員と水野博議員を指名いたします。

日程第2 議案第34号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正の件

日程第3 議案第35号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

日程第4 議案第36号 平成19年度弥富市一般会計補正予算の件

日程第5 議案第37号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件

日程第6 議案第38号 平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件

議長（宇佐美 肇君） この際、日程第2、議案第34号から日程第6、議案第38号まで、以上5件を一括議題とします。

本案5件に関し、審査経過の報告を、まず総務常任委員長、お願いをいたします。

総務常任委員長（伊藤正信君） 総務常任委員会の報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました案件は、議案第35号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件初め2件であります。

本委員会は6月18日に開催し、委員全員出席し、審査を行いました。その結果を御報告申し上げます。

議案第35号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償額の算定の基礎となる補償基礎額の扶養加算額について、3人目以降の扶養親族分を引き上げるものであります。

議案第36号平成19年度弥富市一般会計補正予算は、議会費では本会議場で使用するワイヤレスマイク購入9万円の件、消防費では消防団員退職報償金の支給に係る掛金の額が引き上げられ、88万円を補正する件でございます。

個々に審査し、採決をした結果、2件とも全会一致で原案を了承しましたことを御報告申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 次に建設経済常任委員長、お願いいたします。

建設経済常任委員長（村井邦彦君） 7番議員 村井邦彦です。

建設経済常任委員会報告をいたします。

建設経済常任委員会に付託されました案件は、議案第36号平成19年度弥富市一般会計補正予算の件であります。

本常任委員会は去る6月14日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

議案第36号平成19年度弥富市一般会計補正予算の件を審査しましたところ、企業立地指定企業交付奨励金に関する質疑がありました。そして、議案第36号を採決したところ、全員一致で原案を了承いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 次に厚生常任委員長、お願いいたします。

厚生常任委員長（高橋和夫君） 委員長報告をさせていただきます。

厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第34号弥富市児童厚生施設条例の一部改正について外3件です。

本委員会は去る6月18日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第34号弥富市児童厚生施設条例の一部改正については、児童クラブ利用料の減免規定を設けるために必要であり、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第36号平成19年度弥富市一般会計補正予算の件、議案第37号平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件、議案第38号平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件の以上3件を一括で審査しました。一般会計補正予算で主なものは、視覚障害者への情報支援のための点字プリンターの備品購入費、妊婦健康診査を2回から5回に改正することに伴う委託料及び補助金等です。国民健康保険特別会計で主なものは、前期高齢者の国民健康保険税を年金から天引きするためのシステムを構築するための電算処理委託料です。また、老人保健特別会計補正予算は、平成18年度の精算に伴う過年度分の返還金です。

審査の結果、以上の3件は全会一致で原案を了承しましたことを御報告申し上げます。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 次に文教常任委員長、お願いいたします。

文教常任委員長（浅井葉子君） 文教常任委員会の報告をさせていただきます。

文教常任委員会に付託されました案件は、議案第36号平成19年度弥富市一般会計補正予算の件についてであります。

本委員会は去る6月15日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

文教常任委員会に付託されました補正予算の主なものは、学習チューター派遣事業委託料

23万2,000円、子ども食育推進事業委託料9万円、図書館の修繕等工事請負費100万などであります。委員から、学習チューター派遣事業委託料について、県の補助事業を1年間だけ実施するのではなく、市としても今後この事業を推進する意思がありますかなどの質疑がありました。採決の結果、委員全員賛成で原案を了承いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案5件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、本案5件は原案どおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第7 閉会中の継続審査の件

議長（宇佐美 肇君） 日程第7、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもって、平成19年第2回弥富市議会定例会を閉会といたします。

~~~~~

午後2時10分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 立松 一彦

同 議員 水野 博